



平成29年度版

福島県環境白書

— 本編 —

平成29年10月

福島県

環境白書の発刊に当たって



福島県は、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に抱かれた地域であり、私たち県民は、そうした自然から豊かな恵みを楽しみ、暮らしを営んでまいりました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本県に甚大な被害をもたらした。また、誰もが経験したことのない深刻かつ計り知れない影響をもたらしました。

このため、本県では、「福島県環境基本計画」において「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」を基本目標に掲げ、震災からの復興・再生に向けた「環境回復の推進」、地球温暖化や生物多様性の保全などを推進するための「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」を二本柱とし、様々な課題を克服すべく、総力を挙げて取り組んでまいりました。

平成 28 年度には、県土の環境回復・創造の拠点となる福島県環境創造センターの全面開所や、面的除染の概ねの終了など、本県の環境回復に向けた取組が着実に進展いたしました。また、このような状況の変化や、復興・創生期間における施策動向なども踏まえ、基本目標の実現に向けさまざまな主体が一体となって取り組んでいけるよう、「福島県環境基本計画」を改定いたしました。

震災から 6 年半余りが経過した今も、約 5 万 4 千人の県民の皆さんが避難生活を続けており、福島の復興はいまだ途上にあります。

かけがえのない福島の豊かな県土を取り戻し、心豊かに暮らせる美しいふるさとを創造していくために、引き続き、県民一人一人はもとより、国内外の福島を想う方々の力を結集していく必要があります。

皆さん、共に手を携えて、“新生ふくしま”をつくりあげてまいりましょう。

本書が、多くの皆さんの「ふくしま」への理解や関心を更に深め、環境回復・創造に向けて取り組んでいただく一助となれば幸いです。

平成 29 年 10 月

福島県知事 内堀 雅雄

第1章 平成28年度の取組状況

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

- (1) 環境放射線モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 除染の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 中間貯蔵施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進・・・・・・・・・・ 5
- (5) 環境創造センターの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

- (1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施・・・・・・・・・・ 14

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

- (1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用・・・・・・・・ 18
- (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 循環型社会の形成

- (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進・・・・・・・・・・ 20
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 廃棄物の適正な処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (4) 環境と調和した事業活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

3 自然共生社会の形成

- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用・・・・・・・・ 24
- (3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の
回復に向けた適切な保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (5) 猪苗代湖等の水環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

4 良好な生活環境の確保

- (1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 化学物質の適正管理等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 公害紛争等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (4) 環境影響評価の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
-

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	28
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	29
(3) 情報の収集・提供と発信	30

第2章 環境基本計画に基づき講じた施策と今後の方向性

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復	
(1) 環境放射線モニタリングの実施	31
(2) 除染の推進	34
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	36
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	38

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換	
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	39
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	43
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	44
2 循環型社会の形成	
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	45
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	46
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	49
(4) 環境と調和した事業活動の展開	51
3 自然共生社会の形成	
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	53
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用	56
(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の 回復に向けた適切な保全	58
(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	59
(5) 猪苗代湖等の水環境保全	60
4 良好な生活環境の確保	
(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進	61

(2) 化学物質の適正管理等の推進	65
(3) 公害紛争等の対応	67
(4) 環境影響評価の推進	68

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	69
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	71
(3) 情報の収集・提供と発信	72
指標の評価の考え方	73

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関	74
----------	----

第2節 出先機関	74
----------	----

第3節 付属機関等

1 環境審議会	76
2 公害審査会	76
3 環境影響評価審査会	76
4 景観審議会	76
5 自然環境保全審議会	76
6 その他会議等	77
福島県環境行政組織図	79
名簿－1 福島県環境審議会委員	80
名簿－2 福島県公害審査会委員	81
名簿－3 福島県環境影響評価審査会委員	81
名簿－4 福島県環境影響評価審査会専門委員	82
名簿－5 福島県景観審議会委員	82
名簿－6 福島県自然保護審議会委員	83

第4章 平成28年度・29年度 環境の保全・回復に 関する事業一覧	84
--------------------------------------	----

目次

参考資料

平成28年度福島県環境日誌	105
生活環境部所掌環境関連法令・条例等	107
用語解説	111
東日本大震災～平成28年度までの主な動き	129
福島県における環境関連計画等	146
福島県環境基本条例	147

第1章 平成28年度の取組状況

この章では、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の二本の柱（「環境回復の推進」、「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」）に沿って、現状・課題とともに、平成28年度の取組の概要について示します。

平成28年度の取組の概要

【第4次環境基本計画の改定】

- 本県の環境回復に向けた取組の進展、環境を巡る社会情勢の変化、復興・創生期間における施策・動向などを踏まえ、基本目標である「安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”」の実現に向けて、さまざまな主体が一体となって取り組めるよう計画の改定を行いました。

【環境回復の推進】

- 汚染廃棄物及び災害廃棄物の処理が着実に進んでいるほか、除染については、国直轄除染地域では帰還困難区域を除き計画に基づく面的除染が全て完了し、市町村除染地域においても、一部を除き概ね終了しました。
- 中間貯蔵施設については、用地取得に係る体制が強化されるとともに、初の本格施設である受入・分別施設及び土壌貯蔵施設の工事が着工され、市町村からの除去土壌等の輸送が進められています。
- 原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」、「教育・研修・交流」の4つの機能を持つ総合的な拠点として三春町と南相馬市に整備を進めてきた環境創造センターについては、平成28年7月の交流棟「コミュタン福島」のオープンをもって全施設が開所しました。
- 廃炉安全監視協議会による現地調査や現地駐在員の配置などにより、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視するとともに、東京電力福島第一原子力発電所周辺における海水や大気等の環境放射線モニタリングについては、平成25～27年度に強化した監視体制を継続し、放射能分析については、環境創造センター開所に伴い、より精度の高い分析方法を導入しました。

【美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現】

- 福島大学の協力により実施した気候変動と影響の予測の成果、パリ協定の発効等の国内外の動向を踏まえ、新たな温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、学校・事業所等の二酸化炭素排出量削減を促進するため「福島議定書」事業を展開しました。
- 再生可能エネルギー普及拡大のため住宅用太陽光発電設備への支援や県有施設等への率先導入を推進するとともに、産業技術総合研究所（以下「産総研」とする）と連携し、再生可能エネルギー関連事業を進めました。
- 「福島県循環型社会推進計画」に基づき、復興・再生に向けた取組と調和を図りながら、省資源・省エネルギーなど環境への負荷を低減するライフスタイルへの転

換を促進する各種施策に取り組みました。

- 「福島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減に関する各種施策に取り組みました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」とする）の影響により、狩猟圧が低下し、野生鳥獣の個体数が増加していることから、県の直接捕獲事業等を実施することにより、生息数の適切な管理に努めました。
- 微小粒子状物質（PM2.5）などの新たな課題への対応として測定局の整備を計画的に進めるとともに猪苗代湖の水質改善などのため、県民が一体となった水環境保全活動を推進しました。
- 環境アドバイザー等派遣事業や小学5年生を対象とした環境教育副読本の作成・配布事業等により環境教育を推進しました。

今後の方向性

- ◎ 災害廃棄物の処理、除染、中間貯蔵施設の整備、市町村からの除去土壌等の輸送を始めとする震災・原発事故からの環境回復に向けた取組については、関係機関との連携を図り、引き続き迅速かつ確実に実施していきます。
- ◎ 改正「福島復興再生特別措置法」（平成29年5月施行）に基づき、帰還困難区域における除染や復興拠点の整備の本格化が見込まれることから、さらなる環境回復の加速に向け、必要な取組を進めていきます。
- ◎ 原発事故による避難指示や出荷制限に伴う狩猟圧の低下等を背景として急増するイノシシ等の有害鳥獣対策については、捕獲体制の強化のみならず侵入防止柵の設置等の被害防除、河川の刈払い等の環境整備、人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。
- ◎ 環境回復・創造の拠点として整備された環境創造センターについては、きめ細かな環境モニタリングや調査研究、情報収集・発信を行うほか、交流棟「コミュタン福島」を最大限活用し、県内外の子どもたちの環境や放射線についての学習への支援を行っていきます。
- ◎ 持続的に発展が可能な社会の実現や新たに定めた温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組を進めるとともに、省資源・省エネルギーの施策を推進し、環境への負荷を低減する賢いライフスタイルへの転換を促進していきます。
- ◎ 沿岸部における太陽光発電の導入拡大の支援や阿武隈・沿岸部における風力発電の大量導入の事業化を推進するとともに、スマートコミュニティのモデル構築を全県下で進めるなど、引き続き再生可能エネルギーの導入を拡大しながら、エネルギー利用の新しいモデルづくりに積極的に取り組んでいきます。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

現状・課題

東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出により広範囲にわたり環境を汚染しました。

そのため、きめ細かく放射線量を把握するとともに、除染や汚染廃棄物・災害廃棄物の適正処理を速やかに実施することが求められています。

平成28年度の実施等

(1) 環境放射線モニタリングの実施

ア きめ細かな監視・測定

- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などのモニタリングを実施し、その結果について随時ホームページで公表しました。
- 県内全域でのモニタリングとして、2km四方ごとにメッシュ調査、学校や公園、観光地などでのサーベイメータによる空間線量率の測定、学校プールや水浴場、大気浮遊じん等の環境試料に含まれる放射性物質濃度の測定、自動車に線量計を搭載して走行することによる道路上の空間線量率の測定などを実施しました。
- 原子力発電所周辺のモニタリングについては、P.14に記載されています。

イ IAEAとの協力（P.7参照）

IAEAとの協力プロジェクトとして、河川・湖沼の水質・底質の放射性核種濃度を測定し、濃度分布、移動状況等を明らかにする「河川等における放射性核種の動態調査」、及び放射性物質による野生動物への影響を把握する「野生動物における放射性核種の動態調査」を引き続き実施するとともに、トリチウムやストロンチウム-90の効率的な分析方法を開発する「放射性核種の簡易・迅速な分析方法の検討」を新たに実施しました。

(2) 除染の推進

ア 市町村除染

県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づく除染を総合的に支援するとともに、県有施設等の除染に取り組みました。また、除染推進体制を整備するため、除染事業者等の育成や技術的支援、住民理解の促進にも取り組みました。なお、除染実施計画に基づく除染を実施している36市町村の面的除染については、道路や森林など一部やむを得ない事情で終了できなかったものを除き、平成29年3月末までに概ね終了しました。

イ 国直轄除染

国が除染を行う除染特別地域には、11市町村が指定されており、平成27年度末までに6市町村(田村市、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、葛尾村)で計画に基づく面的除染が終了しています。平成28年度は5市町村(南相馬市、川俣町、富岡町、浪江町、飯館村)で除染が進められ、平成29年3月末までに計画に基づく面的除染が全て終了しました。

県としては、除染が迅速かつ確実に進むよう、市町村と連携し、取組・進捗状況等を確認する現地調査等を行いました。

ウ IAEAとの協力(P.7参照)

IAEAとの協力プロジェクトとして、河川・湖沼等に関する効果的な除染手法の検討を行う「河川・湖沼等における放射性物質対策」を引き続き実施しました。

(3) 中間貯蔵施設

ア 施設について

事業主体である国による地権者への個別訪問等が行われていますが、契約に至るまでに時間を要している状況にあるため、国に対し地権者説明の体制強化を求めてきたところであり、国は平成28年4月から担当職員を増員し、体制の強化を図りました。

県としても、国による地権者への説明が円滑に進むよう、情報収集や国との調整等のため、平成27年7月から大熊・双葉両町に職員を1名ずつ駐在させるとともに、地権者説明の更なる促進のため、平成28年4月から国に10名の職員を派遣したところであり、中間貯蔵施設の用地の取得面積は、平成29年3月末現在で約376ha(全体約1,600ha)となりました。

また、国は、平成28年2月に公表した「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」で示した受入・分別及び土壌貯蔵施設整備の工事を平成28年11

月に着工しました。

イ 輸送について

輸送の実施計画に基づき、46市町村から183,734m³の除去土壌等が輸送され、平成29年3月末現在、平成27年度からの累計で229,116m³となりました。これまでに、19市町村で輸送が終了しています。その間、県は、国、市町村との運行計画等の協議・調整を進めるとともに、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認を行いました。

また、国は、平成28年12月に、平成29年度の輸送量を50万m³程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しました。

(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

ア 汚染廃棄物の処理

汚染廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整、事業者や市町村等が実施する処理施設の周辺住民へのリスクコミュニケーション等の支援に取り組みました。

また、避難地域の市町村で、住宅リフォーム等から発生する廃棄物等の放射線不安に 대응するため、住民相談窓口を設置しました。

特定廃棄物の埋立処分事業については、平成27年12月に富岡町に立地する既存管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用を容認した際に国に申し入れた事項の一つである国有化が平成28年4月に実現され、6月には、国、県、富岡・檜葉両町による安全協定を締結しました。

※申入れ事項

- ① 地元への丁寧な対応
- ② 処分場の国有化と県・両町との安全協定の締結
- ③ 県・両町との協議の上での輸送計画策定
- ④ 両町の地域振興策の具体化

イ 災害廃棄物の処理

県土の環境回復のため、市町村等の災害廃棄物処理を支援するとともに、国、市町村及び関係機関と連携し、災害廃棄物処理の早期完了に向けた取組を行いました。国が直轄及び代行で処理を行う地域の市町村を除いては、平成26年度末で処理が完了し、国の直轄及び代行地域においては、順次仮設焼却施設が整備され

るなど、処理促進に向けた取組が進められています。

ウ IAEAとの協力（P. 7参照）

IAEAとの協力プロジェクトとして、放射性物質を含む廃棄物のより安全な焼却処理について調査研究を行う「一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討」を引き続き実施しました。

(5) 環境創造センターの整備（P. 8参照）

平成28年4月に三春町の研究棟、猪苗代町の猪苗代水環境センター及び大玉村の野生生物共生センターが開所しました。

また、平成28年7月に環境や放射線について体験を通して学ぶ展示室や360度全球型の環境創造シアターを備えた交流棟「コミュタン福島」がオープンし、平成25年度から整備を進めてきた環境創造センターの全施設が開所しました。

今後の方向性

市町村除染については、面的除染の残る部分の早期完了はもとより、フォローアップ除染や森林の放射線量低減のための取組、除去土壌等の適正管理、早期の中間貯蔵施設への搬出など、国や市町村及び関係各課と連携しながら、必要な取組を迅速かつ確実に実施していきます。また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。

国直轄除染については、帰還困難区域の一部地域において、復興拠点の整備等に向けた除染が進められていますが、改正「福島復興再生特別措置法」の施行（平成29年5月）により、帰還困難区域における除染とインフラ整備が国費で一体的に推進されることになり、復興拠点の整備などの本格化が見込まれることから、除染等のさらなる加速化に向けて、県としても必要な取組を進めていきます。

中間貯蔵施設については、国が平成28年3月に事業の具体化に向けた考え方（「当面5年間の見通し」）を示したことから、引き続き、国に対して地権者への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかりと確認していきます。

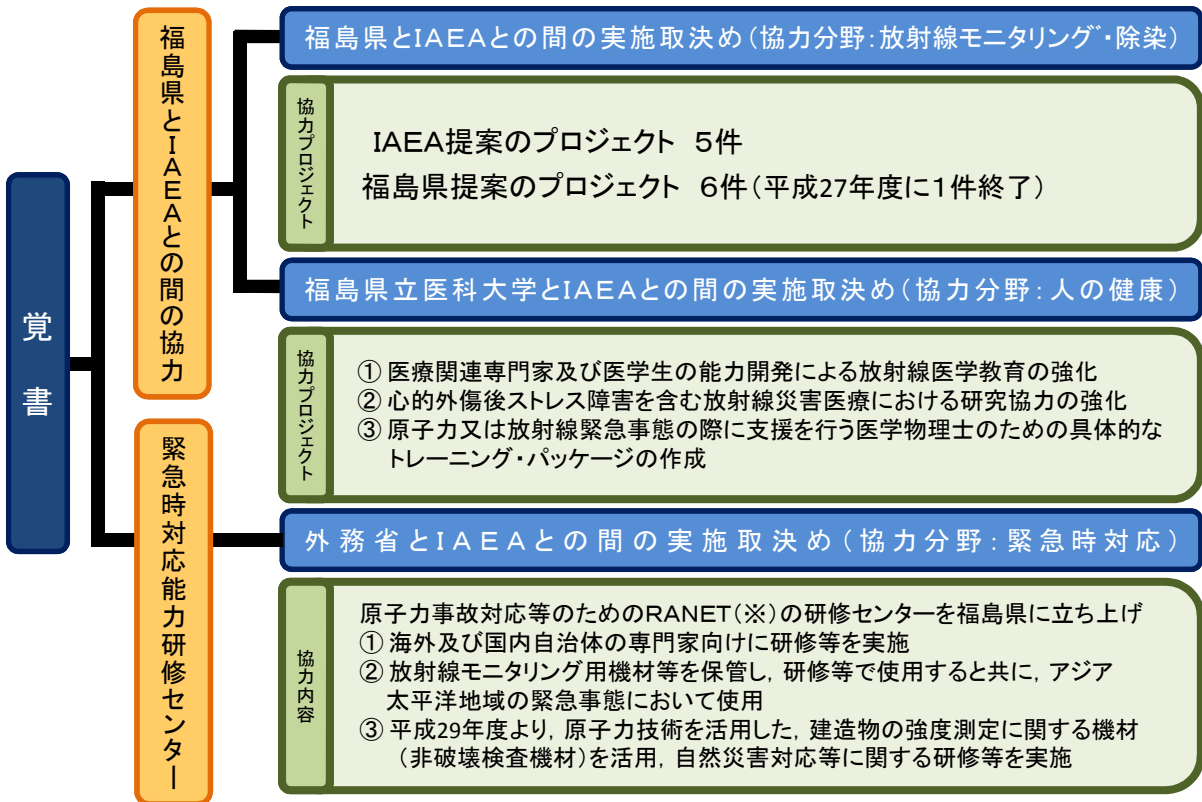
汚染廃棄物及び災害廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、引き続き取り組んでいきます。また、国が行う特定廃棄物の埋立処分事業について、平成27年12月に申し入れた地元への丁寧な説明や、輸送計画の策定などについて、引き続き確認を行っていきます。

環境創造センターについては、環境回復・創造の拠点として、きめ細かな環境モニタリングや調査研究、情報収集・発信を行うほか、子どもたちの環境や放射線についての学習への支援を行っていきます。

IAEAとの協力～世界の英知の結集～

早急な環境回復を実現するためには、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、平成24年12月15日、原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で放射線モニタリング及び除染の分野における協力覚書を締結しました。

福島県とIAEAとの間の協力に関する覚書及び実施取決めの概要



※RANET(Response and Assistance Network)とは、IAEAによって、原子力事故又は放射線緊急事態発生時の国際的な支援の枠組みとして構築された、緊急時対応援助のためのネットワーク。

福島県とIAEAとの間の協力プロジェクト

IAEA提案のプロジェクト（FCP）

- 福島における除染
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元におけるワークショップの開催を通じた、環境モニタリング、被ばく経路調査、被ばくを低減させ又は回避する可能性、日常生活のための放射線安全、住民の帰還等に関する支援を行う。
- 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元及び政府の関係機関との意見交換を通じた、放射性廃棄物の保管、放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物を取り扱う際の放射線被ばく等に関する支援を行う。
- 無人航空機(UAV)による環境マッピング技術の活用
 - 福島におけるモニタリングに使用するため、UAVに搭載した可動型ガンマ線分光システムのプロトタイプを開発する。
 - 専門家会合を開催しフィールドテストを実施する。研修及び技術的支援を実施する。
- 森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策及び分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上の支援
 - 技術的アドバイスのため、IAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
- 放射線安全及びモニタリング・プロジェクトの管理支援
 - 福島とIAEAとの協力プロジェクトを調整するため、福島におけるIAEAの連絡役として、IAEA専門家を任命し、必要に応じて技術的アドバイスを提供する。

（平成24年12月15日締結）

福島県提案のプロジェクト（FIP）

- 河川等における放射性核種の動態調査
 - 河川水や懸濁物質に含まれる放射性セシウム濃度を測定し、濃度分布の把握と数値モデルによる移動の予測や検証を行う。
- 野生動物における放射性核種の動態調査
 - イノシシをはじめとした野生動物の筋肉組織、胃内容物等の放射性核種濃度測定や、野生動物の食性を含む行動調査を実施し、野生動物における放射性核種の挙動を把握する。
- 河川・湖沼等における放射性物質対策
 - 福島県内の河川・湖沼等における放射性物質の環境動態に関する知見及び国内外の現地調査・文献調査等を通じた放射性物質対策に関する知見を収集・整理した上で、河川・湖沼等に関する効果的な放射性物質対策を検討する。
- GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の開発【平成28年3月終了】
 - 無人航空機サーベイに併せて実施するGPS歩行サーベイについて、データの解析方法、マッピングによる可視化の方法等について検討する。
- 一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討
 - 焼却施設の燃焼温度等の燃焼条件を変化させ、燃え殻や飛灰の放射性核種濃度を測定し、燃焼条件と燃え殻・飛灰への放射性物質の移行変化の関係を把握する。
 - 焼却残渣(燃え殻・飛灰)からの放射性セシウムの溶出特性を調査し、焼却残渣から放射性セシウムを除去又は難溶化する方法を検討する。
- 放射性核種の簡易・迅速な分析法の検討【平成28年10月追加】
 - 水試料中のトリチウムを効率的に濃縮・測定する方法、有機的に結合したトリチウムを分離・測定する方法を検討する。
 - 環境中のストロンチウム-90を簡易・迅速に分離・測定する方法を検討する。

①～③平成25年4月10日締結、④及び⑤平成25年10月30日締結、⑥平成28年10月25日締結

福島県環境創造センターの役割

- 原発事故からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として、三春町と南相馬市に環境創造センターを整備し、平成 28 年 7 月に全面開所しました。
- 環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の 4 つです。

また、環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所と連携・協力して、調査研究等を効果的に推進します。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそれぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用することとしました。



環境創造センター
(三春町)

4 つの機能を有し、本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されています。

交流棟「コミュタン福島」には、国際会議、学会等を開催するホール・会議室、環境や放射線についての学習を目的とした展示室や体験研修スペース等を備えています。

[モニタリング]

環境放射能のきめ細かなモニタリング

[調査研究]

河川等の放射性物質除去技術、放射性核種の動態調査など

[情報収集・発信]

モニタリング結果、調査研究成果、福島の現状等を発信

[教育・研修・交流]

環境や放射線に関する学習や研修、各種団体の交流



野生生物共生センター
(大玉村)

放射性物質が野生生物や生態系に与える影響の長期的調査、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護などを行います。



猪苗代水環境センター
(猪苗代町)

猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担います。



環境放射線センター
(南相馬市)

環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行います。

福島支所(福島市)

環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行います。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状・課題

東京電力福島第一原子力発電所においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（以下、「中長期ロードマップ」という。）」に基づき廃炉に向けた取組が進められていますが、廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることはもとより、それらの取組の進捗状況や安全対策に関する情報を迅速かつ分かりやすく提供していく必要があります。県では、これらの取組を厳しく監視し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています。

平成 28 年度の取組等

(1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 県では、県、関係市町村及び様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会や県民、各種団体及び学識経験者で構成する廃炉安全確保県民会議の現地調査や会議等により、廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等を確認し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています。
- 平成 28 年度は、原子力発電所の運転訓練用シミュレータを利用した職員研修を実施する等、専門性の向上を図りました。
- これまで福島第一原子力発電所に係る安全確保協定については、立地町である大熊・双葉両町と県及び東京電力が締結していましたが、原子力発電所事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、平成 28 年 9 月に周辺 11 市町村※を対象とした新たな安全確保協定を締結しました。

※周辺 11 市町村：いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村

ア 福島第一原子力発電所の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた国及び東京電力の主な動き等や県の対応状況等については、以下のとおりです。

① 国及び東京電力の主な動き等		
年	月日	事項
平成28年 (2016)	4月1日	東京電力は燃料・火力発電、一般送配電、小売の3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制（東京電力ホールディングス株式会社）に移行。
	5月31日	東京電力は福島第二において復旧計画に基づく冷温停止維持に関わる設備等の復旧が全て完了したとの報告書を原子力規制庁へ提出。
	6月3日	トリチウム水タスクフォース（経済産業省汚染水処理対策委員会傘下）が報告書を公表。
	7月13日	原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」を公表。石棺方式を「長期に亘る安全管理は困難」としつつも、選択の余地を残した記述が盛り込まれる。
	7月19日	原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、技術戦略プランを修正。
	7月28日	東京電力が福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在しているとの解析結果を報告。
	8月19日	厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を労災認定（白血病、事故後2例目）。
	9月13日	東京電力は、福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しを開始。
	10月13日	東京電力は福島第一・陸側遮水壁の海側の凍結が完了したと発表。
	11月10日	福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し完了。 故障により停止していた福島第一・雑固体焼却設備の運転を再開。
	12月3日	東京電力は、福島第一・陸側遮水壁の山側未凍結箇所7箇所中2箇所で凍結を開始。
	12月16日	厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を労災認定（甲状腺がん、1例目）。
	12月21日	政府は日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉を決定（高速炉開発は継続）。
12月22日	資源エネルギー庁が、福島第一・3号機の使用済燃料	

	平成29年 (2017)	2月16日 3月3日	<p>プールからの燃料取り出し時期に関して、中長期ロードマップに示されている平成29年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す。</p> <p>福島第一・2号機格納容器内部へ自走式調査装置（ロボット）を投入。</p> <p>東京電力は、福島第一・陸側遮水壁の山側未凍結箇所5箇所中4箇所で凍結を開始。</p>
--	-----------------	-------------------	--

② 県の対応状況等		
年	月日	事項
平成28年 (2016)	4月1日	原子力安全対策課檜葉町駐在を檜葉町役場から福島県檜葉原子力災害対策センター内に移転。
	4月19日	第42回廃炉安全監視協議会開催、陸側遮水壁の慎重な水位管理、雑固体廃棄物焼却設備の情報提供等について申し入れ。
	5月9日	当年度第1回廃炉安全確保県民会議（現地視察）開催。
	5月14日	当年度第2回廃炉安全確保県民会議（現地視察）開催。
	6月1日	当年度第3回廃炉安全確保県民会議開催。
	6月13日	第43回廃炉安全監視協議会開催、陸側遮水壁の運用、放射性物質の飛散防止対策等について申し入れ。
	7月1日	福島県南相馬原子力災害対策センター、檜葉原子力災害対策センターが緊急事態応急対策等拠点に指定された。
	7月11日	第44回廃炉安全監視協議会開催、炉心溶融公表問題に関する県民に対する対応、廃炉作業に向けての情報公開の方法について、次回までに説明するよう指示。
	7月12日	福島県南相馬原子力災害対策センター、檜葉原子力災害対策センターが開所。
	7月13日	県・関係11市町村間において第一原発周辺市町村の安全確保協定締結について合意、会議終了後、東京電力に対し、早期締結の申し入れ。
	7月15日	知事から、経済産業省へ「石棺方式」の選択の余地を残さないよう要望。 副知事から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長に「石棺方式」の削除を求める。
	8月8日	第45回廃炉安全監視協議会開催、炉心溶融公表問題について確認し、専門委員等の意見を踏まえ、資料を修正し再度協議会で示すよう指示。
	8月24日	東京電力が福島第一構内に廃棄物関連設備等を新增設する旨の事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出。
8月29日	知事及び地元13市町村長から、経済産業大臣に対して、燃料デブリを含む放射性廃棄物の処分について、県外において適切に処分するよう申し入れ。	

9月1日	第46回廃炉安全監視協議会及び当年度第1回福島県原子力発電所安全確保技術検討会開催、廃棄物関連施設の設置計画について確認。
〃	県、福島第一周辺11市町村及び東京電力が、安全確保協定を締結。
9月5日	当年度第4回廃炉安全確保県民会議開催。
9月7日	第13回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会開催。
9月9日	第47回廃炉安全監視協議会開催、炉心溶融公表問題について確認し、今回までの意見を反映し、東京電力が今後県民向けメッセージを表明することとした。
9月12日	第48回廃炉安全監視協議会及び当年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術検討会開催、福島第一・1号機原子炉建屋壁パネル取り外し現場及び廃棄物関連施設建設予定地を確認。
9月13日	福島第二・核物質防護規定遵守義務違反について、県が東京電力に再発防止の徹底と安全を第一とする社内風土の確立を申し入れ。
9月20日	炉心溶融公表問題について、知事及び地元13市町村長から東京電力廣瀬社長へ申し入れを実施。
9月28日	県庁北庁舎内に危機管理センターを開所。
10月6日	知事が福島第一を視察。
10月14日	当年度福島県原子力防災訓練（災害対策本部設置運営訓練、オフサイトセンター参集運営訓練）実施。
10月18日	当年度第5回廃炉安全確保県民会議（現地視察）開催。
10月22日	当年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練）実施。
10月31日	当年度第3回福島県原子力発電所安全確保技術検討会開催。
11月11日	第49回廃炉安全監視協議会及び当年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術検討会開催、廃棄物関連施設等の新・増設、凍土遮水壁等の取組状況について確認。
11月25日	第50回廃炉安全監視協議会開催、11月22日に発生した地震への対応状況及び中長期ロードマップの進捗状況について確認。
11月29日	当年度第6回廃炉安全確保県民会議開催。

平成29年 (2017)	12月5日	県は福島第一・使用済燃料プールの冷却ポンプ停止を踏まえ、原子力関係部長会議を開催。
	12月5日	県は東京電力に対し、福島第一・2、3号機使用済燃料プール及び3号機原子炉の冷却停止に係る原因の調査及び再発防止を申し入れ。
	12月7日	第14回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会開催。
	12月20日	第51回廃炉安全監視協議会開催、12月5日に発生した原子炉冷却停止の対策等を確認。
	12月21日	県、双葉町及び大熊町は福島第一・廃棄物関連施設等の新・増設計画を事前了解。
	1月13日	第52回廃炉安全監視協議会開催、福島第二・3号機使用済燃料プール等を確認。
	1月24日	第15回労働者安全衛生対策部会開催。
	2月1日	当年度第6回廃炉安全確保県民会議開催。
	2月7日	第53回廃炉安全監視協議会開催、福島第一において、地震・津波対策における機動的対応等を確認。
	2月24日	第15回環境モニタリング評価部会開催。

イ 福島第二原子力発電所の状況等

- 平成28年11月16日、東京電力は、原子力規制委員会より受領した「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について（指示）」の指示文書に基づき、貫通部から建屋内部への水の浸入を防ぐ措置の現況について調査を実施しました。その結果、東京電力は、安全機能を有する機器・系統に影響を与える貫通部がないことを確認しました。
- 平成28年11月25日、福島県は、第50回廃炉安全監視協議会を行い、11月22日に発生した福島県沖地震の対応状況について東京電力から説明を受けました。
- 平成29年3月21日、東京電力は、2号機原子炉建屋3階燃料プール冷却浄化系逆洗受タンク室において放射能測定を行ったところ、東京電力で定める汚染区分の基準値（B区域：4 Bq/cm² 未満）を超える汚染を確認しました。その後、同タンク室内の汚染区分をC区域に設定し、汚染原因の調査と当該箇所での施錠管理を実施しました。

(2) 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施

- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポストによる空

間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（平成28年6月：平成27年度第4四半期分、平成28年9月：平成28年度第1四半期分、平成28年12月：第2四半期分、平成29年2月：第3四半期分）。

- 東京電力福島第一原子力発電所において放射性物質を含む粉じん等が敷地外に飛散する場合を想定し、平成27年度からリアルタイムダストモニタ等の運用を開始し、発電所周辺地域における大気モニタリングを強化しています。平成28年度はリアルタイムダストモニタ5地点及びダストサンプラ9地点を増設しました。このことにより、リアルタイムダストモニタは合計9地点、ダストサンプラは42地点となりました。
- 分析方法について、福島第一原子力発電所の事故以降は緊急時の前処理方法を用いていましたが、平成27年10月に環境創造センター及び同センター環境放射線センターが開所したことにより、平成28年度から文部科学省放射能測定報シリーズに定められた分析を再開しました。
- 平成28年度末にはモニタリングポストを3局増設し、平成29年度からは合計39局の運用となります。

今後の方向性

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状・課題

1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、20世紀半ば以降に観測された温暖化の原因が、人間の活動であった可能性が極めて高いとされています。

また、平成26年度における当県の温室効果ガスの排出量は、前年度よりは減少したものの、東日本大震災前と比較すると増えている状況であります。

主な要因としては、東日本大震災の影響により、火力発電用の化石燃料消費量が増加したことが挙げられます。そのため、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及拡大等を進めていくことが大切です。

平成28年度の実施等

(1) 温室効果ガス排出抑制の実施の推進

ア 省資源・省エネルギーの実施

- 事業者、民間団体、行政等様々な主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに各地方会議でも普及啓発活動を実施しました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と約束を取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な地球温暖化対策活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの省エネルギーに向けた取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 福島議定書参加事業所等が参加するエコドライブ講習会へ講師を派遣するなど、エコドライブの推進に取り組みました。
- 地域における省エネ意識を向上させるため、中小企業や市町村立学校の照明をLED等の高効率照明に切り替えること等をモデル的に支援し、その効果を広く発信することを通して省エネ意識の醸成に取り組みました。
- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育む七夕イベントの開催を支援するとともに、小学校を対象に省エネ効果のある植物による緑のカーテンを育てる取組を支援し、園児、児童更には家庭への環境意識の啓発に

取り組みました。

- 高校生が主体となって行う学校や地域での省エネ・省資源に向けた活動を支援し、その成果の発表等を通じて地域における環境意識の醸成に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方をテーマにする、絵はがきのコンテストを実施しました。
- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする、環境創造資金融資事業を実施しました。
- うつくしま地球温暖化防止活動推進員を養成し、地球温暖化防止に向けた地域での草の根運動を推進しました。
- 平成 27 年度に実施した福島県における気候変動と影響の予測の結果、福島県の平均気温は、2040 年頃は努力削減の有無にかかわらず約 2℃、2090 年頃は削減努力に応じて約 2～5℃上昇することなどが示されたことから、「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定し、新たに平成 42 年度までの温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、「気候変動の影響に対する適応策」を推進することとしました。

イ 県の一事業者としての取組

- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行うとともに、「福島県地球温暖化対策推進計画」の改定に合わせ見直しを行い、実践計画における平成 32 年度までの温室効果ガスの削減目標を新たに決めました。
- 県有建築物のエネルギー使用に関する目標値を定めた「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」を策定し、環境にやさしく、環境負荷の少ない県有建築物の整備を進めていくこととしました。

ウ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

各市町村に対し、平成 20 年度に策定した「歩いて暮らせるまちづくりビジョン」の「5つの実行戦略」の具体的事例を示すことなどにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを促進しました。

エ 低炭素社会の実現に向けた森林整備の推進

森林の有する、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るため、一般造林事業や森林環境基金による森林整備事業により、健全な森林を造成する一連の森林施業に対して支援を行いました。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

- 住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行い、県内に住宅を有する個人等に対し補助を行いました（3,488件）。
- 地元企業などの太陽光発電への新規参入を促す事業や人材育成と連携する事業に対し、事業費の一部を補助することにより、地域主導による事業の立ち上げを促進しました。
- 平成28年度から30年度（3年間）の計画として、「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第2期）」を策定しました。新しいプランでは、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」に加え、新たに「エネルギーの効率利用（省エネルギー）」などの視点を盛り込みました。
- 市町村等が所有する、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入に対して補助を行いました（12施設）。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

- 産総研の福島再生可能エネルギー研究所では、平成26年の開所以来、世界最先端の研究が行われており、平成28年4月からは、大型パワーコンディショナ等の最先端研究開発及び試験評価を行うスマートシステム研究棟の運用が開始されました。
- 工業高校生を対象に、再生可能エネルギー関連ものづくりの第一線で活躍される方を講師とした講座等の実施、また、再生可能エネルギー研究所の見学及び産総研研究員による関連技術の紹介等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業の育成のため、企業などによる再生可能エネルギー研究開発への助成等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業推進研究会（平成29年3月末入会団体：648団体）において、太陽光、風力等の4分科会を各3回程度実施するとともに、会員企業と展示会「第11回再生可能エネルギー世界展示会」に出展しました。
- ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア（リーフふくしま）を平成28年10月19日～20日に、ビッグパレットふくしまで開催し、177団体の出展、6,809名の来場者がありました。
- 再生可能エネルギーに関する専門家を先進地である欧州に派遣するとともに、県内企業と共同で欧州最大級のエネルギー分野の見本市「E-world energy & water 2017」に出展しました。

今後の方向性

深刻な環境問題である地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出量を削減するため、「福島議定書」事業やエコチャレンジ事業に加え、家庭での冷暖房の使用を控え県

民が快適に過ごせる施設で冷暖房を共有するクール（ウォーム）シェアに取り組むなど、県民総参加による省エネルギーの取組を推進します。

また、沿岸部における太陽光発電の導入拡大を支援するとともに、阿武隈・沿岸部における風力発電の大量導入についても事業化を推進しております。

併せて、分散型エネルギーの導入やその効率利用を進めるスマートコミュニティについて県内5自治体での導入を支援するとともに、スマートコミュニティやエネルギー地産地消モデルなどの構築を全県下を進めるなど、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大を進めるとともに、エネルギー利用の新しいモデルづくりに積極的に取り組んでいきます。

2 循環型社会の形成

現状・課題

東日本大震災の影響により増加したごみの総排出量は、平成 25 年度以降減少傾向にあります。震災前の水準には戻っていません。

循環型社会の形成に向け、環境に負荷をかけない意識への転換とともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の更なる促進などが求められています。

平成 28 年度の取組等

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

- 平成 27 年 3 月に改正した「福島県循環型社会形成推進計画」に基づき、東日本大震災や原発事故により低下した循環型社会の機能を回復させ、復興・再生に向けた取組との調和を図りながら、循環型社会の形成に取り組みました。
- 環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進するため、中小企業や市町村立学校の照明を LED 等への高効率照明にすること等をモデル的に支援し、その効果を広く発信することを通して省エネ意識の醸成に取り組みました。
- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育てる七夕イベントの開催を支援するとともに、小学校を対象に省エネ効果のある植物による緑のカーテンを育てる取組を支援し、園児、児童及び家庭への環境意識の啓発に取り組みました。
- 高校生が主体となって行う学校や地域での省エネ・省資源に向けた活動を支援し、その成果の発表等を通じて地域における環境意識の醸成に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方をテーマにした絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、レジ袋削減のためマイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。
- 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、省エネルギーのため取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

- 平成 27 年 3 月に見直した「福島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減についての目標を達成するため、各主体が各種施策に取り組みました。
- 家庭から排出されるごみについて、各家庭がその排出実態を意識することによ

り、家庭におけるごみの発生抑制、再生利用の取組を促進するため、「リデュース・リサイクル推進事業」を実施しました。

- 産業廃棄物排出量の抑制等を目的として、排出事業者及び産業廃棄物処理業者による先進性のある施設の整備等に対して補助を行いました。また、産業廃棄物処理業者による処理施設への理解促進の取組に対して補助を行いました。
- ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なりサイクル製品を認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

ア 正しい知識の普及啓発

産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理、最新のリサイクル技術や放射性物質汚染対処特別措置法などの知識の習得を目的に研修会を開催しました。

イ 業者への監視・指導の強化

廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施するとともに、最終処分場の放流水の水質検査や、放流水、埋立物及び中間処理物のダイオキシン類調査を行いました。

ウ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止や早期発見のため、県で委嘱した不法投棄監視員を県内各市町村に配置するとともに、地域住民による監視体制づくりへの支援や、夜間や休日のパトロール等を実施しました。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

ア 環境にやさしい事業活動の促進

- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする環境創造金融融資事業を実施しました。
- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。

イ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

- 産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なりサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。

- 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまりサイクル施設等整備費補助金）を実施し、産業廃棄物の排出抑制を目的とした施設導入に対し支援を行いました。

ウ 環境と共生する農業の促進

エコファーマー、特別栽培、有機栽培の拡大を図るため、県内全域を対象にJA生産部会等による組織ぐるみの取組を推進しました。

今後の方向性

循環型社会を形成していくには、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、主体的に行動することが大切であることから、中小企業等への高効率照明の導入支援や、未来を担う子どもたちに対する環境意識の啓発等によって、地球における省資源・省エネルギーの意識の向上を図り、環境への負荷を軽減する賢いライフスタイルへの転換を推進します。

東日本大震災後増加した一般廃棄物は、平成25年度より排出量がやや減少に転じたものの、震災以前の水準には戻っていない状況にあります。

また、同様に震災後増加した産業廃棄物は、平成26年度に排出量が減少に転じ、平成27年度には震災前の水準に戻ったものの、再生利用率は平成26年度からやや減少傾向にあります。

ごみの減量化を進めるために県民に対する啓発や市町村、国、事業者等との連携に努めるとともに、事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性のある施設整備や高度な処理技術導入のための調査研究に対する支援を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用率の向上を推進します。

3 自然共生社会の形成

現状・課題

尾瀬地区や裏磐梯地区を始め、本県は豊かな自然と多様な動植物を有しており、これらを適正に保護管理していくことが大切です。

また、イノシシによる農業被害やツキノワグマによる人身被害など、野生鳥獣と人とのあつれきへの適切な対策、さらには、湖水の中性化に伴いCOD値が上昇傾向にある猪苗代湖の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。

平成28年度の取組等

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア 自然公園等での自然環境の保全推進

登山者による踏み付けなどにより発生した植生荒廃地について、その地域の登山愛好者などからなるボランティア団体と協働で植生復元作業を実施しました（磐梯朝日国立公園浄土平地域及び東吾妻山山頂周辺）。

イ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

- 農業生産活動を通じた多面的機能の確保、農業者等による農地・水路等の草刈り、泥上げ、農道脇への花の植栽などの共同活動、老朽化が進む農地周りの水路等を補修・更新することによる施設の長寿命化等の取組を支援しました。
- 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を高度に発揮するため、森林の適正な管理を推進しています。

ウ 自然とのふれあいの場の整備推進等

それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を実施しています。また、異常渇水時などに河川流量が不足することで発生する、魚道機能の不全、水質の悪化、河川景観の悪化などに対して、河川維持流量の確保を目的にダム水位の弾力的運用を実施しています。

(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

ア ふくしまレッドリストの見直し

生物多様性を保全するにあたり、絶滅するおそれがある種について保全対策を検討するための重要な指標となる希少野生動植物リスト（ふくしまレッドリスト）の見直し調査を平成25年度から平成28年度まで実施しました。

イ 野生動植物の保護・救護の取組

- 公共事業により生物多様性が無秩序に損なわれることがないように、事業者への希少種情報の提供、福島県野生動植物保護アドバイザーからの助言など調整を実施しました。
- 生物多様性の恵みの維持、啓発、利用の推進にあたり補助役を担う福島県野生動植物保護サポーターを対象とした研修会を実施しました。

ウ 野生鳥獣の適切な管理

- 生息数の増加や生息域の拡大が著しい野生鳥獣については、生態系への影響や農林水産物被害など、人とのあつれきが生じていることから、平成27年5月に「第二種特定鳥獣管理計画」を施行し、生息環境管理や被害防除対策、個体数管理などを効果的に組み合わせ、適切な管理を行っています。
- イノシシについては平成27年度から、ニホンジカについては平成28年度から、「指定管理鳥獣捕獲等実施計画」を策定し、県の直接捕獲事業等を実施するなど、指定管理鳥獣の個体数の管理を行っています。
- 平成28年度のイノシシ捕獲頭数は、目標の18,000頭を上回る約25,300頭となりました。
- 避難地域における更なるイノシシ対策のため、平成29年1月に国、県、市町村等による対策会議を立ち上げました。

(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全

津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、津波跡地に塩生湿地や湿地が生じ、これまで県内で生育が知られていなかった絶滅危惧植物の繁茂が確認されました。生育地を保全するために湿地を残すなど、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等の整備を実施しています。

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

ア 尾瀬地区の自然環境保全の促進

- 本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用

の増進を図るため、特殊植物等保全事業を継続して実施しています。

- 尾瀬の貴重な湿原植生をニホンジカから守るため、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会において、防鹿柵巡視等を行いました。

イ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に参画し、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援しました。

(5) 猪苗代湖等の水環境保全

- 平成 25 年度からスタートした「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」では、各湖沼の水質保全目標を掲げ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼を美しいまま将来の世代に引き継いでいくことを目指しており、猪苗代湖については、紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業として、清掃活動等を推進しました。
- 流域における生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の普及促進を図るとともに、同浄化槽の性能を十分に発揮させるため、維持管理に関する講習会を開催しました。
- 県民が一体となった水環境保全活動を推進し、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」が平成 28 年 6 月 25 日に舟津浜にて開催した「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」には、約 600 人が参加しました。

今後の方向性

自然環境の保全と自然とのふれあいの促進のため、引き続き自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図る必要があります。

また、原発事故による避難指示や出荷制限等により、狩猟圧が低下し、平成 24 年度以降イノシシ等野生鳥獣の有害・個体数調整捕獲数は大幅に増加している状況にあるため、捕獲体制の強化のみならず侵入防止柵の設置等の被害防除、河川の刈払い等の環境整備、人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。

猪苗代湖の水質については、横ばいの状況であることから、水質汚濁の原因となるヒシの効率的な回収等を推進し、水質向上を図り、「水質日本一」の復活を目指します。

4 良好な生活環境の確保

現状・課題

大気環境については依然として光化学オキシダントの環境基準が達成されておらず、また、PM2.5 など新たな課題が発生しています。水環境については公共用水域の環境基準達成状況がほぼ横ばいの状況となっていることから、大気、水環境等の保全対策を一層進めていくことが必要です。

また、良好な生活環境の確保に向け、化学物質の適正管理や公害紛争等への適切な対応、環境影響評価を推進していくことが大切です。

平成 28 年度 of 取組等

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

ア 大気環境保全対策

- 大気汚染防止法に基づいて、大気環境測定局を配置して環境基準項目等の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）について測定局を計画的に整備し、監視を進めています。

イ 水環境保全対策

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、特定施設に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成 25 年 3 月に改定した「福島県水環境保全基本計画」「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき水環境の安全・安心を確保するため公共用水域や地下水の常時監視事業等を推進しました。

ウ 土壌環境保全対策

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が確認された土地を区域指定し、汚染の拡散防止及び汚染土壌の適正処理について指導を行いました。

エ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を経年的に把握しています。

オ オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進

県内においては、酸性雨の影響は特に見られていませんが、調査を経年的に実施し、酸性雨状況を監視しています。

(2) 化学物質の適正管理等の推進

ア 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境調査、排出状況調査及び特定施設の監視・指導等を行いました。

イ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

福島県化学物質適正管理指針に基づいて、工場等における化学物質の使用状況等を把握するとともに、化学物質リスクコミュニケーションを推進するため、事業者への支援を行いました。

(3) 公害紛争等の対応

公害紛争処理法に基づく調停の実施、公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行うとともに、公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行いました。

(4) 環境影響評価の推進

平成28年度は、発電所新設計画など15事業について環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等に基づき、事業者の行う環境影響評価に対し、審査、指導等を行いました。

今後の方向性

大気環境基準については、光化学オキシダントが環境基準未達成となっておりますが、これは全国的な傾向であり、現在、国が現象の解明を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時の迅速な対応に努めます。

水質環境基準については、毎年、特定の湖沼において環境基準未達成となっており、引き続き水質の監視に努めるとともに合併処理浄化槽への転換を着実に進めるなど汚水処理人口普及率の上昇に努めます。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状・課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、様々な主体で構成するネットワークも形成されています。一方、原子力災害により、屋外での環境保全・回復活動に影響が生じています。

環境保全・回復活動を促進するため、環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解の促進を図るとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進することが大切です。

また、良好な景観の保全、継承に向け、各主体の取組や理解を促進するため、様々な情報を分かりやすく提供、発信することが大切です。

平成28年度の取組等

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

ア 環境教育・学習の充実

- 平成26年3月に策定した「福島県環境教育等行動計画」に基づき、各主体が相互に協力しながら、協働による環境保全・回復活動の推進に取り組みました。また、その取組は環境審議会において報告するとともにホームページ等で広く公表しました。
- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成講座等の実施により、地域において環境教育を推進する指導者を育成する事業を実施しました。また、平成26年度より募集を再開したせせらぎスクールの参加数は、25団体（延べ1,285人）でした。
- 貴重な自然が残る「尾瀬」において、840名の小中学生が体験活動を通して、豊かな自然を保全することについての認識を深め、生物多様性の重要性や自然との共生について学習しました。
- 環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成していくため、環境教育副読本を作成しました。この副読本は県内小学5年生を対象としており、県内の学校等に配布し授業等での活用に供することとしています。

イ 連携・協働による環境保全・回復活動の推進

- 本県の豊かで美しい環境を将来世代に確実に引き継いでいくためには、県民を始め、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅広く連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが重要であることから、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）において、ホームページで環境教育・学習関連事業の情報提供等を行いました。
- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の構成団体間の連携を深め、より効果的な環境保全活動が実施できるよう、情報交換、協働活動の場としての活動交流会を開催しました。
- 環境保全活動に主体的に取り組み、環境教育に資する活動を行うNPO・民間団体・企業等、4団体を「ふくしま環境活動支援団体」として認定・登録しました。
- 様々な活動主体や学識経験者等と連携して猪苗代湖の環境回復に取り組む「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」（平成24年5月設立）の下、協力体制の構築と情報の共有に取り組んでいます。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な地球温暖化対策活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの地球温暖化防止のための取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方を表現する、絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、レジ袋削減に向けたマイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。
- 県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、「うつくしま、ふくしま。環境顕彰」として環境保全等の取組に顕著な功績のあった4団体を顕彰しました。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

ア 自然景観や歴史的景観の保全、継承

県民や事業者、市町村の要請に応じ、各種専門家（建築、造園、土木、色彩等）を派遣する景観アドバイザー制度により、ハード整備やまちづくりに関する振興策など多岐にわたり助言を行いました。

イ 景観形成活動・環境美化活動の推進

- 電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都

市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みました。

- 福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に対して助成を行い、散乱ごみ対策を促進しました。

(3) 情報の収集・提供と発信

- 福島県環境基本条例及び福島県環境基本計画に基づき、「平成 28 年度版福島県環境白書」を作成しました。同白書では、平成 27 年度における本県の環境の状況と環境の保全・回復に関して講じた施策を中心に取りまとめ、環境審議会において報告するとともに、ホームページ等により広く公表しました。
- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、ホームページで環境アドバイザー等派遣事業やせせらぎスクール指導者養成講座等、環境教育・学習関連事業の情報提供などを行いました。
- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などの放射線モニタリングを実施し、その結果についてホームページで広く発信しました。その結果等について、環境教育・学習としても広く活用しました。

今後の方向性

平成 26 年 3 月に策定した「福島県環境教育等行動計画」に基づき、環境保全・回復活動を推進するため、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の活用や、環境アドバイザーの派遣等を引き続き実施していきます。

また、優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進するため、今後も小中学校等を対象とした尾瀬で行う環境学習を支援していきます。

さらに、平成 28 年度全面開所の環境創造センターを活用し、環境に関する様々な情報を集積・蓄積し、国内外へ向けて広く発信していきます。

第2章 環境基本計画に基づき講じた施策と今後の方向性

平成28年度における主な施策の実績（環境指標等の状況を含む）と今後の方向性について、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って示します。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施

<主な取組>

環境放射能等測定事業【関連資料：統計資料編 資料1（p.1）】<放射線監視室>

【概要】環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握する。

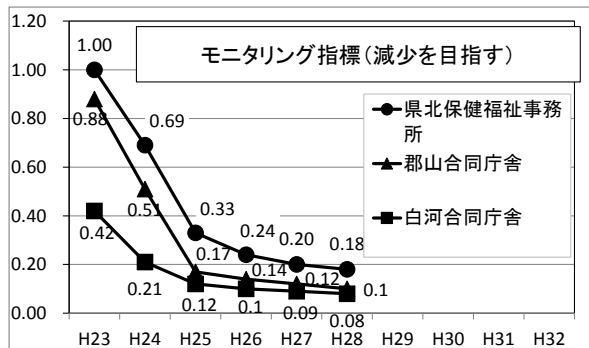
【実績】空間線量率について約3,700地点で定点測定、延べ10,000地点で随時測定を実施した。放射性核種については大気浮遊じん、土壌、海水等の分析を実施した。

○環境指標1 環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率)

【関連資料：統計資料編 資料1（p.1）】【担当：放射線監視室】

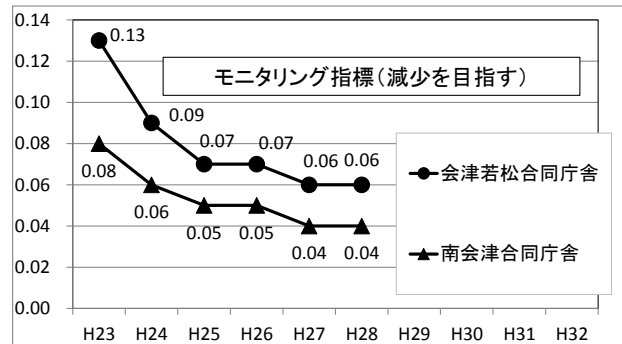
目標区分：▼

<県北・県中・県南>



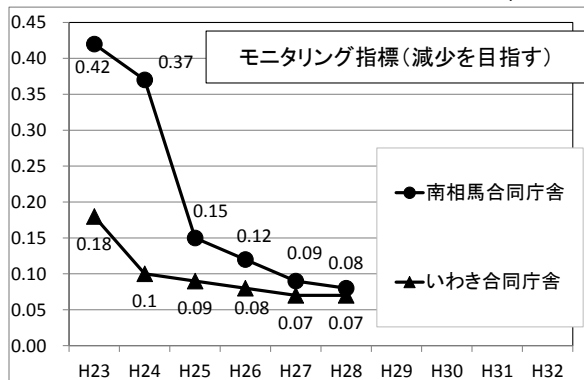
<会津・南会津>

【単位：μSv/時】



<相双・いわき>

【単位：μSv/時】



<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の進捗により、着実に低下してきており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

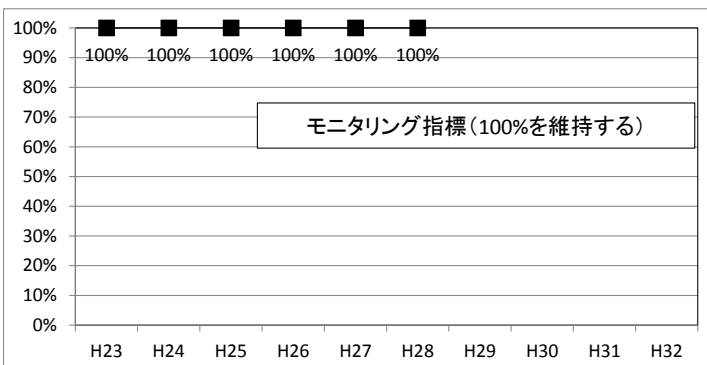
【参考】

原発事故前(平成22年度)における県内の空間線量率(自然放射線)のレベルは、0.02~0.13μSv/h(地上1m)。

※実績は全て、各年9月の平均値です。

○環境指標2 水浴場の放射性物質基準適合率 【関連資料：統計資料編 資料3 (p.7)】
 【担当：放射線監視室】

目標区分：→ (100%を維持)

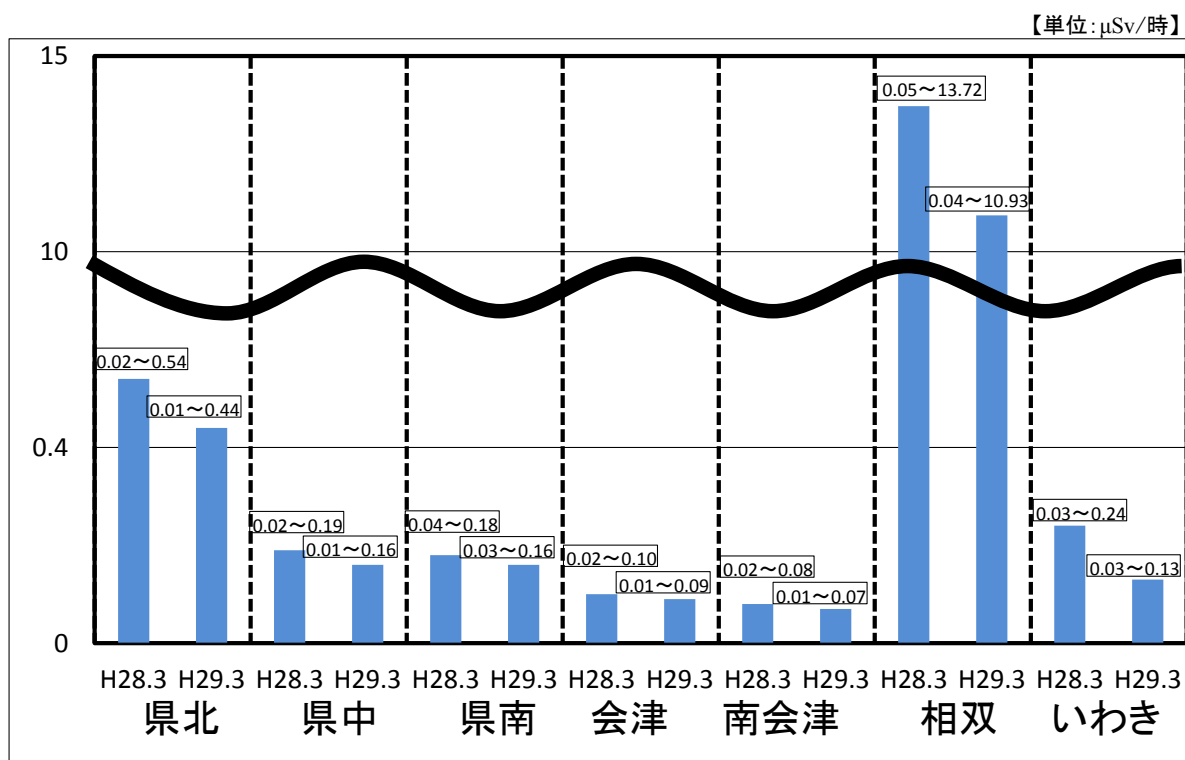


<コメント等>

水浴場の目安を上回る放射性セシウムは検出されていない。

※実績は、各年9月現在での最新の数値です。
 ※水浴場の放射性物質（放射性セシウム）の目安値は、平成23年6月24日から平成24年6月7日までは 50Bq/L、平成24年6月8日以降は 10Bq/Lです。

○関連資料 空間線量率の測定(県内全域の定時定点モニタリング) 【統計資料編 資料1 (p.1)】
 【担当：放射線監視室】



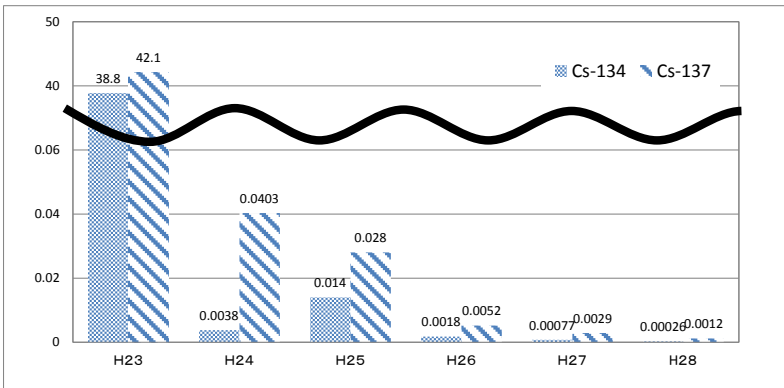
<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の進捗により、着実に低下してきており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

○関連資料 放射性核種分析 【統計資料編 資料2 (p.4)】 【担当:放射線監視室】

大気浮遊じん

【単位：Bq/m³】



<コメント等>

東日本大震災直、放射性核種の濃度が急激に上昇したが、大気浮遊じんについては、年月の経過とともに徐々に低下してきている。

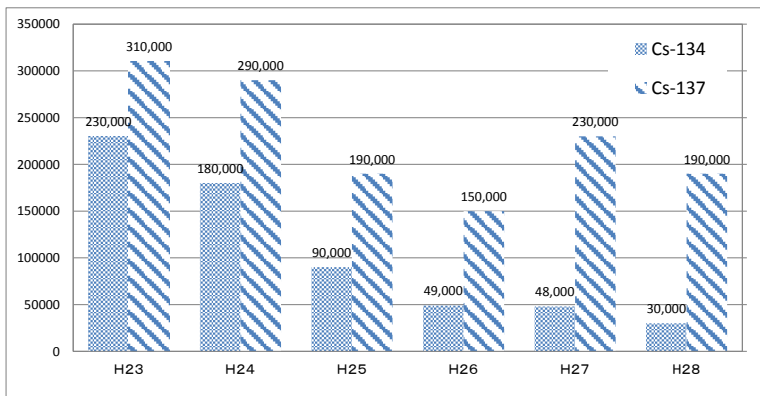
土壌については、年月の経過とともに徐々に低下し、近年では横ばい傾向にある。

海域の水質については、平成24年度以降全ての検体において不検出となっている。

海域の底質については、平成25年度にかけて年月の経過とともに低下し、その後横ばい傾向にある。

土壌

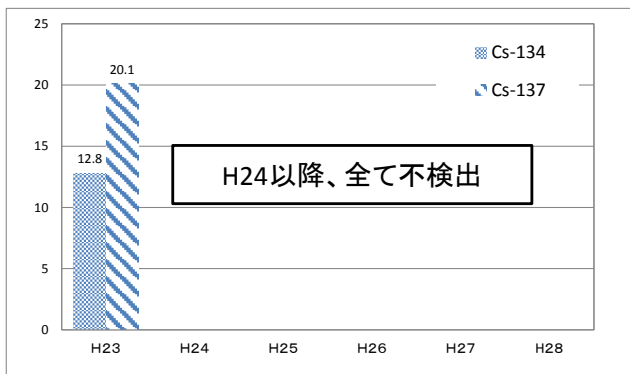
【単位：Bq/kg湿土 (H23~H27)、Bq/kg乾土 (H28)】



※各グラフについては、各年度毎の最大値を記載している。

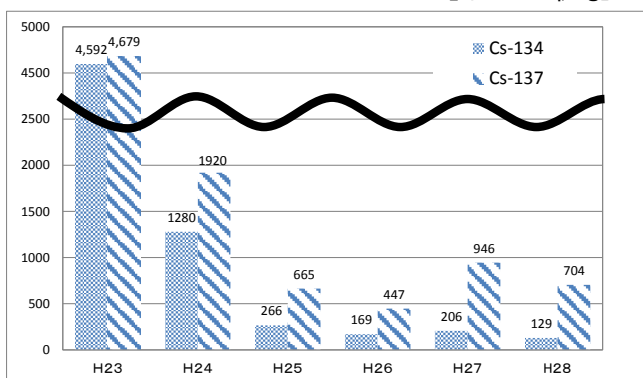
海域(水質)

【単位：Bq/L】



海域(底質)

【単位：Bq/kg】



<今後の方向性>

○ きめ細かな測定、結果の公表

引き続き、県民のニーズを踏まえたきめ細かな環境放射線モニタリングを実施し、正確な情報の発信に努めていきます。

○ 監視の強化

特に原子力発電所周辺や海域等のモニタリングを強化し、監視を継続していきます。

これらの結果については、廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会において検討・評価されますので、その結果を四半期報及び年報として取りまとめ、分かりやすくホームページで公表していきます。

(2) 除染の推進

<主な取組>

- ①市町村除染対策支援事業【関連資料：統計資料編 資料5、6 (p.10,11)】<除染対策課>
【概要】 市町村の除染実施計画に基づく除染の実施を総合的に支援する。
【実績】 平成28年度末までの住宅除染計画数：414,696戸、発注数(率)：414,696戸(100.0%)、進捗数(率)：412,437戸(99.5%)
 ※発注数・進捗数は、平成29年3月末現在のものです。
- ②除染推進体制整備事業<除染対策課>
【概要】 除染を迅速に進めていくため、除染事業者等の育成・技術的支援・住民理解の促進に取り組む。
【実績】 除染事業者等の育成(業務従事者：434名、現場監督者：109名、業務監理者：91名)技術的支援(市町村除染技術支援事業：3件)住民理解の促進(除染に関するリスクコミュニケーションセミナー：1回、大学等と連携したリスクコミュニケーション事業：1回 など)

○環境指標3 除染特別地域における住宅等除染の進捗率(計画棟数に占める実績棟数の割合)

【関連資料：統計資料編 資料4 (p.9)】【担当：除染対策課】

目標区分：↗

	H24	H25	H26	H27	H28
目標値	—	100%	100%	100%	100%
実施率 (※ ¹)	田村市：99% 檜葉町：38% 川内村：100% 飯館村：1%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：9% 川俣町：17% 葛尾村：59% 南相馬市：— 富岡町：0.1% 浪江町：0.6%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：96% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：8% 富岡町：24% 浪江町：11%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：100% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：88% 富岡町：100% 浪江町：48% 双葉町：100%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：100% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：100% 富岡町：100% 浪江町：100% 双葉町：100%

※除染特別地域は、国が除染実施計画を策定し、除染を進める地域(11市町村)です。

※¹建物除染の計画棟数(※²)に占める実績棟数の割合を記載しています。

※²建物、道路、農地、森林のうち、建物を代表的な指標として選定しています。なお原則として、宅内の母屋と附属室をそれぞれ1棟とするなど、家屋ごとにカウントしています。

※³全体計画数に対する累計の進捗率を実績値としています。指標設定時と実績値のとらえ方が異なるため目標の達成状況を「—」としています。

目標値の達成状況	—(※ ³)
<p><コメント等> 平成28年度末現在、除染特別地域の11市町村(田村市、檜葉町、川内村、大熊町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町、浪江町、双葉町)において、帰還困難区域を除き、計画に基づく面的除染が全て終了した。 帰還困難区域については、拠点施設や道路の除染が大熊町で平成26年12月、双葉町と富岡町で平成27年2月から開始されている。</p>	

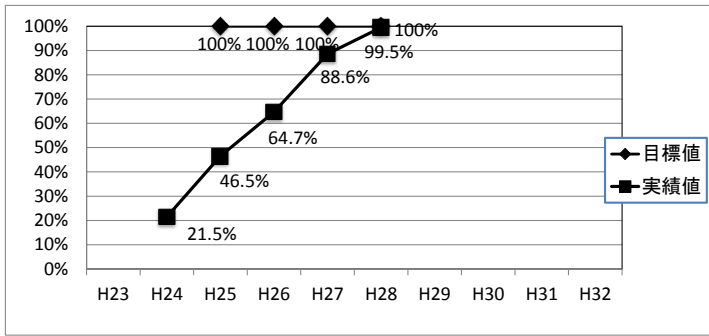
*指標は目標値の達成状況にて評価しています。詳しくはP.73に記載されております。

○環境指標4 市町村除染地域における住宅除染の進捗率(計画戸数に占める実績戸数の割合)

【関連資料：統計資料編 資料5 (p.10)、資料6 (p.11)】【担当：除染対策課】

目標区分：↗

※¹



※¹実績値については、各年度末時点での累計の進捗率を記載しています。建物除染の計画戸数(※²)に占める実績戸数の割合を記載しています。

※²住宅、公共施設、道路、農地、森林のうち、住宅を代表的な指標として選定しています。なお原則として、宅内に複数家屋がある場合も合わせて1戸とするなど、宅地毎にカウントしています。

目標値の達成状況

— (※³)

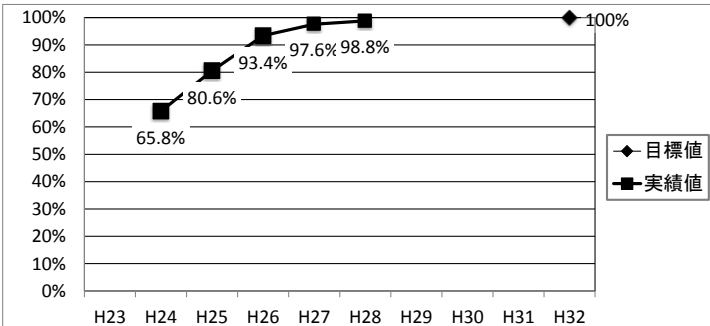
<コメント等>

平成28年度末までの計画数に対する進捗率は99.5%となっており、住宅等の面的除染は概ね終了した。

※³全体計画数に対する累計の進捗率を実績値としています。指標設定時と実績値のとらえ方が異なるため目標の達成状況を「—」としています。

○環境指標5 汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)等のモニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時0.23μSv未満となる地点の割合 【関連資料：統計資料編 資料7 (p.13)】【担当：除染対策課】

目標区分：↗



※実績値は、各年9月の平均値です。

目標値の達成状況

—

<コメント等>

モニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時0.23μSv未満となる地点の割合は、平成24年度は65.8%だったが、平成28年度では98.8%と年々上昇している。

<今後の方向性>

○総力を結集した除染の推進

市町村除染については、面的除染の残る部分の早期完了はもとより、フォローアップ除染や森林の放射線量低減のための取組、除去土壌等の適正管理、早期の中間貯蔵施設への搬入など、国や市町村及び関係各課と連携しながら、必要な取組を迅速かつ確実に実施していきます。また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。

国直轄除染については、帰還困難区域の一部地域において、復興拠点の整備等に向けた除染が進められていますが、改正「福島復興再生特別措置法」の施行(平成29年5月)により、帰還困難区域における除染とインフラ整備が国費で一体的に推進されることになり、復興拠点の整備などの本格化が見込まれることから、除染等のさらなる加速化に向けて、県としても必要な取組を進めていきます。

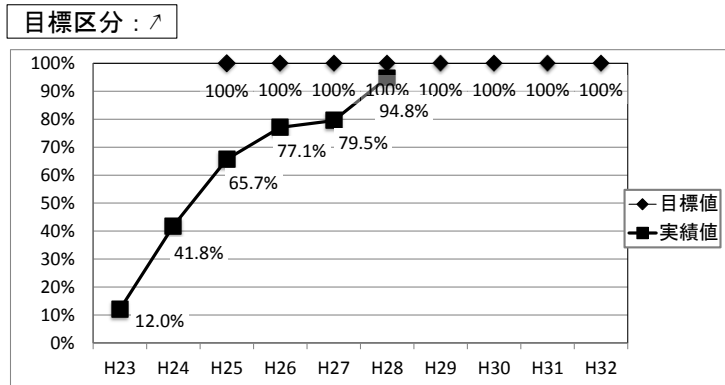
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

<主な取組>

- ①災害廃棄物処理基金事業【関連資料：統計資料編 資料8 (p.14)】<一般廃棄物課>
 【概要】市町村等が行う東日本大震災に係る災害廃棄物処理の費用に対して、国の補助金に上乗せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から補助金を交付する。
 【実績】福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を4市町（特定被災地方公共団体）に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。
- ②放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業<中間貯蔵施設等対策室>
 【概要】放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めるため、廃棄物処理施設周辺の住民理解の醸成など様々な施策を行う。
 【実績】施設の排ガスや放流水中の放射性物質の放射能濃度検査や処理施設における放射線監視施設の設備に対する支援など汚染廃棄物処理の促進に向けた取組みを行った。

○環境指標6 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率

【関連資料：統計資料編 資料8 (p.14)】【担当：一般廃棄物課】



目標値の達成状況

○

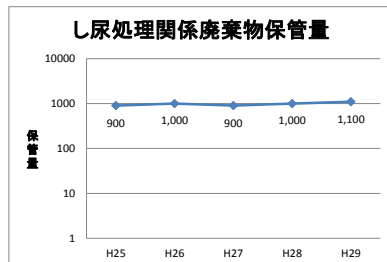
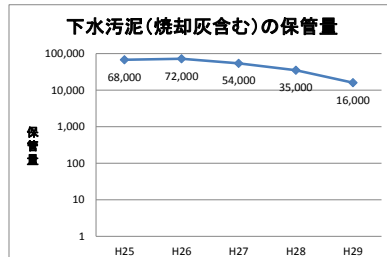
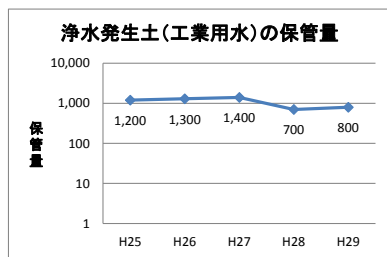
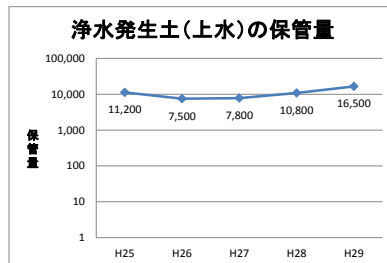
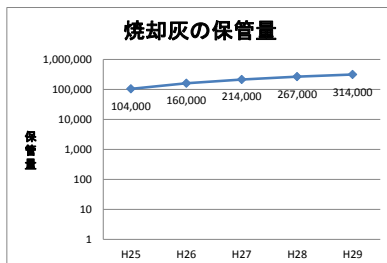
<コメント等>

国が直轄及び代行で処理を行う地域の市町村を除き、平成26年度末で処理が完了した。
 今後とも国の直轄及び代行地域における処理の加速化に向け連携を図っていく必要がある。

○関連資料 汚染廃棄物の保管状況【担当:中間貯蔵施設等対策室】

種類	H25 (a)	H26	H27	H28	H29 (b)	変化量 (a)-(b)
焼却灰	約104,000t	約160,000t	約214,000t	約267,000t	約314,000t	210,000t
浄水発生土(上水)※1	約11,200t	約7,500t	約7,800t	約10,800t	約16,500t	5,300t
浄水発生土(工業用水)※2	約1,200t	約1,300t	約1,400t	約700t	約800t	△400t
下水汚泥(焼却灰含む)	約68,000t	約72,000t	約54,000t	約35,000t	約16,000t	△52,000t
し尿処理関係	約900t	約1,000t	約900t	約1,000t	約1,100t	200t

※時点は3月末。ただし、※1は、9日時点。※2は、H25年のみ15日時点。H26～H28は20日時点。
※放射性物質濃度8,000Bq/kg以下のものも含まれる。



＜コメント等＞

放射性物質汚染対処特別措置法により、水道施設、公共下水道及び流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設である焼却施設、集落排水施設から排出される汚染廃棄物は、最終処分されるまでの間、各施設に保管されている。

焼却灰については汚染廃棄物の焼却処分により増加している。

浄水発生土(上水)は、避難指示区域の解除に伴い、浄水量が増加したため、保管量が再び増加する傾向にある。

浄水発生土(工業用水)については、放射性物質濃度が低い廃棄物の産廃処分や再利用により減少しつつある。

下水汚泥については、日々発生汚泥の放射性物質濃度が低い廃棄物の焼却処分や再利用が進むとともに、保管汚泥の減容化(焼却・溶解処理)により減少している。

し尿処理関係で発生した廃棄物の保管状況は概ね横ばいとなっている。

汚染廃棄物については、焼却等減容化が進んでいる一方、焼却灰が増加していることから、引き続き適正な処理に向けた取組が求められている。

＜今後の方向性＞

○汚染廃棄物の適正処理

汚染廃棄物については、引き続き適正な処理に向け、国及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整、事業者や市町村等が実施する処理施設の周辺住民へのリスクコミュニケーション等の支援に努めます。

○災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理の早期完了のため、対策地域外の一部市町村において国における代行炉が建設され、処理が行われています。県としても、国・市町村と連携し、処理の促進に向け積極的に支援していきます。

○中間貯蔵施設について

平成28年3月に環境省は、復興・創生期間の最終年となる平成32年度までに500～1,250万m³程度の除去土壌等を搬入する「当面5年間の見通し」を公表しました。更に平成28年12月に平成29年度の事業方針として、50万m³程度の輸送や平成30年度の輸送量に対応する施設整備に着工することなどを公表しました。県としては、安全協定に基づき、今後とも状況確認等を行い、中間貯蔵施設事業が安全・確実に実施されるようしっかり対応していきます。

また、施設の整備は、地権者の理解が何よりも重要であることから、引き続き、国に対し、地権者に対して分かりやすい、丁寧な説明と寄り添った対応を求めています。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

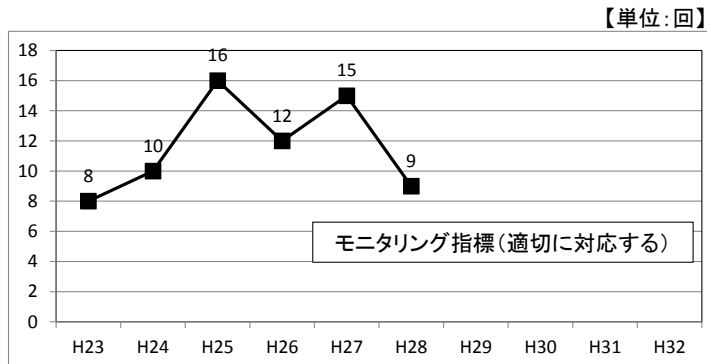
<主な取組>

原子力発電所の安全確認<原子力安全対策課>

【概要】 廃炉安全監視協議会による原子力発電所の現地調査を実施する。

【実績】 汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等について、県、市町村、様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会を開催し、現地調査等を行っている。

○環境指標7 原子力発電所現地確認調査回数【担当:原子力安全対策課】



※1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく立入調査等の回数です。

<コメント等>

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策や1号機建屋カバー解体に向けた作業などの廃炉に向けた取組、汚染水漏えいなどのトラブルの対応状況等について、その都度、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、作業状況等を確認してきた。

<今後の方向性>

○原子力発電所の監視強化と県民の安全確保

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を継続して実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を、ホームページや報道等を通じて、迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

また、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」を見直し、防災体制の充実・強化を図るとともに、「福島県原子力災害広域避難計画」について、関係市町村と連携しながら具体化を進めるなど、県民の安全を確保していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

<主な取組>

①地球温暖化防止のための「福島議定書」事業【関連資料：統計資料編 資料10 (p. 16)】<環境共生課>

【概要】学校・事業所等の団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、自主的に地球温暖化対策に取り組む。優秀な取組をした団体に対しては表彰を行う。

【実績】平成28年度参加団体数：(事業所) 1,426団体 (学校) 464校
平成28年度表彰：最優秀賞9団体ほか、合計37団体(平成27年度上級編を含む)

②復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業<環境共生課>

【概要】節電、節水等の省エネ活動を行った家庭、学校の取組を報奨すること等を通して、広く県民の自主的な環境負荷低減活動を促進する。

【実績】平成28年度参加者数 家庭版3,111世帯、学校版438校

③一般造林事業<森林整備課>

【概要】森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、植栽から下刈、除間伐等の一連の森林施業を支援する。

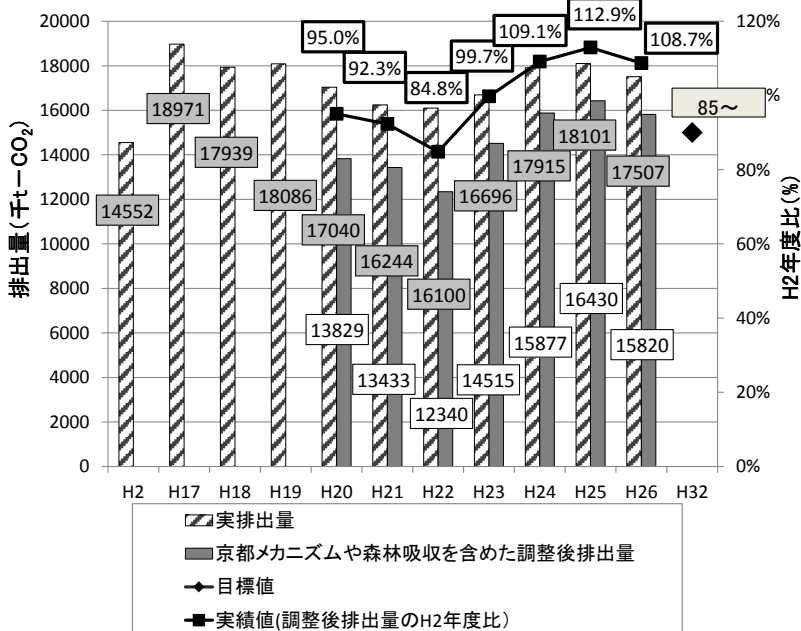
【実績】1,804ha

○環境指標8 温室効果ガス排出量(H2年度比)

○関連資料 温室効果ガスの総排出量と伸び率【統計資料編 資料9 (p. 15)】

【担当：環境共生課】

目標区分：－(数値がより低いことが望ましい)



目標値の達成状況

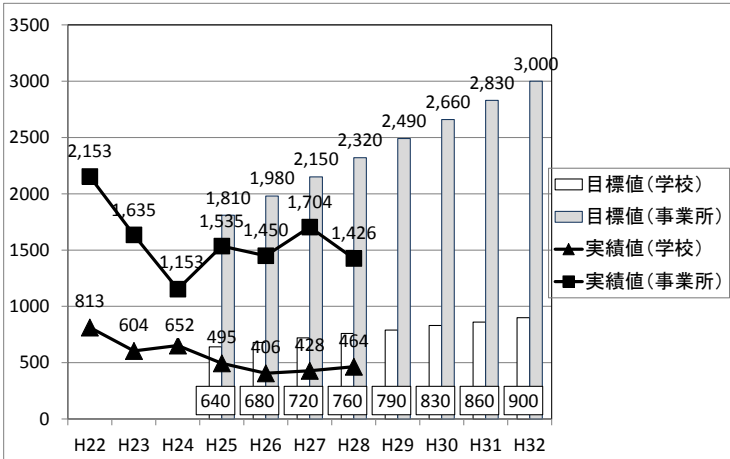
<コメント等>

省エネ等によるエネルギー使用量の減少や、水力発電所の運転再開等による電力の排出係数の改善等により、温室効果ガス排出量は震災の後初めて減少した。

※本算定の主要な基礎資料である「総合エネルギー統計」(資源エネルギー庁所管)の統計手法が改められたため、これまで県が発表してきたH24年以前の数値との連続性が確保できない状況となりました。
このため、基準年度であるH2年度及びH24年度との比較を容易にするため、両年度については新たな統計手法により再計算を行っております。

○環境指標9 「福島議定書」事業参加団体数 【関連資料：統計資料編 資料10 (p.16)】
 【担当：環境共生課】

目標区分：↗



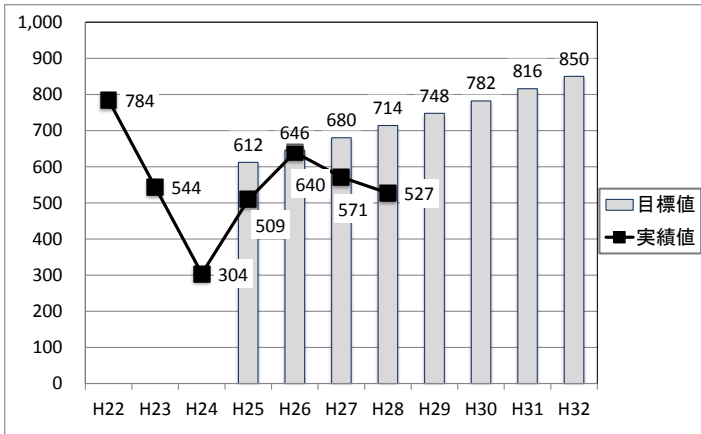
目標値の達成状況	×
<コメント等> 組織改編等の理由により参加を見合わせた事業所があったことから、平成28年度の参加事業所数は減少した。一方、参加校数については、震災後減少したが、市町村教育委員会への訪問活動等により、目標は達成しなかったものの2年連続で増加となった。 参加促進のための広報活動や「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」などの各種団体を通じた啓発活動等に加え、事業所や市町村への直接訪問を通して、事業所、学校ともに参加数の増加を目指す。	

※達成状況については、学校と事業所の平均達成状況で評価しています。

○環境指標10 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数【担当：環境共生課】

目標区分：↗

【単位：回】

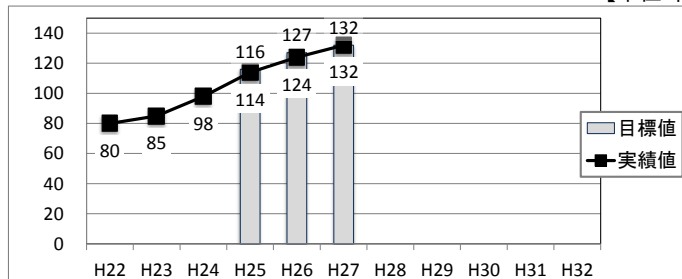


目標値の達成状況	△
<コメント等> 昨年度よりは活動回数がやや減少した。 引き続き、市町村や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、活動の活性化を図る。	

○環境指標11 県有建築物の環境性能診断件数【担当：営繕課】

目標区分：↗

【単位：件】

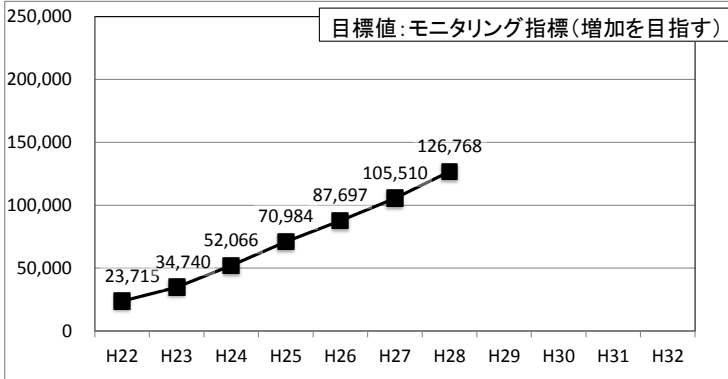


目標値の達成状況	◎
<コメント等> 平成27年度に、計画対象132施設全ての診断を完了した。	

○環境指標12 クリーンエネルギー自動車の普及台数 【関連資料：統計資料編 資料11 (p.18)】
【担当：環境共生課】

目標区分：↗

【単位：台】



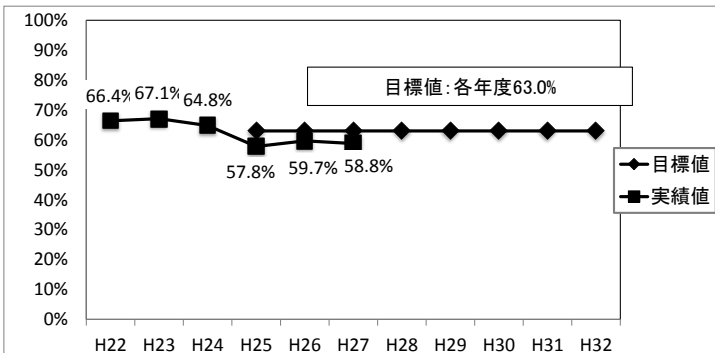
＜コメント等＞

低公害車は、国による減税政策等により普及が進んでいる。

※クリーンエネルギー自動車は、ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車、天然ガス車の合計です。
※平成24年度から集計区分の変更があったため低公害車としておりましたが、再度、平成26年度のデータから集計区分の変更があり、従前の指標により比較することが可能になりました。数値の連続性を考慮し、クリーンエネルギー自動車の普及台数としています。

○環境指標13 営業用貨物自動車輸送トン数比率【担当：生活環境総務課】

目標区分：－（数値がより高いことが望ましい）



目標値の達成状況

○

＜コメント等＞

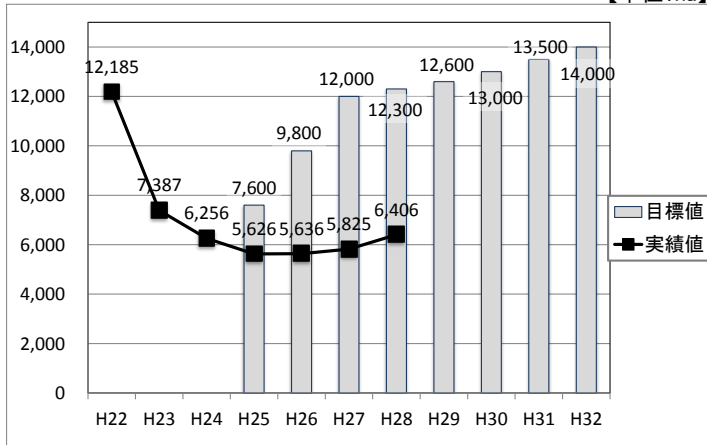
国が平成22年度より調査・集計方法を変更したため、平成22～24年は目標値を上回っていた。平成27年度は平成26年度よりも割合が減少した。平成23年度以降、全国平均値はやや減少傾向であることから、今後も注視していく。

※年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数＋自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合です。

○環境指標14 森林整備面積【担当：森林計画課、森林整備課】

目標区分：↗

【単位：ha】



目標値の達成状況

×

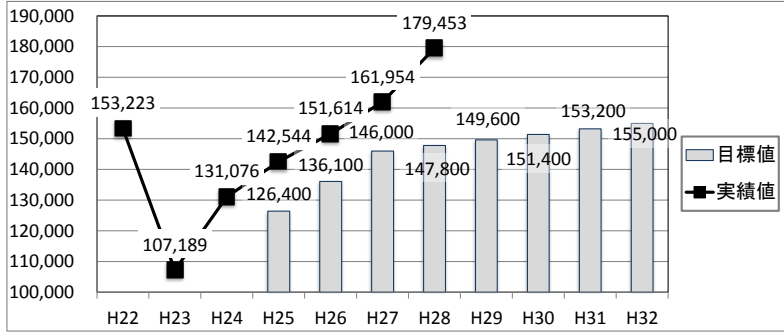
＜コメント等＞

原発事故による放射性物質の影響から森林所有者等による森林整備が震災前の水準まで回復していない。森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備、放射性物質対策を一体的に行う森林整備の推進を図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

○環境指標15 森林づくり意識醸成活動の参加者数【担当：森林保全課】

目標区分：[↗](#)

【単位：人】



目標値の達成状況



<コメント等>

東日本大震災・原発事故により、平成23年度の参加者は減少したものの、平成24年度以降は増加に転じた。ふくしま県民の森、福島県総合緑化センターといった公の施設での森林除染が完了したところであり、引き続き森林づくりの情報や正しい空間線量等のデータをホームページ等で公表し、参加促進を図る。

<今後の方向性>

○省エネルギーの取組の推進

「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を核とした県民運動として、福島議定書事業による学校や事業所における省エネルギーの取組の推進、家庭と学校を対象としたエコチャレンジ事業による節電、節水活動等を通して、県民総参加による省エネルギーの取組を推進します。

○森林整備の推進

市町村等の公的主体が間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に行う「ふくしま森林再生事業」を実施し、森林の再生を進めていきます。

また、ふくしま県民の森、福島県総合緑化センターの森林除染が完了したところであり、引き続き森林づくりの情報や常に新しい空間線量等のデータをホームページ等で公表することで、森林づくり活動への参加意識の啓発を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

<主な取組>

①再生可能エネルギー普及拡大事業<エネルギー課>

【概要】本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。

【実績】

- ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行った。(3,488件)
- ・その他、事業可能性調査や設備導入への支援等を行った。
(事業可能性調査6件、設備導入補助13件)

②再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業<環境共生課>

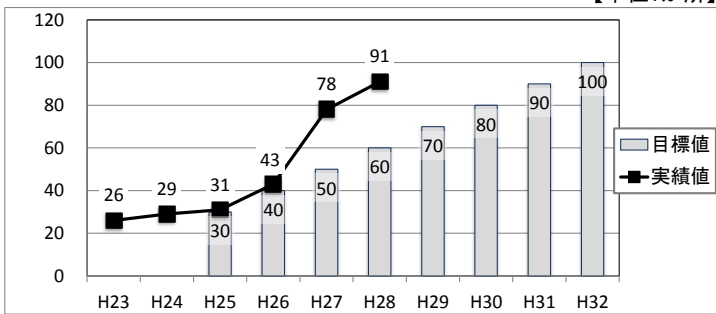
【概要】市町村等が所有する、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入支援を行う。

【実績】平成28年度補助施設数：公共施設12

環境指標16 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数(累計)【担当:エネルギー課】

目標区分:↗

【単位:か所】



目標値の達成状況

◎

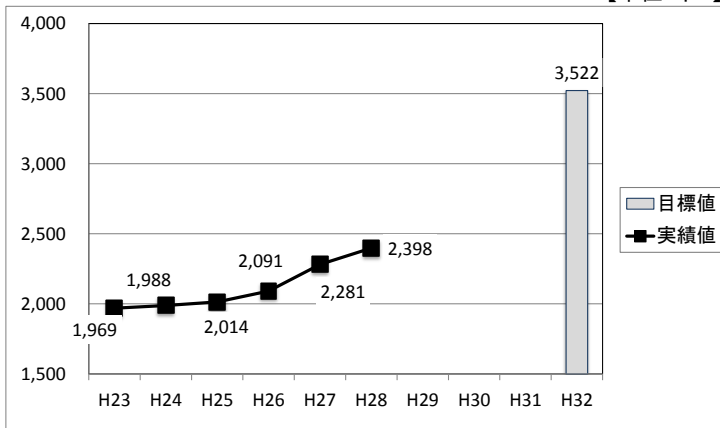
<コメント等>

前年度実績値より大幅に増加した主な理由は、復興公営住宅等において太陽光発電の導入が進められたためである。

○環境指標17 再生可能エネルギーの導入量(原油換算)【担当:エネルギー課】

目標区分:↗

【単位:千kl】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

平成32年度の目標値は、県内で必要な一次エネルギー量の約4割としており、目標達成には更なる大規模設備の導入(特に太陽光、風力発電)が必要である。大規模設備の導入には長時間を要するため、早い段階からの導入推進に努める。

<今後の方向性>

○再生可能エネルギーの普及拡大

平成24年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」で謳われている「2040年頃までに、県内のエネルギー需要量100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という導入目標のもとに、県有施設における率先導入や民間事業者の取組への支援を進めるなど、再生可能エネルギー先駆けの地を目指し全力で取り組んでいきます。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

<主な取組>

ふくしまからはじめよう。産総研福島拠点連携技術開発推進事業<産業創出課>

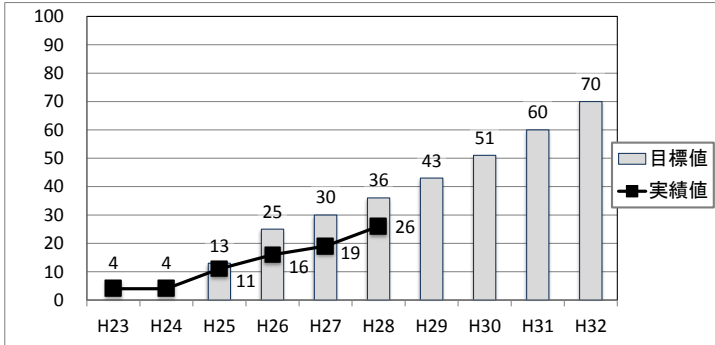
【概要】 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所と連携した技術開発支援を通じて、県内企業の技術高度化等を推進する。

【実績】 ハイテクプラザが福島再生可能エネルギー研究所と連携して、太陽光発電用シリコンウェハ加工技術に関する研究を行うとともに、産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業において、4件の研究開発を支援した。

○環境指標18 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数【担当：企業立地課】

目標区分：↗

【単位：件】



※目標値は、平成25年度からの累計です。

目標値の達成状況

△

<コメント等>

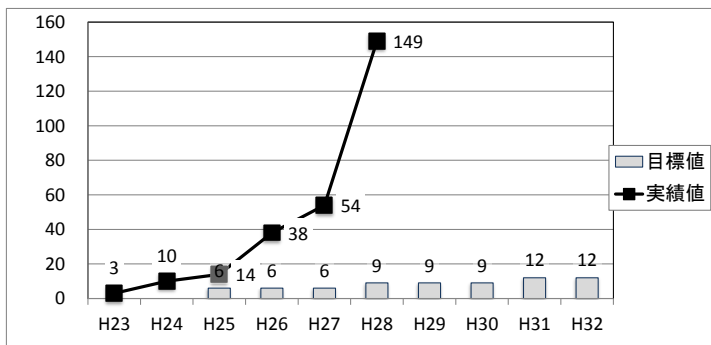
再生可能エネルギーを利用した発電施設は年々増加しているものの、本件の対象となる発電設備等の製造工場の立地については、現時点では目標どおり進んでいない。

各種優遇制度や技術開発支援等、再生可能エネルギー関連産業集積のための様々な取り組みを広く紹介するとともに、福島県の優れた立地環境をさらにPRし、国内外の企業の誘致を図る。

○環境指標19 再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数(累計)【担当：産業創出課】

目標区分：↗

【単位：件】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて県による研究開発への支援等のほか、産総研福島再生可能エネルギー研究所の開発などもあり、産学官の共同研究実績件数は順調に推移している。

<今後の方向性>

○再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所との連携を密にし、引き続き、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を進めるため、関連産業に係る人材育成、ネットワーク形成、研究開発、取引拡大、情報発信等の施策を一体的に推進していきます。

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

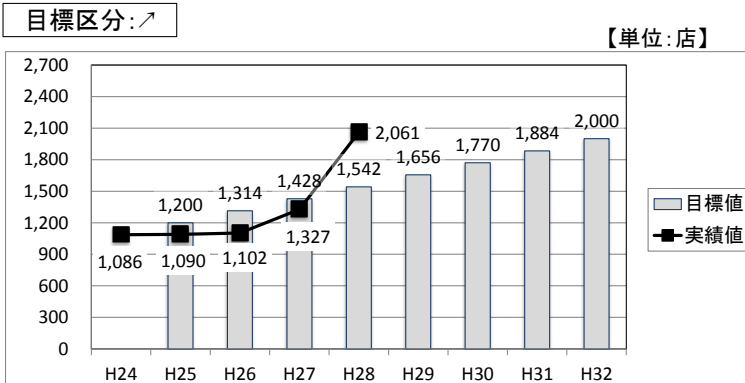
<主な取組>

地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及促進事業<環境共生課>

【概要】マイバッグ推進など県民に広く環境意識の啓発を図り、環境の保全や廃棄物の減量化など地球にやさしいライフスタイルの普及を進める。

【実績】マイバッグ推進デーキャンペーンの実施。

○環境指標20 マイバッグ推進デー協力店【担当:環境共生課】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

目標値は達成したが、新たな事業者の参加が得られるよう、普及啓発に努める。

※県では毎年8日、9日をマイバッグ推進デーとしており、この取組に協力するとして登録された店舗を「マイバッグ推進デー協力店」といいます。

<今後の方向性>

○ 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

循環型社会形成推進計画に掲げる「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて、県民に広く環境意識の普及啓発を図っていきます。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

<主な取組>

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業【関連資料：統計資料編 資料15 (p. 22)】<産業廃棄物課>

【概要】産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進し、産業廃棄物の排出抑制等を目的とした取組及び産業廃棄物処理施設への理解促進の取組に対して支援を行う。

【実績】次の支援を行った。

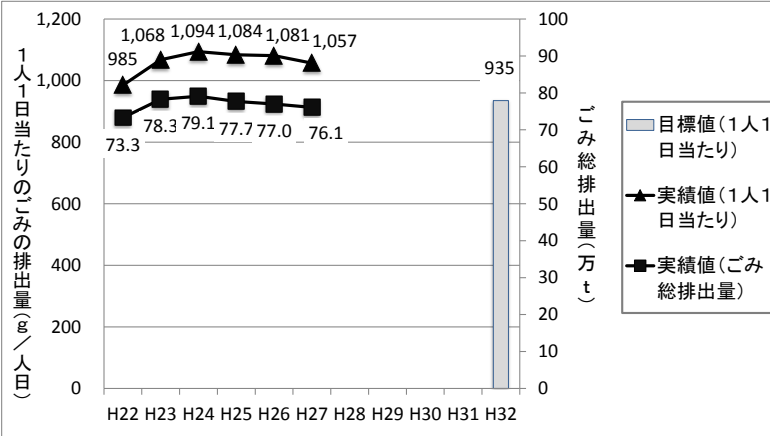
- ・施設整備 1事業者2件 廃油、廃プラの削減
- ・調査研究 1事業者1件 クレー射撃用空薬莢の再生利用
- ・理解促進 3事業者3件 見学者受入施設の整備

○環境指標21 一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)

○関連資料 ゴミ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移

【統計資料編 資料12 (p. 19)】【担当：一般廃棄物課】

目標区分：-



目標値の達成状況

—

<コメント等>

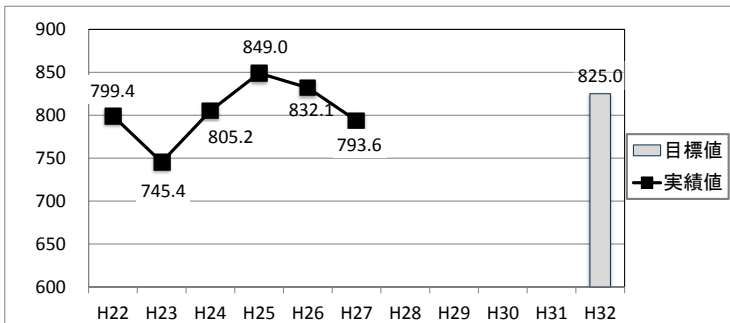
平成23年度より東日本大震災の影響で大きく増加し、その後、25年度以降は減少に転じているが、震災前の水準には戻っていないため、引き続きごみの減量化の促進を図る必要がある。

※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定(平成27年3月)を反映させております。

○環境指標22 産業廃棄物の排出量【担当：産業廃棄物課】

目標区分：-

【単位：万トン】



目標値の達成状況

—

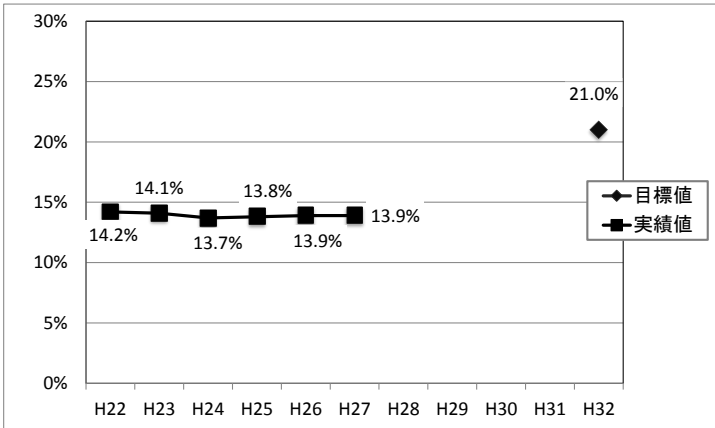
<コメント等>

平成25年度以降減少し、平成27年度は平成32年度の目標値を達成した。引き続き、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向けた施策を推進していく。

※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定(平成27年3月)を反映させております。

○環境指標23 一般廃棄物のリサイクル率【担当：一般廃棄物課】

目標区分：↗



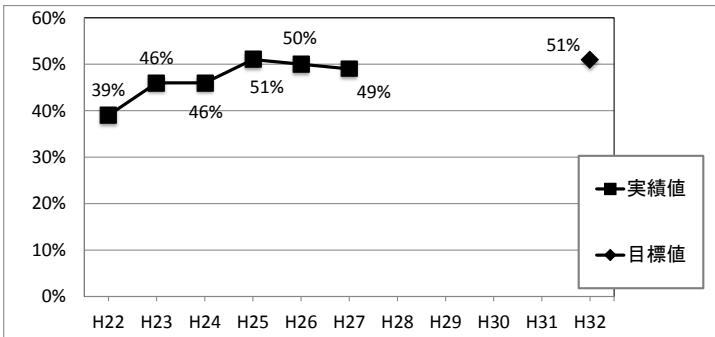
※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

目標値の達成状況 —

＜コメント等＞
平成27年度は横ばいだが、全体として減少傾向が続いている。福島県廃棄物実態調査の結果等からリサイクル業者や店頭回収等、これまで把握されていなかった民間ベースでの回収量が増えていることが示唆されたため、今後、それらの把握について検討する必要がある。

○環境指標24 産業廃棄物再生利用率【担当：産業廃棄物課】

目標区分：↗



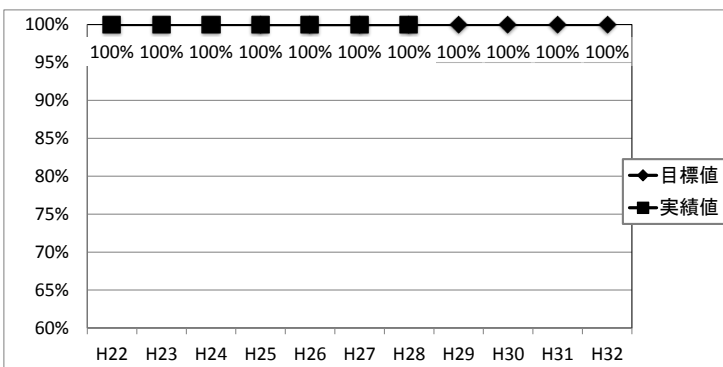
※環境指標について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

目標値の達成状況 —

＜コメント等＞
平成25年度以降減少傾向で、平成32年度の目標値を下回っている。このため、産業廃棄物の再生利用促進に向けた施策をさらに推進していく。

○環境指標25 建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）【担当：技術管理課】

目標区分：→（100%を維持）



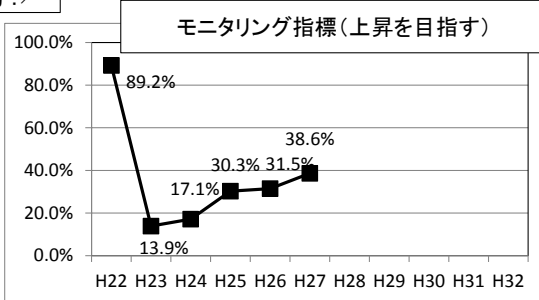
※県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト塊・コンクリート塊）のリサイクル率です。

目標値の達成状況 ◎

＜コメント等＞
アスファルト塊・コンクリート塊については、再資源化施設（中間処理施設）へ搬出することを原則としているため、リサイクル率の目標値を毎年達成している。
今後も引き続き建設副産物の確実なリサイクルの促進に取り組む。

○環境指標26 下水汚泥リサイクル率【担当:下水道課】

目標区分:ア



<コメント等>

下水汚泥に放射性物質が含まれ、リサイクルが困難であったが、放射能濃度の低下と共に受け入れ先が確保され、リサイクル率が上昇している。

<今後の方向性>

○ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

平成27年3月に見直した「廃棄物処理計画」に基づいた適切な執行管理を行っていきます。

ごみの減量化を促進するため、市町村・国・事業者等と連携しながら、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供に努めていきます。

排出事業者や処理事業者が実施する排出抑制等を目的とした、先進性のある施設整備や高度な処理技術の導入のための調査研究、処理施設等に対する理解促進のための取組等に対し支援を行うことで、産業廃棄物の排出抑制や、再生利用率の向上を図ります。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

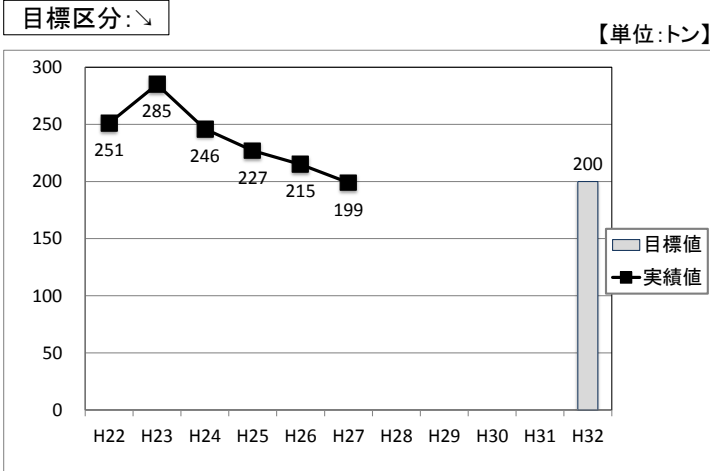
<主な取組>

不法投棄防止総合対策事業<産業廃棄物課>

【概要】不法投棄未然防止対策の強化や拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。

【実績】不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動、不法投棄の調査等を行った。
また、地域住民の監視体制づくりを支援するための補助金を支給した。

○環境指標27 一般廃棄物最終処分場埋立量(1日当たり)【担当:一般廃棄物課】



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

目標値の達成状況

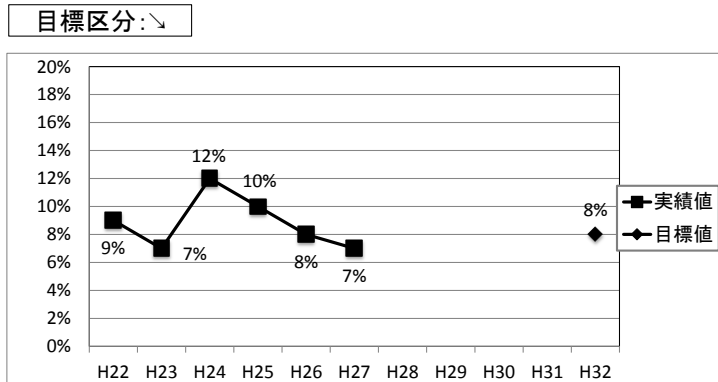
—

<コメント等>

平成23年度に東日本大震災の影響で大きく増加したが、24年度以降は減少傾向となっている。

しかし、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に努める必要がある。

○環境指標28 産業廃棄物最終処分率【担当:産業廃棄物課】



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

目標値の達成状況

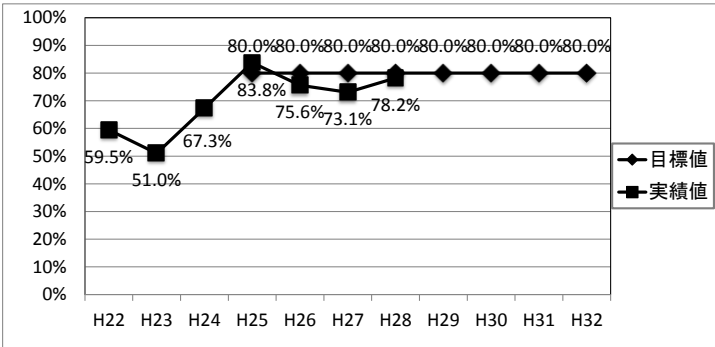
—

<コメント等>

平成24年度以降減少を続け、平成26年度からは平成32年度の目標値を達成している。引き続き、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向けた施策を推進していく。

○環境指標29 農業用使用済プラスチック組織的回収率【担当：環境保全農業課】

目標区分：↗



目標値の達成状況

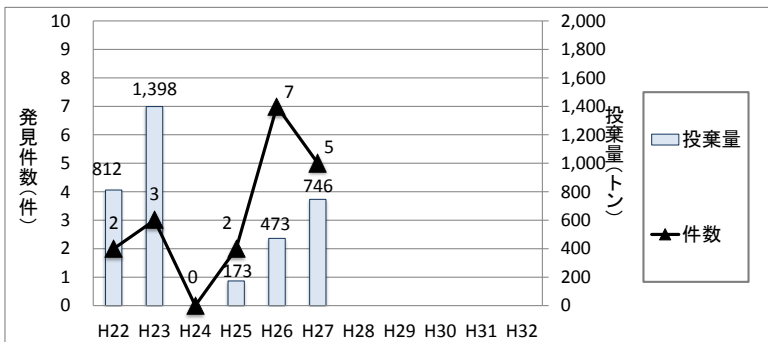


＜コメント等＞

原発事故以降、放射性物質による汚染の懸念から回収が滞っていたが、平成25年度以降は順調に回収が進んでいる。
平成28年度は目標値を下回ったものの、一定程度の回収が行われた。

○環境指標30 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量 【関連資料：統計資料編 資料19 (p. 25)】
【担当：産業廃棄物課】

目標区分：↘



＜コメント等＞

大規模な不法投棄事案は減少しているが、依然として発生している現状にある。
引き続き不法投棄防止に向け監視活動や啓発活動を実施していく。

※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの）は全てについての発見件数及び量を集計したものです。

＜今後の方向性＞

○ 県民への正しい知識の普及啓発

一般廃棄物の最終処分場埋立量を減らすためには、ごみを減量化することが必要であるため、市町村・国・事業者等と連携しながら、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供に努めていきます。

○ 不法投棄防止対策の強化

産業廃棄物の不法投棄は悪質化・巧妙化しており、不法投棄の未然防止及び早期発見が重要となるため、不法投棄監視員やカメラによる監視活動、不法投棄防止の啓発活動、地域住民による監視体制づくりへの支援等を今後も引き続き実施していきます。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

<主な取組>

①環境と共生する農業再生事業<環境保全農業課>

【概要】エコファーマーが支える産地の維持を図りつつ、特別栽培農産物や有機農業の担い手育成支援、活動支援を図る。

【実績】エコファーマー認定件数：13,853件

②ふくしまエコオフィス推進事業<環境共生課>

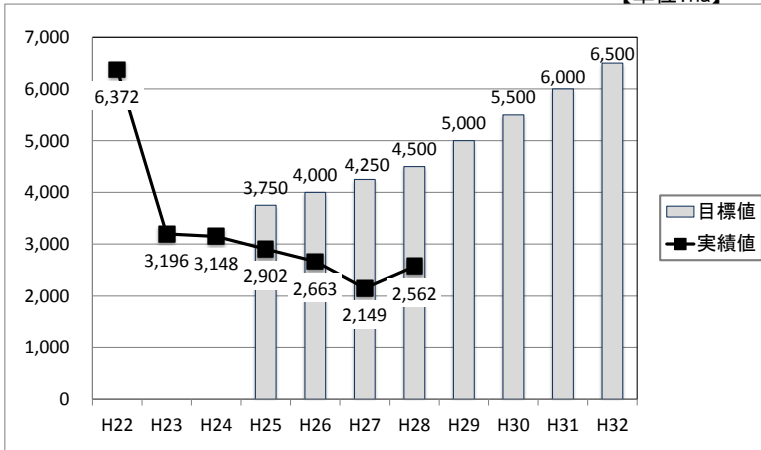
【概要】「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策等の環境負荷低減活動に取り組む。

【実績】県庁版福島議定書の実施等により温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。
県機関のグリーン購入割合：90.0%

○環境指標31 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積【担当：環境保全農業課】

目標区分：↗

【単位：ha】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

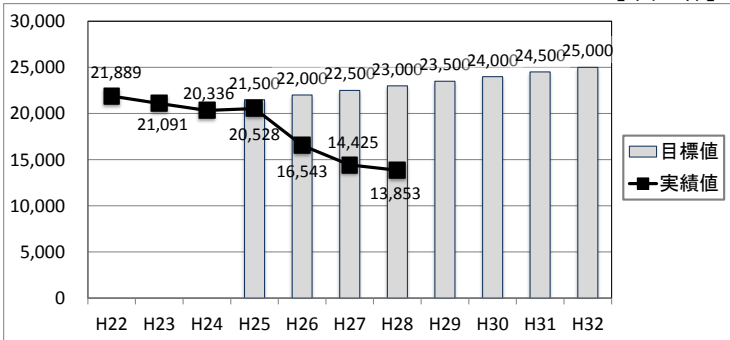
平成27年度の肥料偽装表示問題による面積減少から持ち直し、原発事故による避難や作付け制限の他、風評により価格低迷が依然として続いているものの、各地域では特別栽培を基準とした特色ある米作りが増えている。

今後は、環境保全型農業直接支払交付金等を活用しながら、組織的な取組を推進すること等により、特別栽培農作物の作付拡大を図る。

○環境指標32 エコファーマー認定件数【担当：環境保全農業課】

目標区分：↗

【単位：件】



目標値の達成状況

×

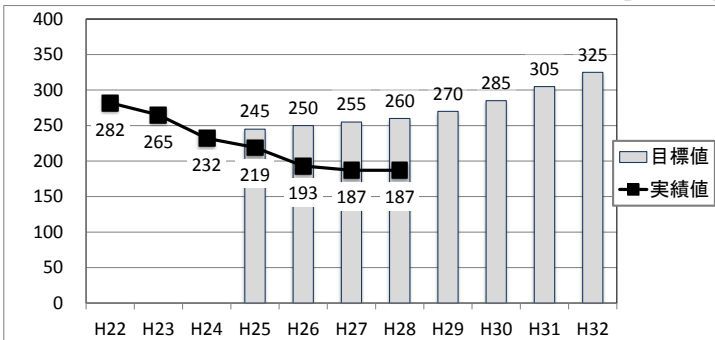
<コメント等>

普及組織、JA等が連携し、組織ぐるみの認定誘導を図っているが、担い手の高齢化による経営規模の縮小や原発事故による生産・販売環境の悪化から、認定更新を見送る事例があり、認定件数は減少傾向にある。

○環境指標33 有機農産物の作付面積【担当：環境保全農業課】

目標区分：[↗](#)

【単位：ha】



目標値の達成状況

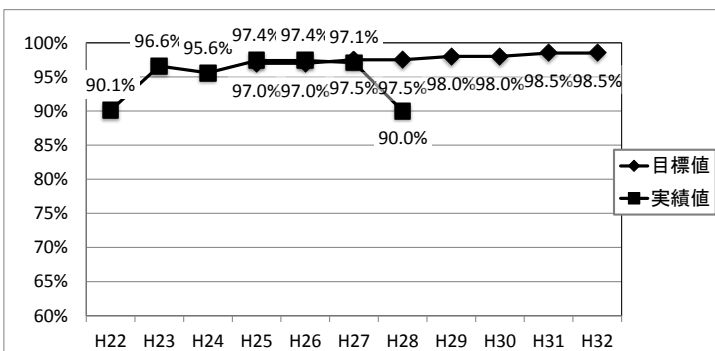
△

<コメント等>

東日本大震災及び原発事故の影響により、減少傾向が続いている。
 今後は、新たな販路の確保や消費者等の本県有機農業に対する理解促進により、生産、販売体制を再構築していく必要がある。

○環境指標34 県機関におけるグリーン購入割合【担当：環境共生課】

目標区分：[↗](#)



目標値の達成状況

○

<コメント等>

グリーン購入対象商品がない特殊物品の購入が生じたため、目標の値を下回った。引き続き、グリーン購入の推進について庁内での周知を図る。

<今後の方向性>

○ 環境負荷軽減に資する取組の創出、推進

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）や環境創造資金融資事業を実施するなど、廃棄物の排出抑制等を目的とした事業者の取組に対して、引き続き支援を行っていきます。

○ 環境に配慮した物品等の購入促進

県は自らグリーン購入に率先して取り組むほか、県民が環境負荷の少ない物品等を優先的に購入するよう普及啓発に取り組んでいきます。

○ 環境と共生する農業の促進

本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、消費者を対象とした現地交流会や生産者を対象とした技術研修会の開催等により、有機農業をはじめとする環境と共生する農業の再生と拡大に取り組んでいきます。

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

<主な取組>

①自然公園等事業<自然保護課>

【概要】環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。

【実績】見晴新道整備工事 木道工L=2,132m 尾瀬温泉便所整備工事 標識工N=2基
細野園地歩道設計 歩道設計L=690m

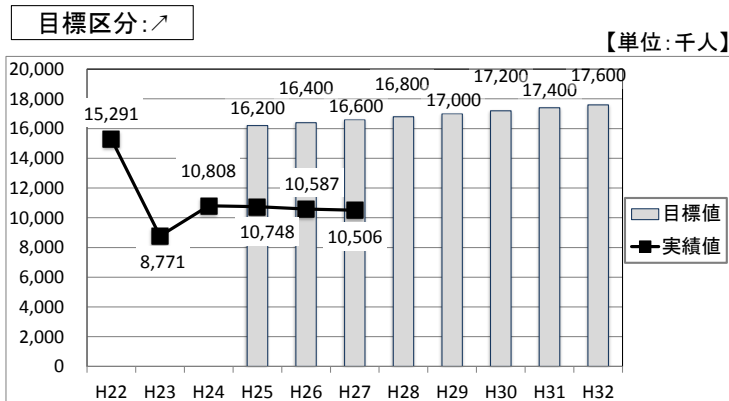
②中山間地域等直接支払事業<農村振興課>

【概要】交付金の対象となる農用地において、協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。

【実績】交付面積：14,986ha 交付金額：1,812,970千円

○環境指標35 自然公園の利用者数 【関連資料：統計資料編 資料22 (p.29)】

【担当：自然保護課】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

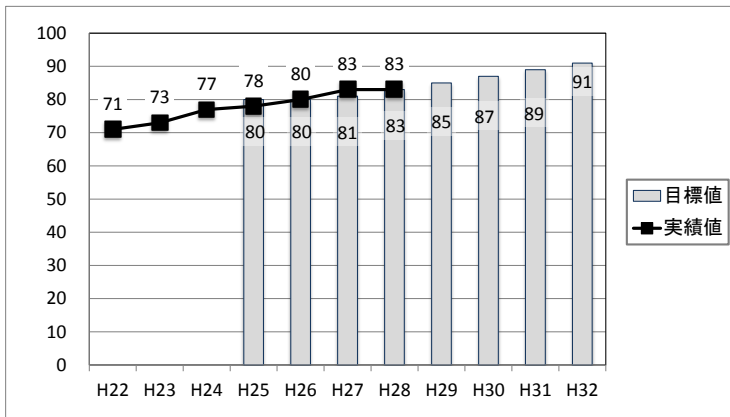
県内の自然公園の利用者数は、東日本大震災及び原発事故の影響により大きく落ち込んだ後、平成24年度に若干持ち直したものの、その後はほぼ横ばいの状況が続いており、震災前の水準には達していない。特に、県立公園である「磐城海岸」、「松川浦」の利用者の減少が大きく影響している。

今後も自然環境の保全と利用促進のため、公園施設整備に取り組んで行く。

○環境指標36 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)【担当:河川整備課】

目標区分:↗

【単位:か所】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

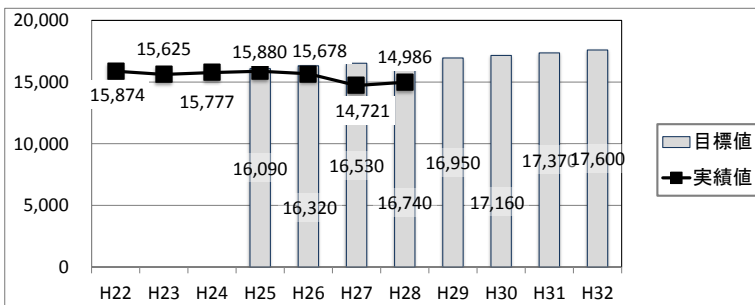
河川における環境保全について広く一般に浸透しており、当該施設も増加傾向にある。

一方、近年、多発するゲリラ豪雨等によって、河川水難等の事故発生に起因する「川離れ」も進んでいることから、離れてしまった河川利用者呼び戻すため、今後は川遊びの楽しさと共に、大雨時における防災面も含めた正しい知識について、さらに啓発を推進する必要がある。

○環境指標37 中山間地域等における地域維持活動を行う面積【担当:農村振興課】

目標区分:↗

【単位:ha】



目標値の達成状況

○

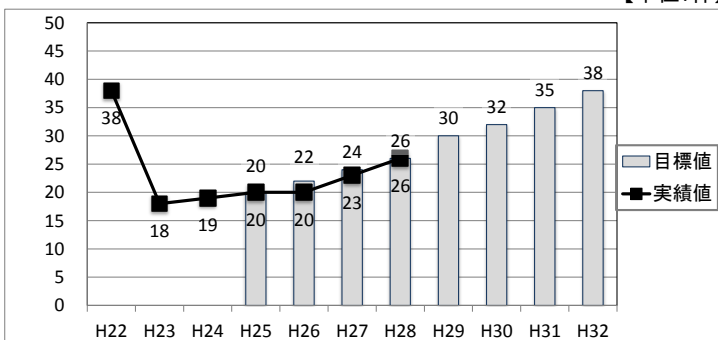
<コメント等>

中山間地域の高齢化の進行等により面積は減少傾向にあったが、平成27年度から制度の緩和措置等がされたことから、増加に転じている。

○環境指標38 上下流連携による源流域保全活動事例数【担当:土地・水調整課】

目標区分:↗

【単位:件】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

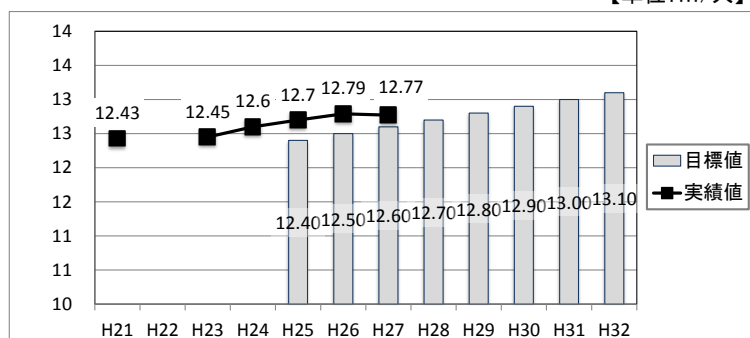
東日本大震災の影響により半数以下に減少した活動事例数は、わずかに増加している。

休止中の上下流活動団体の活動再開により、上昇傾向で推移すると考えられる。

○環境指標39 一人当たりの都市公園面積 【関連資料：統計資料編 資料32 (p.37)】 【担当：まちづくり推進課】

目標区分：[↗](#)

【単位：㎡/人】



※都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除した数値です。
 ※都市公園の合計面積は、避難指示区域等の面積も含まれます。

目標値の達成状況

◎

<コメント等>

平成26年度末と比較して、一人当たり都市公園面積はやや減少したものの、会津若松市の会津総合運動公園等の整備により、都市公園合計面積は、約1.2ha増加した。

都市公園は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等に資する、都市における緑とオープンスペースとして、引き続き整備に努めていく。

<今後の方向性>

○ 自然環境の保全と適正な利用の推進

自然公園等の保護と適正な利用を総合的に推進するため、引き続き、保護管理、巡視指導、自然保護思想の普及啓発等を実施し、自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図っていきます。

○ 森林や農地等の持つ多面的な機能の確保

特に中山間地域等において、農業生産活動等を通じて耕作放棄地の発生を防止するとともに、土壌浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持に努めるなど多面的な機能を確保していきます。

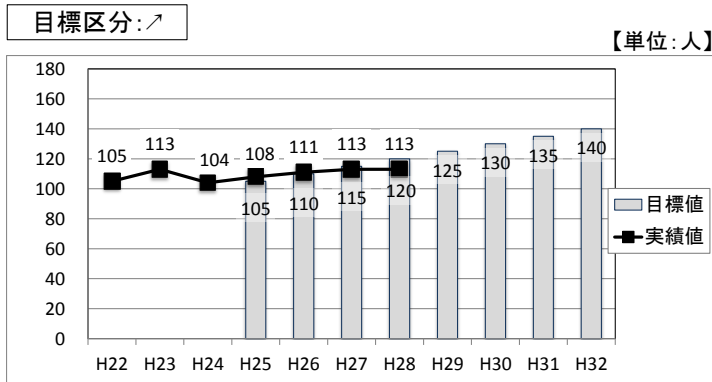
また、森林について、適正な管理を通じて、木材の安定供給はもとより、県土の保全や水源のかん養、自然環境の保全など多面的機能を確保します。

(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

<主な取組>

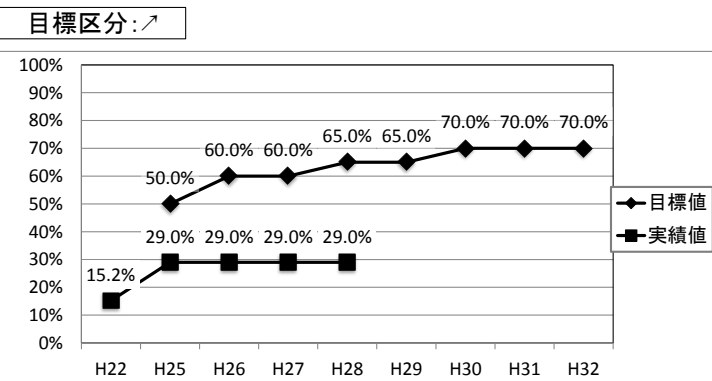
- ①野生生物管理事業【関連資料：統計資料編 資料24 (p.30)】<自然保護課>
 【概要】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護管理員の設置等を行う。
 【実績】鳥獣保護管理員数定員90名（一部旧警戒区域等を除き84名設置）
- ②傷病鳥獣保護事業<自然保護課>
 【概要】傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、野生生物共生センターを県が管理運営する。
 【実績】海洋性鳥獣の保護（公財）ふくしま海洋科学館）、その他野生鳥獣の保護（野生生物共生センター）
 傷病救護件数173件（鳥獣143、獣類30）
- ③ふくしまの生物多様性保全支援事業<自然保護課>
 【概要】野生動植物保護サポーター研修会の開催及び生物多様性の適切な保全を図るための指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための調査の実施。
 【実績】サポーター研修会1回開催（サポーター登録人数113名）
 生物多様性指標見直し調査（植物・昆虫類・鳥類・哺乳類・両生は虫類・淡水魚類）

○環境指標40 野生動植物保護サポーター登録数【担当：自然保護課】



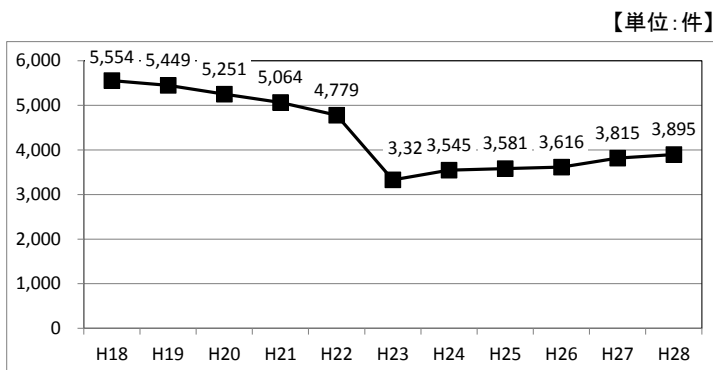
目標値の達成状況	○
<p><コメント等></p> <p>東日本大震災の影響で平成24年度は減少したものの、徐々に震災前の登録数まで戻ってきた。ただし、サポーターの高齢化を踏まえ、今後は、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集時の広報にさらなる工夫を行っていく。</p>	

○環境指標41 生物多様性について理解している人の割合【担当：自然保護課】



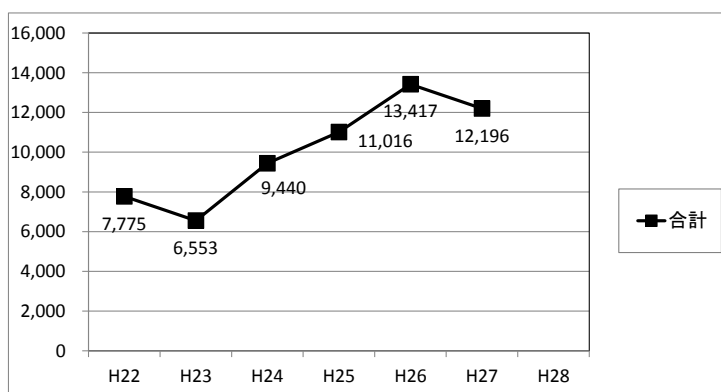
目標値の達成状況	×
<p><コメント等></p> <p>県政世論調査によると生物多様性について理解している人の割合は横ばいである。 なお、環境教育副読本への記載や環境創造センター交流棟での展示など、生物多様性について理解を高めるような取組を行っている。 今後もHP等による積極的な情報発信を行い、更なる県民意識向上を図っていく。</p>	

○関連資料 狩猟者登録件数の推移 【統計資料編 資料35 (p. 45)】 【担当: 自然保護課】



＜コメント等＞
 狩猟者登録件数は震災後落ち込んだ後、平成23年度から平成28年度まで横ばいであり、平成18年度の7割程度にとどまっている。
 なお、有害捕獲のため、わな猟登録数が増えたことから、少しずつではあるものの、狩猟者登録件数は増加している。

○関連資料 主な鳥獣の有害・個体数調整捕獲数 【統計資料編 資料36 (p. 45)】 【担当: 自然保護課】



＜コメント等＞
 原発事故による放射線の影響により狩猟圧が低下し、個体数が増加したことから、平成24年度以降有害・個体数調整による捕獲数が大幅に増加している。今後さらに捕獲数が増加することが見込まれるため、市町村などと連携し、管理に努める。

表 主な鳥獣の有害・個体数調整捕獲数

	スズメ類	カラス類	カモ類	ヒヨドリ	ムクドリ	カワウ	イノシシ (イノブタ含む)	ツキノワグマ	ニホンザル	ハクビシン	合計(体)
平成22年度	1,151	3,586	1,038	76	287	10	931	302	100	294	7,775
平成23年度	926	2,291	720	231	311	268	1,027	55	564	160	6,553
平成24年度	539	2,939	971	230	298	234	2,876	300	620	433	9,440
平成25年度	443	2,055	815	244	3	391	6,259	160	443	203	11,016
平成26年度	102	1,651	646	252	314	521	8,419	430	711	367	13,417
平成27年度	384	1,153	656	187	377	619	7,815	144	483	378	12,196

＜今後の方向性＞

○ 生物多様性の保全

生物多様性の推進については、「ふくしま生物多様性推進計画（第2次）」に掲げる基本目標「自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”」を実現するため、個々の課題を確認しながら取り組みを推進していきます。

○ 野生鳥獣の保護管理の取組の推進

引き続き、傷病野生鳥獣の救護や鳥獣保護区の設定、保護管理員の配置などにより、鳥獣の保護繁殖に取り組んでいきます。

また、野生鳥獣の生息数管理のための捕獲事業については、免許取得に要する経費の支援や鳥獣捕獲に対する助成などにより、取組の強化を図っていきます。

(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**<主な取組>**

(再掲)

ふくしまの生物多様性保全支援事業<自然保護課>

【概要】生物多様性の適切な保全を図るための指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための調査の実施

【実績】生物多様性指標見直し調査（植物・昆虫類・鳥類・哺乳類・両生は虫類・淡水魚類）

<今後の方向性>**○ 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**

東日本大震災の状況等を踏まえて改定した「ふくしま生物多様性推進計画」に沿った取組を推進し、生物多様性に配慮した対応の重要性について啓発していくとともに、復興に向けての各復旧工事において生物多様性に配慮した対策を検討する際には、事業者が福島県野生動植物保護アドバイザー等からの適切な助言を受けられるための取組を継続していきます。

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

<主な取組>

①尾瀬地域保護適正化事業<自然保護課>

【概要】本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、各種施策を実施する。

【実績】尾瀬保護指導委員会の開催、植生復元作業の実施、環境等調査の実施。

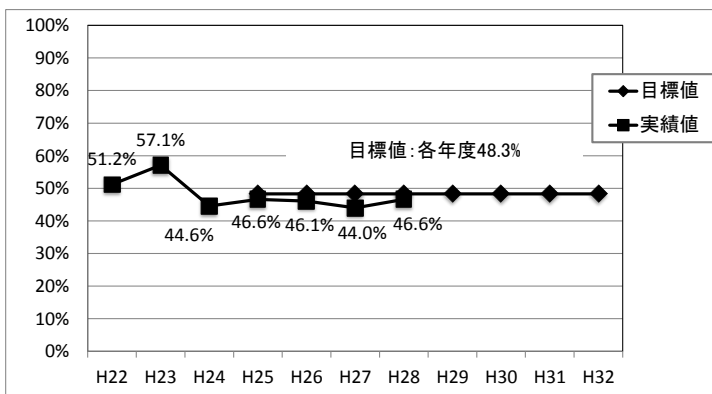
②自然公園保護管理適正化事業（裏磐梯自然体験活動推進事業）<自然保護課>

【概要】自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された関係団体の管理運営に参画するとともに、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援する。

【実績】「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」とともに裏磐梯ビジターセンターの管理運営をした。

○環境指標42 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合【担当：自然保護課】

目標区分：\



目標値の達成状況

○

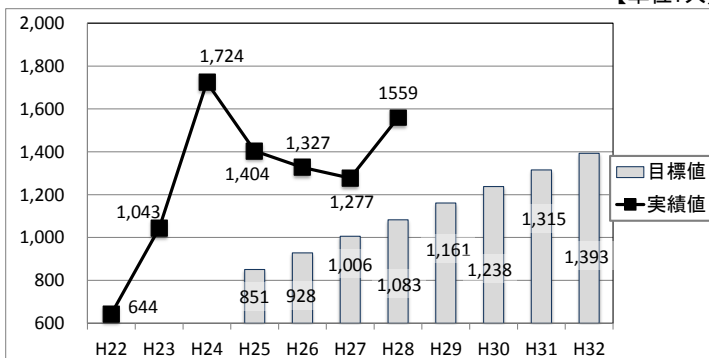
<コメント等>

過去数十年間例のないほどの少雪の影響等により、夏季に見頃を迎える湿原植物の開花時期がずれ込んだことや、8月9月の週末の台風の接近等により入山者数が減少したが、土日に入山する割合は昨年度に比べ増加した。引き続き尾瀬の貴重な自然の保護に努めていく。

○環境指標43 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数【担当：自然保護課】

目標区分：/

【単位：人】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

参加者自身による自然からの発見を促しながら自然散策の魅力を伝えるガイドウォークを土日開催80分から毎日開催30分に見直したところ、大幅に参加者が増加した。

※裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月に設立）で実施しているインタープリテーション活動への参加数です。

<今後の方向性>

○ 尾瀬地区の自然環境保全の促進

尾瀬国立公園における植生復元や公園施設整備、国・群馬県等と連携して実施するニホンジカの食害への対策の推進などの取組を進め、美しい環境の保全に努めるとともに、入山者数の回復に繋げるため、尾瀬の安全性について広報に努めていきます。

○ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

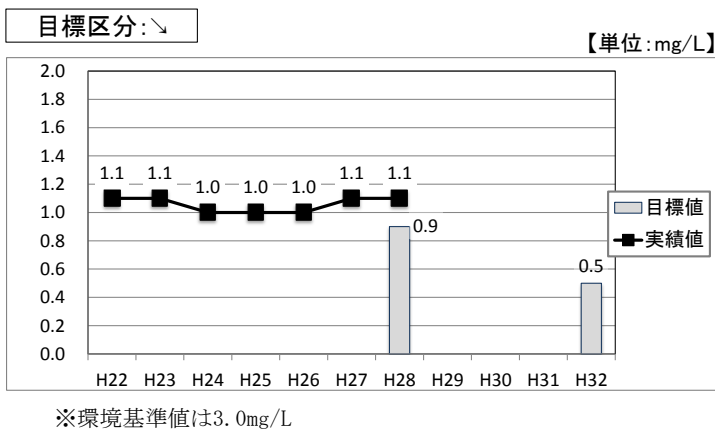
各種行為に対する規制や指導をしながら、自然環境保護と利用が両立できるような取組を進めていきます。

(5) 猪苗代湖等の水環境保全

<主な取組>

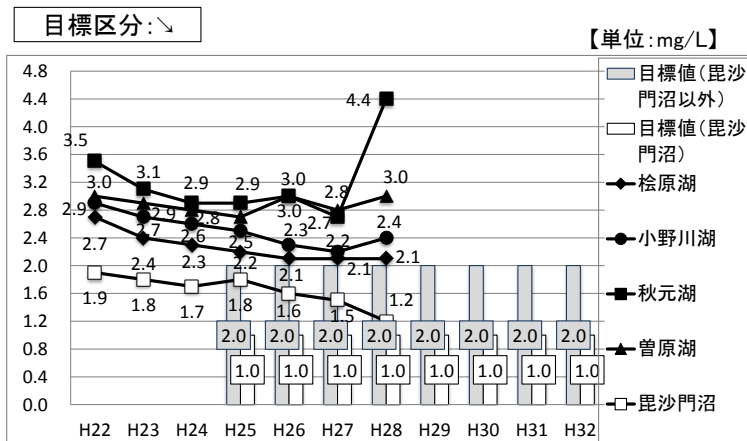
- ①猪苗代湖水質モニタリング事業【関連資料：統計資料編 資料46～49 (p. 61～80)】<水・大気環境課>
 【概要】猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。
 【実績】猪苗代湖及び主要流入河川のイオンバランスの季節変動と経年変化調査を実施
- ②紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業【関連資料：統計資料編 資料46～49 (p. 61～80)】<水・大気環境課>
 【概要】紺碧の猪苗代湖を復活させ未来に継承していくため、県民や事業者、行政などの猪苗代湖に関わるあらゆる主体が一丸となり、猪苗代湖の環境保全活動の推進を図る。
 【実績】プロジェクト会議の開催（平成28年6月20日）、各種水辺環境保全事業、山林からの排出負荷実態調査を実施

○環境指標44 猪苗代湖のCOD値 【関連資料：統計資料編 資料49 (p. 69)】
 【担当：水・大気環境課】



目標値の達成状況	○
<p><コメント等></p> <p>平成28年度の中間目標値に近づいていたが、平成27年度にやや数値が上昇した。水質汚濁の要因となるヒシ植物の効率的な回収などを推進し、更なる水質向上を目指す。</p>	

○環境指標45 裏磐梯湖沼群のCOD値 【関連資料：統計資料編 資料49 (p. 69)】
 【担当：水・大気環境課】



目標値の達成状況	△
<p><コメント等></p> <p>小野川湖、秋元湖、曾原湖で平成28年度に水質の悪化が見られたが、毘沙門沼では水質の改善が見られた。今後ともさらなる水質改善に努めることとする。</p>	

※達成状況については、湖沼毎の達成状況の平均値で評価しています。

<今後の方向性>

○ 猪苗代湖をはじめとする水環境の保全

平成25年3月に見直しを行った「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」において、水環境保全のための基本目標を「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」としており、大学等の研究機関や環境保全団体との連携をさらに強化し、水環境保全に関する実践活動、啓発活動を推進するとともに、高度処理浄化槽の整備や水質改善に関する調査研究等に取り組むなどし、猪苗代湖については計画の目標年度における「水質日本一」の復活を目指していきます。

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

<主な取組>

①大気汚染常時監視事業【関連資料：統計資料編 資料37～40 (p. 46～51)】<水・大気環境課>

【概要】大気汚染常時監視システム等により大気汚染の状況を把握する。

【実績】大気汚染常時監視を実施。

②浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進支援事業【関連資料：統計資料編 資料51 (p. 85)】<一般廃棄物課>

【概要】合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。

【実績】浄化槽設置整備事業において41市町村へ110, 114千円、浄化槽市町村整備推進支援事業において6市町へ15, 134千円の補助を行った。

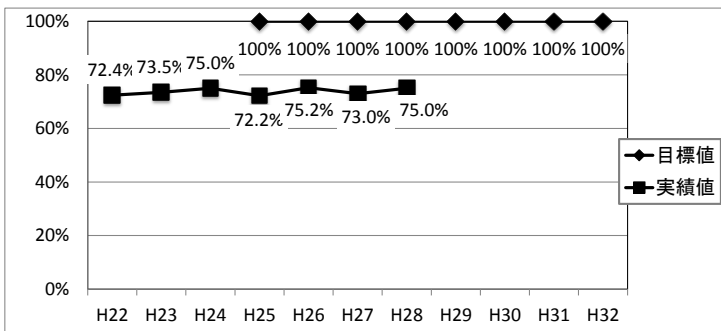
○環境指標46 大気環境基準達成率 【関連資料：統計資料編 資料37 (p. 46)】

○関連資料 主な大気汚染物質年平均濃度の推移 【統計資料編 資料38 (p. 49)】

【担当：水・大気環境課】

<大気環境基準達成率>

目標区分：↗



※大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定局において、環境基準を達成した割合です。

目標値の達成状況

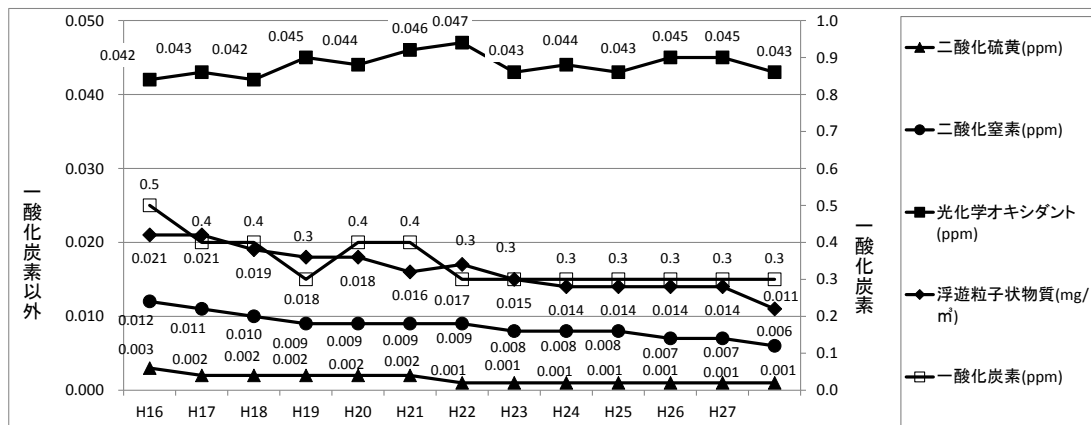
△

<コメント等>

達成率が70%台で推移しているのは、光化学オキシダントの環境基準未達成によるものであり、これは全国的な傾向である。国の光化学オキシダント調査検討会において、現象解明を進めている。

現象解明状況を継続注視し、注意報発令時の適切な対応を図っていくことが不可欠である。

<主な大気汚染物質年平均濃度の推移>

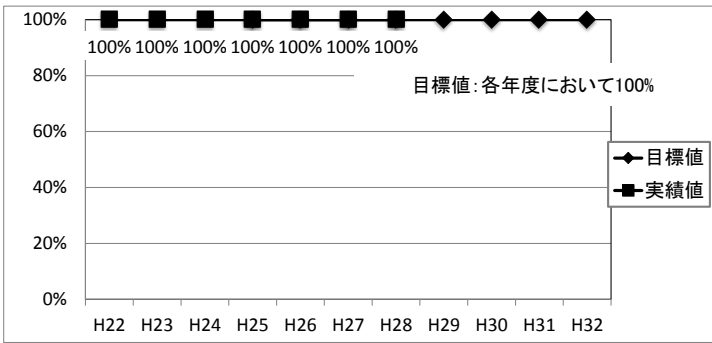


※ここでの年平均値は各測定局の年平均値合計を全測定局で除したものである。

○環境指標47 大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)

【関連資料：統計資料編 資料39 (p. 50)、資料40 (p. 51)】 【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

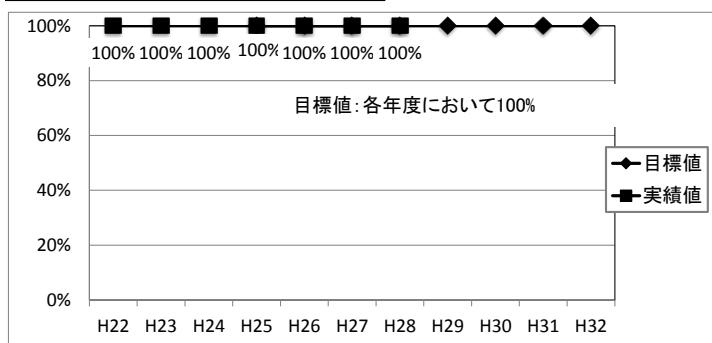
県内の有害大気汚染物質の環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標48 水質環境基準達成率(健康項目)

【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 57)】

【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

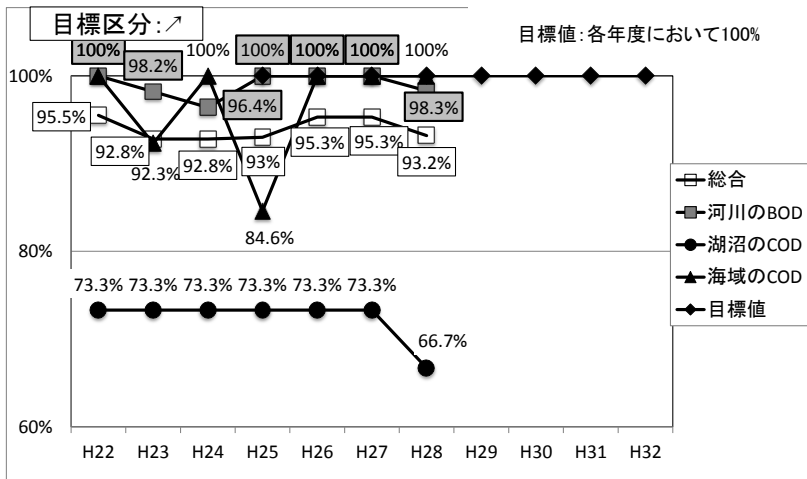
カドミウム等27項目の健康項目に関して、河川、湖沼及び海域の78地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成し、100%を維持している。

過去6年間において、環境基準の超過はなかった。

○環境指標49 水質環境基準達成率(河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合)

【関連資料：統計資料編資料44 (p. 57)、資料45 (p. 60)、資料46 (p. 61)、資料48 (p. 64)、資料49 (p. 69)】

【担当:水・大気環境課】



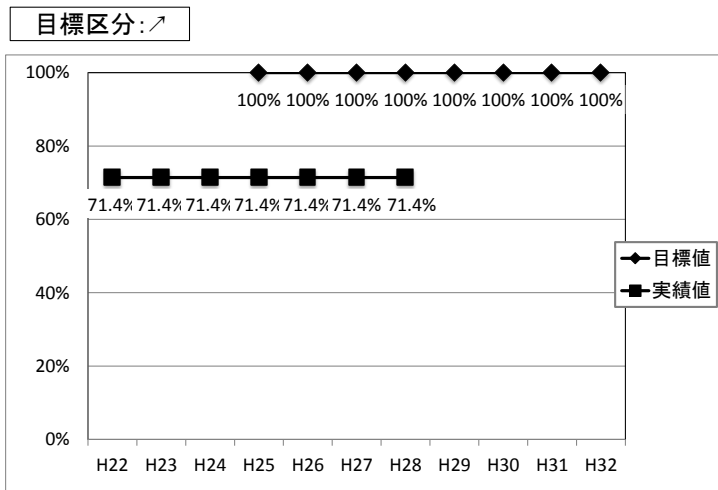
目標値の達成状況 ○

<コメント等>
 水質汚濁の代表的な指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、全水域で93.2%であった。
 環境基準未達成の水域は6水域あり、引き続き水質の監視に努めていきたい。

○環境指標50 水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)

【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 57)、資料46 (p. 61)、資料47 (p. 62)、資料49 (p. 69)】

【担当:水・大気環境課】



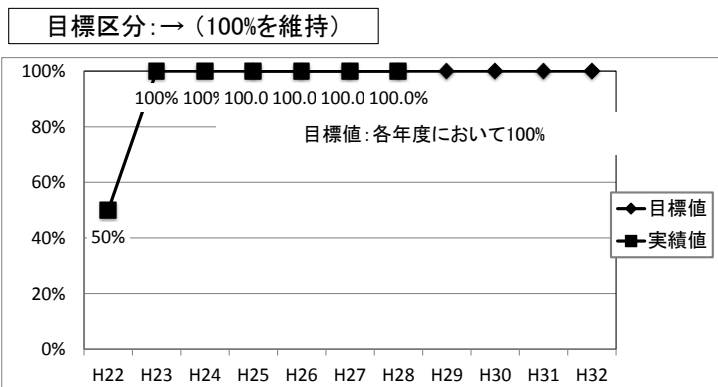
目標値の達成状況 △

<コメント等>
 富栄養化の代表的な指標である全窒素・全りんの水質環境基準達成率は71.4%であり、東山ダム貯水池及び千五沢ダム貯水池で環境基準未達成であった。
 千五沢ダムについては、流入する河川を「生活排水対策重点地域」に指定し、流域自治体と連携し排水処理施設や浄化槽の整備の対策を行っており、平成27年に設定された全窒素の暫定目標を達成した。

○環境指標51 水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)

【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 57)、資料46 (p. 61)、資料47 (p. 62)、資料49 (p. 69)】

【担当:水・大気環境課】

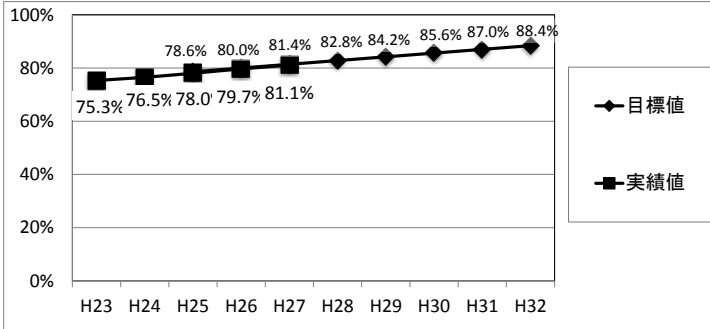


目標値の達成状況 ◎

<コメント等>
 海域の全窒素・全りんはすべての地点で環境基準を満たしており、環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標52 汚水処理人口普及率【担当：下水道課】

目標区分：↗



目標値の達成状況



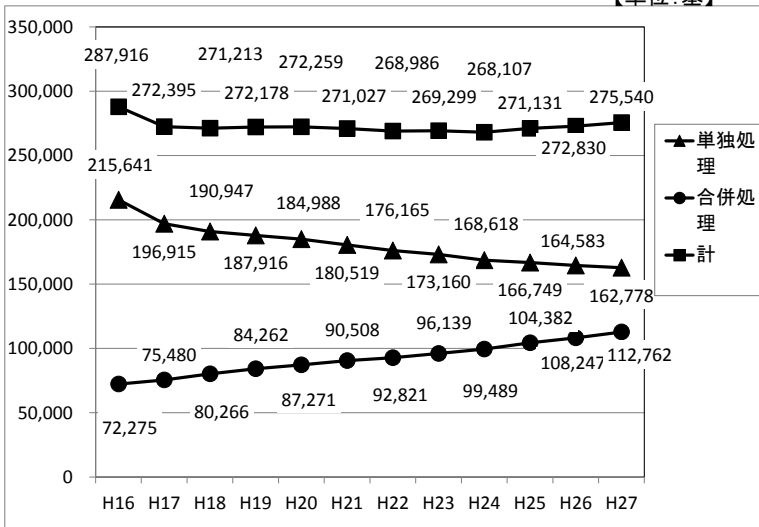
<コメント等>

目標値に対し、実績値は概ね順調に推移している。

※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。
また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。

○関連資料 浄化槽の設置状況の推移 【統計資料編 資料51(1) (p.80)】【担当：一般廃棄物課】

【単位：基】



<コメント等>

合併処理浄化槽への転換は着実に進んでおり、単独処理浄化槽は減少傾向にある。

しかし、単独処理浄化槽は未だに多く残っており、引き続き、市町村への支援が必要である。

<今後の方向性>

○ 大気環境保全対策の推進

大気環境基準については、光化学オキシダントが環境基準未達成となっていますが、これは全国的な傾向であり、現在、国が現象の解明を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時の迅速な対応に努めます。

○ 水質環境保全対策の推進

水質環境基準未達成の水域について、引き続き水質の監視に努めるとともに、水質の改善に向け関係機関と連携を図っていきます。

(2) 化学物質の適正管理等の推進

<主な取組>

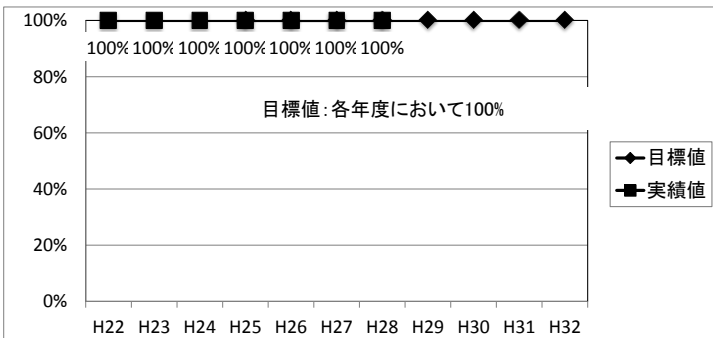
- ① **ダイオキシン類発生源総合調査事業【関連資料：統計資料編 資料55, 56 (p. 92～95)】**
 <水・大気環境課>
【概要】 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中及び特定施設が排出する排ガス等のダイオキシン類濃度を把握。
【実績】 発生源施設の煙道排ガス、排出水、発生源周辺大気及び土壌、一般環境大気及び土壌、公共用水域水質・底質、地下水質のダイオキシン類濃度調査を実施。

- ② **産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業【関連資料：統計資料編 資料54 (p. 90)】**
 <水・大気環境課>
【概要】 福島県化学物質適正管理指針に基づき県内の工場等における化学物質の適正な取り扱いを指導し、化学物質リスクコミュニケーションの推進。
【実績】 事例発表交流会、企業訪問、事業者によるリスクコミュニケーションに係るセミナーを開催。

○環境指標53 ダイオキシン類環境基準達成率

【関連資料：統計資料編 資料55 (p. 92)、資料56 (p. 94)】 【担当:水・大気環境課】

目標区分:→ (100%を維持)

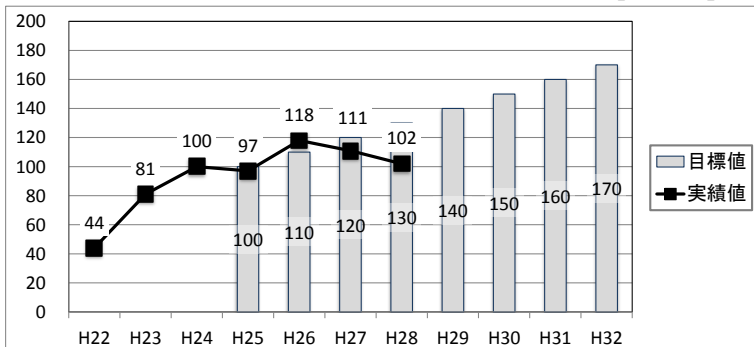


目標値の達成状況	◎
<コメント等> 一般環境中のダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準等を満たしており、環境基準等達成率は100%を維持している。	

○環境指標54 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数【担当:水・大気環境課】

目標区分:↗

【単位:件】

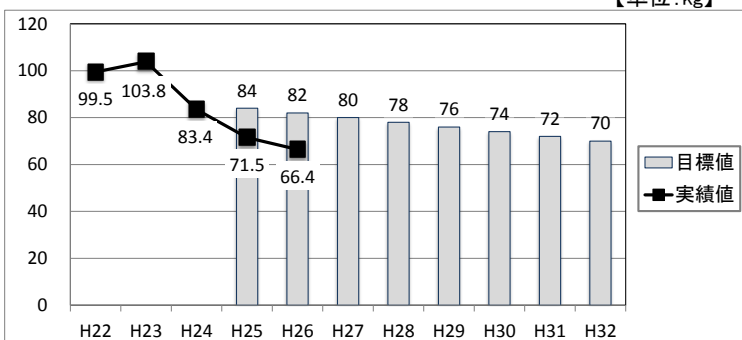


目標値の達成状況	△
<コメント等> リスクコミュニケーションは中小企業では未実施である傾向があるため、中小企業におけるリスクコミュニケーションの普及が課題である。 また、実施している企業も、継続して行う傾向が少ないため、リスクコミュニケーションの継続性が課題である。	

○環境指標55 県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量【担当:水・大気環境課】

目標区分: \

【単位:kg】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

福島県内の化学物質排出量は減少傾向であるが、県内工業製品出荷額の調査が平成27年度は未実施のため、1億円あたりの化学物質排出量の実績値の評価は平成27年度は行えていない。

<今後の方向性>

○ 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類に係る常時監視に引き続き努め、工場等の特定事業場における排出基準の遵守を指導していきます。

また、工場等における化学物質の適正管理を引き続き推進していきます。

○ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

専門家派遣などにより、特に中小企業の事業者に対するリスクコミュニケーションの取組普及をすすめ、環境中への排出削減意識の高揚を図ります。

(3) 公害紛争等の対応

<主な取組>

①公害審査会の運営事業<水・大気環境課>

【概要】公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。

【実績】公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行った。

②公害苦情調査事業 【関連資料：統計資料編 資料58 (p.98)】<水・大気環境課>

【概要】公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。

【実績】適切な公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行った。

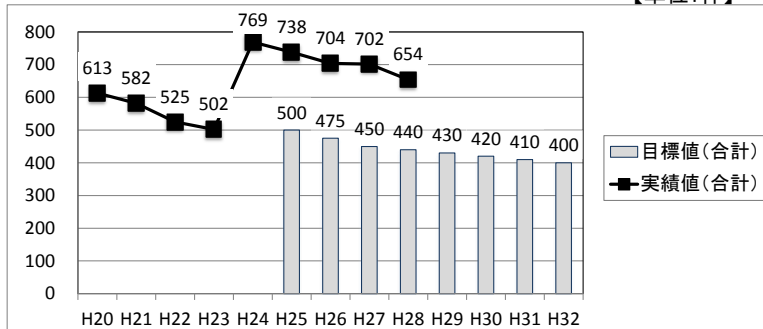
○環境指標56 公害苦情件数 【関連資料：統計資料編 資料58 (p.98)】

○関連資料 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 【統計資料編 資料58(3) (p.99)】

【担当：水・大気環境課】

目標区分：\

【単位：件】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

公害苦情件数はゆるやかな減少傾向を示しており、目標値の達成に向けて公害苦情の速やかな処理、解決に努める。

なお、平成24年度は前年度に比べて公害苦情の実績値が大きく増加しているが、これは原発事故により住民の生活環境や住環境が変わったため、雑草等の繁茂や害虫発生など典型7公害以外の苦情が増えたことによるものである。

表 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

	典型7公害							典型7公害以外	合計(件)
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成22年度	73	61	3	120	7	0	127	134	525
平成23年度	65	59	1	75	9	0	95	198	502
平成24年度	90	50	1	125	15	0	105	383	769
平成25年度	91	61	2	117	6	1	92	368	738
平成26年度	79	55	0	125	6	2	112	325	704
平成27年度	96	34	1	141	8	0	110	312	702
平成28年度	62	52	1	131	9	0	100	299	654

<今後の方向性>

○ 公害苦情等への適切な対応

公害苦情等については、より良い生活環境の保全、及び将来の公害紛争の未然防止のためにも極めて重要な問題であることから、各市町村への適切なアドバイスを継続して行っていくなど、迅速かつ適正な解決に努めていきます。

(4) 環境影響評価の推進

<主な取組>

環境影響評価推進事業<環境共生課> 【関連資料：統計資料編 資料61 (p.102)】

【概要】環境に著しい影響を及ぼすおそれがある一定規模の事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。

【実績】適切な評価を実施（環境影響評価審査会 9回）

<今後の方向性>

○ 環境影響評価制度の運用等による環境保全

環境の保全に配慮した事業の実施がなされるよう、引き続き法令、条例等に則り、適切に対処してまいります。

なお、東日本大震災に係る復旧・復興事業については、当該事業の円滑な実施に配慮しつつ、特定環境影響評価の実施等を含め、適正な環境影響評価の実施を指導するなど、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図ってまいります。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

<主な取組>

①環境アドバイザー等派遣事業<生活環境総務課>

【概要】市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。

【実績】21回派遣、受講者は1,776名。

②せせらぎスクール推進事業<生活環境総務課>

【概要】水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行うとともに、調査を実施する団体への支援を行う。

【実績】25団体、参加者は1,285名。

③ふくしま子ども自然環境学習推進事業<自然保護課>

【概要】尾瀬において環境学習を実施する県内の小・中学校等にガイド料等を「尾瀬環境学習推進協議会」を通じて支援。

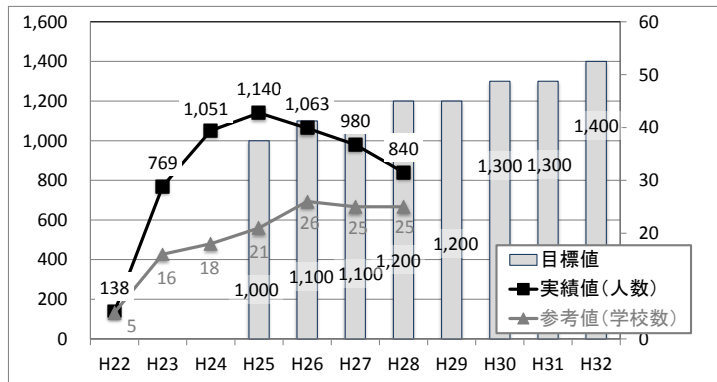
【実績】参加校：25校、児童・生徒数：840名

○環境指標57 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数【担当：自然保護課】

目標区分：↗

【単位：人】

【単位：校】



目標値の達成状況

△

<コメント等>

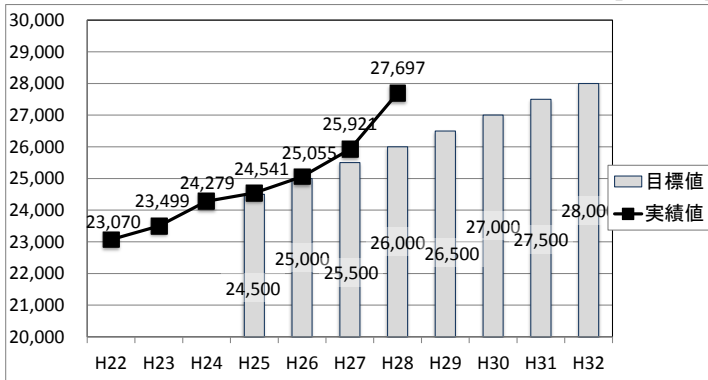
1校がキャンセルとなったほか、小規模校が多く参加者数が減少した。

引き続き、教育庁等と連携するほか、アンケート等を実施することにより各学校のニーズに対応していく必要がある。

○環境指標58 環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)【担当：生活環境総務課】

目標区分：↗

【単位：人】



目標値の達成状況

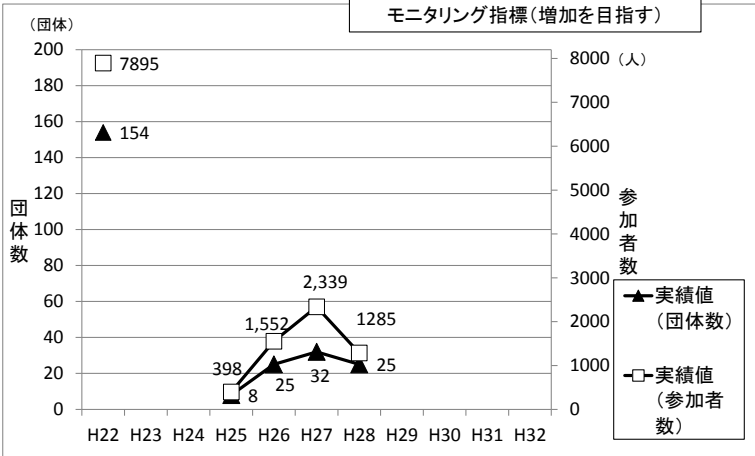
◎

<コメント等>

受講者数は目標値を上回っており、実施件数についてもアドバイザーと連携した広報活動と県民の自然災害に対する防災意識の高まりにより、前年度の14件よりも増え21件であった。

引き続きホームページ等で周知活動を実施し、今後も県民へ環境教育・学習機会を提供できるよう努める。

○環境指標59 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数【担当：生活環境総務課】



＜コメント等＞

平成28年度は中学校を中心に広報活動を実施したが、教職員との連携が不十分であったため、前年度の水準には至らなかった。

積極的な周知活動を行い、引き続き震災以前の水準を目指す。

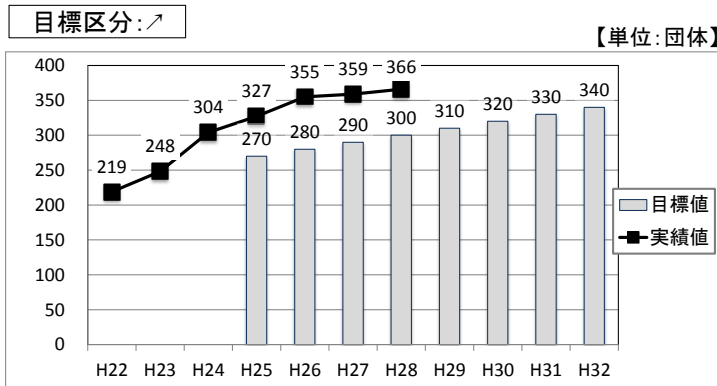
※平成22年度 参加団体数 154団体
延べ参加者数 7,895人

※平成25年度の数値は自主的に行った団体の数

○環境指標60 「福島議定書」事業参加団体数(再掲) 【関連資料：統計資料編 資料10 (p.16)】

※p. 40(指標9)参照

○環境指標61 NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)【担当：生活環境総務課】



目標値の達成状況

◎

＜コメント等＞

毎年度、順調に目標値を上回っているが、引き続き県民、民間団体、事業者、行政などの自発的かつ連携した環境保全活動の推進を図っていく。

○環境指標62 県機関におけるグリーン購入割合(再掲)

※p. 52 (指標34) 参照

＜今後の方向性＞

○環境教育・学習の推進

本県の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進するため、今後も、小・中学校等を対象とした尾瀬で行う環境学習活動を支援していきます。また、様々な主体の参加と連携・協働による取組を推進しながら、各種ネットワーク体制のさらなる充実を図り、環境保全・回復活動をより一層促進するため、平成26年度から作成している環境教育副読本を活用するなど、環境教育・学習機会を提供していきます。

さらに、平成28年度に全面開所した環境創造センターの交流棟「コミュニティ福島」を活用し、放射線や環境に関する学習活動を支援していきます。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

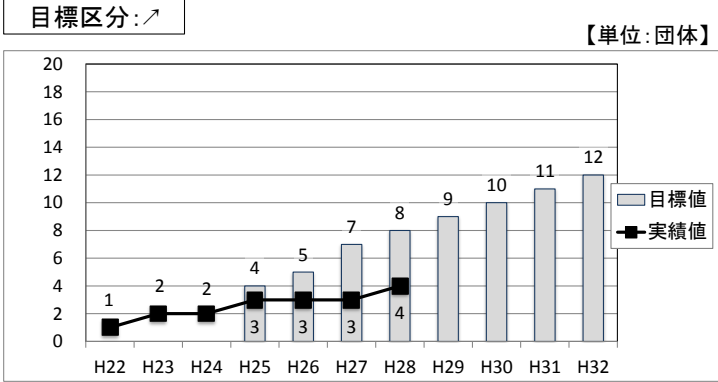
<主な取組>

景観形成総合対策事業【関連資料：統計資料編 資料63 (p.100)】<自然保護課>

【概要】本県における景観形成を推進するため、景観形成に関する知識の普及及び意識啓発に努めるとともに、技術的な支援を行う。

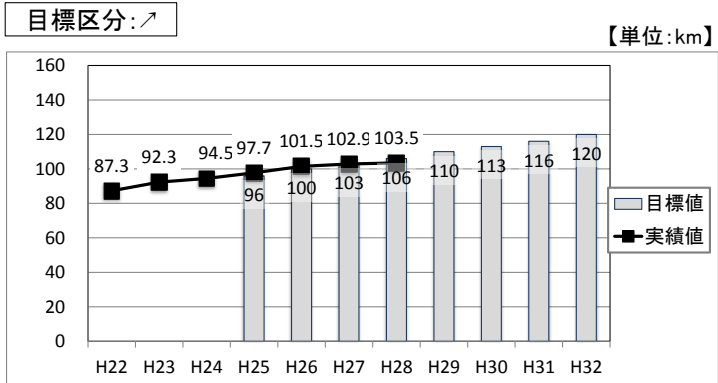
【実績】景観アドバイザーの派遣 2回

○環境指標63 市町村景観計画策定団体数【担当：自然保護課】



目標値の達成状況	×
<p><コメント等></p> <p>浜通りにおいては、復興に向けた取組に力が注がれ、景観計画の策定に着手できていない状況だが、中通り、会津地方においては策定の意思がある自治体が増えてきている。今後も景観アドバイザーの派遣などの取組を進め、団体数増加を目指していく。</p>	

○環境指標64 無電柱化された道路の延長【担当：道路整備課】



目標値の達成状況	○
<p><コメント等></p> <p>周辺のまちづくりと一体となった無電柱化が浸透しつつあり、増加傾向にある。</p>	

<今後の方向性>

○ 景観形成活動の促進

景観行政団体への移行や景観計画策定を予定している市町村に対し、今後も、移行について働きかけを行うとともに、技術的支援を進めていきます。

(3) 情報の収集・提供と発信**<主な取組>**

環境白書の作成<生活環境総務課>

【概要】環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、作成する。

【実績】福島県環境審議会にて報告（9月）、福島県環境白書の作成（10月）、ホームページ等により広く公表。

<今後の方向性>**○ 分かりやすい情報の提供**

本県における環境の状況や環境の保全・回復に関する施策について、より多くの県民に理解していただくため、環境白書の構成や見せ方等を適宜見直すなど、引き続き分かりやすい情報の提供に努めます。

○ 環境創造センターの活用

環境創造センターは、環境学習の拠点としての機能を担っており、今後、センターを活用しながら、環境に関する様々な情報を集積・蓄積し、国内外へ向けて広く発信していきます。

指標の評価の考え方

平成28年の実績値について、以下の考え方により評価を行う。

○ 評価の仕方

- 1 平成28年の実績値が出ていれば、目標値との比較により評価。
- 2 平成28年の実績値が出ていないもの、比較する数値が無いものは「－」（評価なし）とし、指標に関する現状の分析をする。

○ 評価の仕方

評価については、平成28年目標値との比較における達成率¹により、「◎」、「○」、「△」、「×」、「－」（評価なし）のいずれかでを行うのを原則とする。ただし、実績値の推移等が著しく評価と乖離する場合には、これによらない。

◎	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の実績値が、平成28年目標値に達しているもの。 （達成率：100%以上）
○	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の実績値が、平成28年目標値に達していないが、今後、達成見込みがあるもの。 （達成率：80%以上～100%未満）
△	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の実績値が、平成28年目標値に達しておらず、今後も達成が困難な可能性が高いもの。 （達成率：70%以上～80%未満）
×	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の実績値が、平成28年目標値に達しておらず、今後も特に達成が困難なもの。 （達成率：70%未満）
－	<ul style="list-style-type: none"> 比較する数値が無いもの。

※一部の指標は平成28年度実績値が出ていないため、それ以前の実績値で評価しています。

¹ ここでは、上昇又は維持を目指すものについては、「(実績値/目標値)×100%」、減少を目指すものについては、「(目標値/実績値)×100%」で算出した値とする。

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関

本県の環境行政組織のうち、本庁機関については、昭和37年に厚生部公衆衛生課が人体に関する公害を、企画開発部企画課がその他の公害を所掌したことに始まりました。その後、昭和47年6月には生活環境部環境保全課及び公害規制課の2課制になりましたが、昭和53年4月には保健環境部に再編され、原子力安全対策室の附置（同年同月）、原子力安全対策課の設置（平成元年4月）、廃棄物対策室の附置（平成5年4月）、また、平成6年4月の行政機構改革により、生活環境部に再編され（公害規制課は環境指導課に名称変更）、平成7年4月には廃棄物対策課が設置され、平成12年4月には環境保全課が環境政策課に再編されました。

平成14年4月に先行導入したF・F（フラット&フレキシブル）型行政組織は、平成15年4月から本庁機関に正式導入され、環境行政を所掌する体制は、県民環境室、県民安全室、環境政策室、環境対策室の4室10グループから新たに県民環境総務領域、県民安全領域、環境共生領域、環境保全領域の4領域10グループに再編されました。

平成20年4月には、わかりやすく親しみやすい県政の実現を目指すとともに、F・F型行政組織の導入目的に沿った運営のさらなる定着化を図るため、組織の改編を行い、生活環境総室、県民安全総室、環境共生総室、環境保全総室の4総室7課2室となりました。

平成23年10月には、環境保全総室に新たに除染対策課が設置され、平成24年4月には、環境評価景観室及び不法投棄対策室が廃止されました。

平成25年4月には、県民安全総室に放射線監視室、環境共生総室に環境創造センター整備推進室が新たに設置されました。

平成26年10月には、環境保全総室に新たに中間貯蔵施設等対策室が設置されました。

平成27年4月には、組織改正により新設された危機管理部へ県民安全総室が移管されました。

平成28年4月には、環境創造センター整備推進室が廃止され、環境行政を所掌する体制は現在、生活環境部に生活環境総室（生活環境総務課）、環境共生総室（環境共生課、自然保護課、水・大気環境課）、環境保全総室（一般廃棄物課、産業廃棄物課、中間貯蔵施設等対策室、除染対策課）、危機管理部に危機管理総室（原子力安全対策課、放射線監視室）の2部4総室8課2室となっています。

第2節 出先機関

本県の環境行政組織のうち、出先機関については、昭和37年に保健所及び県事務所が担当したことに始まりました。その後、いわき市に県・市公害対策センターの設置（昭和47年1月）、郡山市に県・市公害対策センターの設置（昭和51年10月）などの変遷を経て、順次、整備・強化されてきました。

平成9年4月の行政組織の改正により、公害対策センターは環境センターに改められ、環境汚染の防止のために必要な試験検査及び調査研究を行うことになり、また、環境保全・廃棄物対策、環境汚染の防止に関する事務は、各地方振興局が所管区域ごとに担当することに

なり、さらに、平成10年4月からは野生生物の保護及び狩猟に関する事務も担当することになりました。

また、原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事務を行う機関としては、昭和49年4月に原子力センターが大熊町に設置され、平成8年4月には、環境放射性物質の調査研究を行う機関として、原子力センター福島支所が福島市に設置されました。原子力センターは、平成23年3月15日からは、原子力災害による周辺放射線量の上昇に伴い、福島市に移転して業務を継続しました。

平成27年10月には、原子力災害によって放射性物質に汚染された環境の回復・創造に向けて、モニタリング、調査研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流の機能を担う拠点として整備を進めてきた環境創造センターの本館が三春町に、また、環境創造センターの出張所として環境放射線センターが南相馬市に、福島支所が福島市にそれぞれ設置され、供用が開始されました。その後、平成28年7月には、研究棟、交流棟「コミュタン福島」、附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターを含む環境創造センターの全施設の供用が開始されました。

第3節 附属機関等

1 環境審議会

福島県環境審議会は、平成5年11月19日の環境基本法の施行に伴い、環境基本法第43条の規定に基づき、平成6年8月1日に設置された機関です。これに伴い、(旧)公害対策基本法に基づき設置されていた福島県公害対策審議会は同日廃止されました。

環境審議会は、(旧)公害対策審議会の所掌事務を引き継いだだけでなく、本県の環境保全に関して基本的な事項を調査審議します。

現在、委員22名で構成され、任期は2年となっています(名簿-1)。

部会は、第1部会(環境政策及び循環型社会推進等に関する事)、第2部会(廃棄物対策及び環境汚染防止等に関する事)の2つが設置されています。

2 公害審査会

福島県公害審査会は、昭和46年4月に、公害紛争処理法第13条及び福島県公害紛争処理条例第2条の規定に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停または仲裁を行うために設置された機関です。

この審査会は、県議会の同意を得て知事が任命した、弁護士、学識経験者等の委員10人で構成され、任期は3年となっています(名簿-2)。

3 環境影響評価審査会

福島県環境影響評価審査会は、福島県環境影響評価条例第36条の規定に基づき、環境影響評価その他の手続きに関する技術的な事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員10名で構成され、任期は3年となっています(名簿-3)。

さらに、専門の事項を調査するため、現在、専門委員2名を置いており、任期は3年となっています(名簿-4)。

4 景観審議会

福島県景観審議会は、福島県景観条例第28条の規定に基づき、福島県景観条例で規定された事項及び知事の諮問に応じて県土の景観形成に関する事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員12名で構成され、その任期は2年となっています(名簿-5)。

5 自然環境保全審議会

福島県自然環境保全審議会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や温泉法で規定された事項及び知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関で、自然環境保全法第51条の規定に基づいて、昭和48年6月に設置されました。

現在、委員22名で構成され、任期は2年となっています(名簿-6)。

部会は、自然保護部会、鳥獣保護部会、温泉部会、希少野生生物保護部会の4部会が設置されています。

(1) 自然保護部会

自然保護部会は、県立自然公園の指定、指定の解除、区域の変更並びに公園事業の決定、廃止、変更や自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更並びに保全計画の決定、廃止、変更その他自然環境の保全に関する重要事項について調査審議するために設置されています。

(2) 鳥獣保護部会

鳥獣保護部会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画（5か年）の策定、鳥獣保護区若しくは特別保護地区の指定、その他狩猟鳥獣の捕獲の制限等に関する事項について調査審議するために設置されています。

(3) 温泉部会

温泉部会は、温泉法に基づく掘削等の許可処分、取消、措置命令、採取制限等について調査・審議するために設置されています。

(4) 希少野生生物保護部会

希少野生生物保護部会は、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく希少野生動植物保護基本方針の策定、特定希少野生動植物の指定、生息地等保護区の指定等について調査審議するために設置されています。

6 その他会議等

上記1から5の法令に基づく附属機関のほか、外部有識者や県民の皆さまの意見を伺うため、以下の会議等を設置しています。

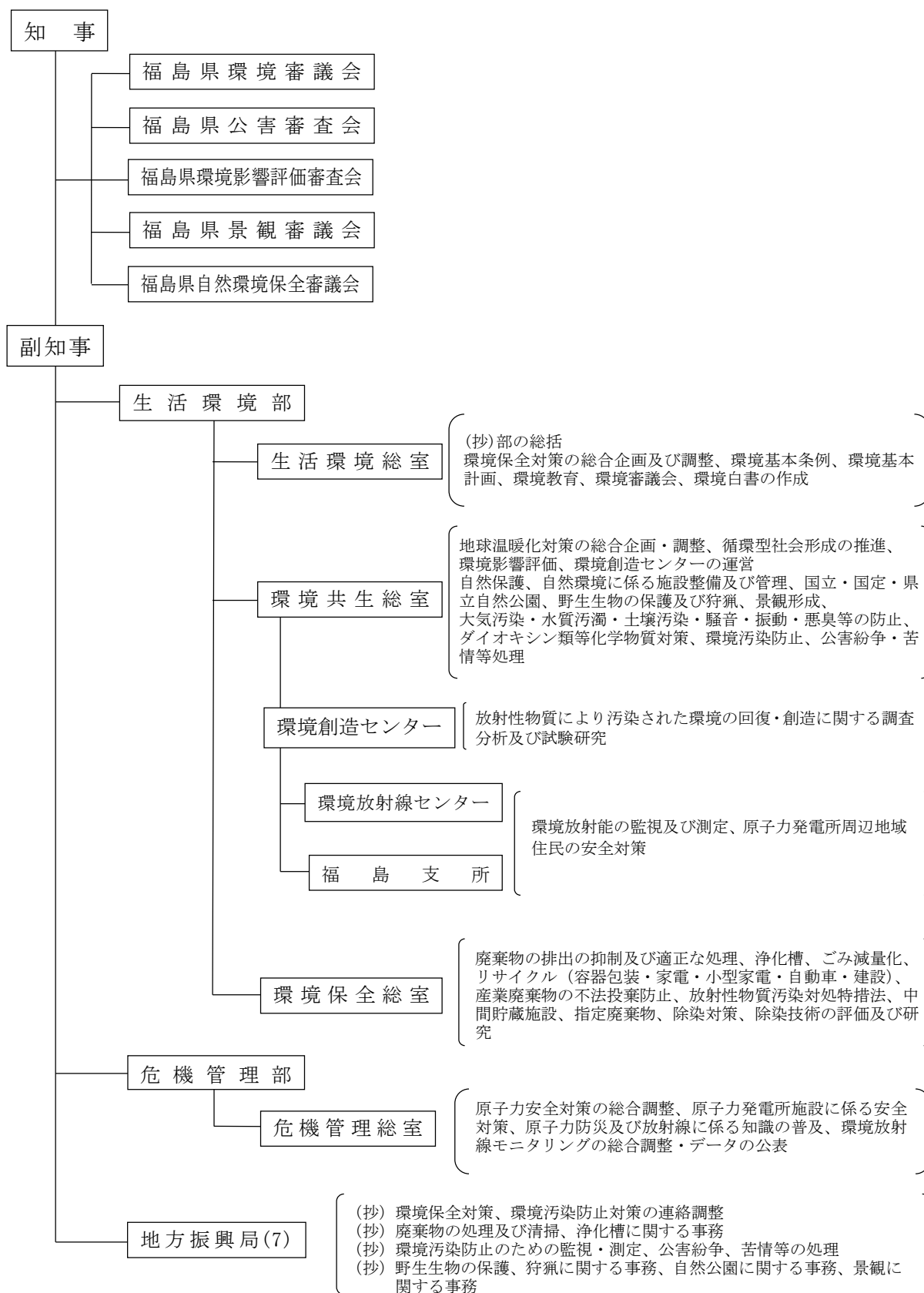
平成29年3月31日現在

No.	名 称	事 項
1	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発廃炉等中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む） 環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） 廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の改善、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会）
2	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議
3	地球にやさしい“ふくしま”県民会議 （地球温暖化対策地域協議会）	県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進
4	地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会	低炭素社会への転換を図るため、本県における温室効果ガスの実態を踏まえた排出の在り方について検討
5	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会	エコ・リサイクル製品の認定要件、及びエコ・リサイクル製品の認定等に関する審査
6	福島県野生生物共生センター運営委員会	野生生物共生センターの機能を十分に発揮し、生物多様性保全の意識向上の取組が充実するよう検討

No.	名 称	事 項
7	福島県尾瀬保護指導委員会	尾瀬における湿原植物の保護、増殖等に関する指導・検討
8	福島県野生鳥獣保護管理検討会	野生鳥獣と人とのあつれきを解消し、地域個体群の安定的存続を図るための保護管理施策の検討
9	福島県生物多様性推進協議会	生物多様性に関する課題や保全に係る取組等の検討
10	福島県カワウ保護管理協議会	カワウ個体群の適切な保護管理及び水産被害の防止対策の検討
11	福島県自動車排出ガス対策推進会議	自動車の低公害化を図り、自動車排出ガス対策推進の取組について協議
12	猪苗代湖水質保全対策検討委員会	専門家による猪苗代湖の効果的な水質保全対策について検討
13	環境創造センター運営戦略会議	環境創造センター中長期取組方針等の策定
14	環境創造センター県民委員会	環境創造センター中長期取組方針及び年次計画への意見・助言
15	福島県一般廃棄物技術審査会	一般廃棄物最終処分場及び焼却施設の設置・変更許可の申請についての協議・調整
16	福島県産業廃棄物技術検討会	産業廃棄物最終処分場及び焼却施設等の設置・変更許可申請についての協議・調整
17	福島県産業廃棄物経理的基礎審査検討会	産業廃棄物処理業者等が経理的基礎を有するかどうかの審査
18	中間貯蔵施設に関する専門家会議	中間貯蔵施設に関して専門的見地からの検討
19	中間貯蔵施設環境安全委員会	中間貯蔵施設の周辺地域の環境保全、安全確保に関する検討

福島県環境行政組織図

(平成29年4月1日現在)



名簿－1 福島県環境審議会委員

(平成29年9月1日現在)

No.	氏名	所属等	所属部会	
			1	2
1	石田 順一郎	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構嘱託	△	□
2	及川 浩幸	公募委員	△	
3	大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	△	△
4	河津 賢澄	国立大学法人福島大学共生システム理工学類特任教授	△	■
5	菊池 克彦	福島民友新聞株式会社編集局長		△
6	鞍田 炎	株式会社福島民報社編集局長	△	
7	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	△	△
8	○清水 晶紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授	■	△
9	菅井 ハルヨ	一般財団法人福島県婦人団体連合会評議員	△	
10	鈴木 秀子	公立大学法人会津大学短期大学部食物栄養学科准教授	△	△
11	前後 公	福島県町村会副会長（猪苗代町長）		△
12	高荒 智子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校都市システム工学科准教授	△	△
13	高橋 龍之	一般社団法人福島県産業廃棄物協会副会長		△
14	武田 憲子	生活協同組合パルシステム福島環境委員会非常勤理事		△
15	中野 和典	日本大学工学部土木工学科教授	□	△
16	新妻 和雄	一般社団法人福島県医師会常任理事		△
17	橋口 恭子	森の楽校フォレストランド	△	
18	細谷 寿江	福島県消費者団体連絡協議会会長		△
19	山口 信也	福島県市長会（喜多方市長）	△	
20	油井 妙子	福島県農業会議（福島県女性農業委員協議会理事）		△
21	和合 アヤ子	福島県商工会議所連合会理事	△	
22	◎渡 邊 明	国立大学法人福島大学共生システム理工学類特任教授	△	△

◎印：会長 ○印：会長職務代理者 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者 △印：部会員
委員：22人（五十音順）

任期：平成28年9月1日～平成30年8月31日（2年間）

（部会担当分野）

第1部会：環境政策及び循環型社会推進等に関する事

第2部会：廃棄物対策及び環境汚染防止等に関する事

名簿－2 福島県公害審査会委員

(平成28年4月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	浅井 則子	一般社団法人福島県薬剤師会常務理事
2	黒沢 高秀	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
3	後藤 あや	公立大学法人福島県立医科大学総合科学教育研究センター教授
4	酒井 美代子	一級建築士
5	菅波 香織	弁護士
6	鈴木 康元	弁護士
7	高荒 智子	福島工業高等専門学校建設環境工学科准教授
8	◎千葉 和彦	弁護士
9	○中野 和典	日本大学工学部教授
10	西崎 伸子	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授

◎印：会長 ○印：会長代理

委員：10人（五十音順）

任期：平成28年4月1日～平成31年3月31日（3年間）

名簿－3 福島県環境影響評価審査会委員

(平成29年9月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	伊藤 絹子	国立大学法人東北大学大学院農学研究科助教
2	◎稲森 悠平	公益財団法人国際科学振興財団 バイオエコ技術開発研究所 所長兼主席研究員
3	岩田 惠理	いわき明星大学科学技術学部教授
4	川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授
5	木村 勝彦	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
6	齊藤 貢	国立大学法人岩手大学理工学部准教授
7	高荒 智子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校都市システム工学科准教授
8	濱田 幸雄	日本大学工学部教授
9	山本 和恵	東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科教授
10	○由井 正敏	一般社団法人東北地域環境計画研究会会長

◎印：会長 ○印：会長職務代理者

委員：10人（五十音順）

任期：平成29年3月17日～平成32年3月16日（3年間）

名簿－4 福島県環境影響評価審査会専門委員

(平成29年9月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	井上正	一般財団法人電力中央研究所 名誉研究アドバイザー
2	須藤隆一	特定非営利活動法人 環境生態工学研究所 理事長

専門委員：2名（五十音順）

任期：平成29年3月17日～平成32年3月16日（3年間）

名簿－5 福島県景観審議会委員

(平成29年9月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	小林敬一	学校法人東北芸術工科大学 教養教育センター兼デザイン工学部教授
2	齋藤美佐	公募委員
3	酒井美代子	S.A.建築デザイン一級建築士事務所
4	鈴木泰弘	小名浜まちづくり市民会議副会長
5	鈴木深雪	一般社団法人福島県建築士事務所協会会員
6	知野泰明	学校法人日本大学工学部土木工学科准教授
7	二瓶恵美子	福島県商工会女性部連合会長
8	長谷川珠子	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授
9	土方吉雄	学校法人日本大学工学部建築学科准教授
10	古市徹雄	株式会社古市徹雄都市建築研究所代表取締役
11	辺見美津男	「有限会社辺見美津男設計室」経営
12	水野谷悌子	自営

委員：12名（五十音順）

任期：平成29年7月5日～平成31年7月4日（2年間）

名簿－6 福島県自然環境保全審議会委員

(平成29年9月1日現在)

No.	氏名	所属等	所属部会			
			自然	鳥獣	希少	温泉
1	阿部多一	一般社団法人福島県猟友会会長		△		
2	猪狩資子	公募委員		△	△	
3	石井敦子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法専門医				△
4	○伊藤伸彦	北里大学 名誉教授	■	△	□	
5	梅村順	学校法人日本大学工学部専任講師				△
6	小沼光子	福島県クリーンふくしま運動推進協議会	△			
7	久保田美和	弁護士（福島県弁護士会）				△
8	◎黒沢高秀	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授	△	□	■	
9	小島原一枝	一般社団法人福島県薬剤師会会員				△
10	小寺祐二	国立大学法人宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター准教授	□	■		
11	阪口圭一	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センターイノベーションコーディネータ	△			△
12	佐藤好億	福島県温泉協会常務理事				△
13	○柴崎直明	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授				■
14	棚邊美根子	日本野鳥の会白河支部事務局長		△	△	
15	徳永勝男	公益財団法人福島県観光物産交流協会常務理事	△			
16	西崎伸子	国立大学法人福島大学行政政策学類教授		△	△	
17	半谷真知子	J A福島女性部協議会副会長		△		
18	古川真智子	福島県植物研究会会員	△		△	
19	益子保	公益財団法人中央温泉研究所長				△
20	松本秀樹	福島県森林組合連合会代表理事専務	△		△	
21	丸睦美	福島県自然保護協会理事	△	△		
22	三森一男	福島県山岳連盟会長	△		△	

◎印：会長 ○印：副会長 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者 △印：部会員

委員：22名（五十音順）

任期：平成29年8月1日～平成31年7月31日（2年間）

（部会名）自然：自然保護部会 鳥獣：鳥獣保護部会

希少：希少野生生物保護部会 温泉：温泉部会

第4章 平成28年度・29年度 環境の保全・回復に関する事業一覧

平成28年度と29年度における環境の保全・回復に関する事業について、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って示します。

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
I 環境回復の推進					
1 放射線物質による環境汚染からの回復					
(1) 環境放射線モニタリングの実施					
		環境放射能等測定事業	原発事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,700地点で定点測定、延べ約10,000地点で随時測定を実施した。	1,159,865
				放射性核種分析 大気浮遊じん、土壌、海水等の分析を実施した。	1,421,778
		環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射線の影響の正確な評価に資する。	【空間線量率の測定】 モニタリングポストによる通年測定(13地点)を実施した。 【放射性核種分析】 環境試料10種、計42試料の分析を実施した。	22,484
				30,380	
		福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーベイによる測定結果をマップ上で公表した。	13,042
				16,153	
		野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	野生鳥獣（イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ、カモ類等）の肉の放射性核種濃度を測定しました。測定検体数343（うち100Bq/kgを超えた検体122）	2,640
				3,032	
		環境創造センター（本館）管理運営事業	環境創造センター本館の施設維持管理及び企画運営を行う。	環境創造センターグランドオープンイベント（平成28年7月21日～24日）を実施した。	123,249
				137,751	
		環境創造センター研究開発事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。	187,731
				352,922	
		環境放射線センター校正事業	放射線測定機器の校正を行う環境創造センター環境放射線センター校正棟の施設維持管理及び運営を行う。	県が所有する空間線量率計、表面汚染検査計、積算線量計の校正作業を行った。	12,150
				64,874	
(2) 除染の推進					
		野生動物環境被害対策推進事業	県内で増殖した野生動物の捕獲・除去を行い、環境への被害を抑制することを目的とする。	イノシシ3,758頭、外来種48頭を捕獲・処分した。	49,011
				41,565	
		《再掲》環境創造センター研究開発事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。	187,731
				352,922	

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		市町村除染対策支援事業	放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画による除去土壌の適正保管や搬出等のほか、市町村等が実施する線量低減化活動を総合的に支援する。	【市町村除染地域における除染実施状況 (平成28年度末)】 住宅 計画数：414,696 発注数：414,696 発注率：100.0% 進捗数：412,437 進捗率：99.5% ※平成28年度末までの計画数に対する進捗状況 線量低減化支援事業による支援状況 ：12市町村	259,350,549 222,251,290
		除染対策推進事業	放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画に基づき、県管理施設等における除去土壌の適正保管や搬出等を実施する。	県有施設除染実施状況（平成28年度末） 施設：732施設 (進捗率：99.6%)	5,849,287 7,198,893
		除染推進体制整備事業	仮置き場の適正な維持管理等を行うため、事業者等の育成・技術的支援等に引き続き取り組む。	①除染事業者等の育成状況 業務従事者コース：434人 現場監督者コース：109人 現場管理者コース：91人 ②市町村除染技術支援事業：3件 ③除染に関するリスクコミュニケーションセミナー：1回 ④大学等と連携したリスクコミュニケーション事業：1回	154,686 103,443
		除染情報プラザ	県が国と共同で運営する「除染情報プラザ」において、専門家を地域のニーズに応じて派遣するほか、除染の状況、仮置場等の管理状況など除染等に関する様々な情報の収集・発信を行い、地域住民とのコミュニケーションを通じ、除染等の取組みについて、理解の醸成を図る。 なお、面的除染が平成28年度末で概ね終了したことから、平成29年7月14日に「環境再生プラザ」に改称し、環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報の発信を行っている。	除染情報プラザ活動状況（平成28年度） 専門家派遣：214件 (受講者数11,169人) 移動展示：79会場 (県内：73会場 県外：6会場 来場者数：5,327人)	0 0
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進					
		《再掲》 環境創造センター研究開発事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。	187,731 352,922
		災害廃棄物処理基金事業	市町村等が実施する災害廃棄物処理事業の事業費について、国の補助金に上乘せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から交付する。	福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を4市町（特定被災地方公共団体）に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。	1,232,028 445,792
		災害廃棄物の適正な処理と関係補助金申請事務等の支援	国・市町村・事業者と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援する。	災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援した。	0 0
		廃棄物処理施設課題検討会事業	廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより、災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことについて、関係者で情報を共有するとともに、抱えている課題について検討し、処理の促進を図る。	開催回数：1回 施設の抱える課題について情報を共有し、その解決に向けた協議を行った。	106 190
		帰還に向けた放射線不安対策事業	避難区域において、住居周辺に残置されたごみや住宅リフォームから発生する廃棄物等の放射能汚染に対する住民等の不安を払拭するため、相談、線量測定等を行い、その結果を基に助言や関係機関の紹介等を実施する。	平成29年2月1日から相談受付開始。 相談受付件数 63件	4,823 13,084

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業	県内に保管されている放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理を進めるため、施設周辺の住民理解の促進を図ることを目的に、処理施設や保管施設周辺の環境放射線モニタリングを実施する。 また、市町村等が行う環境放射線モニタリング経費等や、産業廃棄物処理業者等が実施する放射性物質監視施設の整備について支援する。 汚染廃棄物処理に関する安全性についての住民理解を促進するため、住民説明会等へ講師として専門家を派遣する。	放射性物質安全確認調査事業として、産業廃棄物焼却施設14施設の排ガス、産業廃棄物最終処分場17施設の放流水等、産業廃棄物破砕処理施設8施設の粉じんの放射能濃度の検査を実施し、全ての施設で不検出となった。さらに、市町村安全確認支援として市町村等が行う産業廃棄物処理施設周辺の環境放射線モニタリング経費等を4市町村に支援した。 放射能濃度分析機器等整備支援事業として、産業廃棄物処理業者等が行う放射能濃度分析機器等の整備費を8件支援した。	12,224
		中間貯蔵施設立地町地域振興交付金	中間貯蔵施設に関して、大熊町及び双葉町が、地権者支援を始めその他地域振興に必要な様々な課題に迅速に対応できるよう、交付金を交付する。	大熊・双葉両町に交付済。 ・大熊町 3,292,528千円 ・双葉町 1,707,472千円 計 50億円	5,000,000 (平成28年度で終了)
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保					
		原子力発電所の安全確認	原子力発電所の安全が確保されるよう立入調査を実施し、取組状況を確認していくほか、様々な広報媒体を通じた発電所の状況や県の取組内容の県民への情報提供等を実施する。	・廃炉安全監視協議会の専門委員3名を追加委嘱したほか、職員の研修を実施し、専門性の向上を図った。 ・廃炉安全監視協議会(11回)、廃炉安全確保県民会議(6回)を開催し、廃炉に向けた取組状況を確認した。	73,990 120,988
		地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し	原子力発電所における不測の事態に備えて、県地域防災計画の見直し、緊急時通信連絡網や原子力防災資機材の配備・維持管理、緊急時対応研修への参加及びオフサイトセンターの維持管理のほか、原子力総合防災訓練を実施する。 原子力災害時の円滑な住民避難に向けた検討組織を設置し、課題解決に向けた検討を行う。	広域避難計画の中で、いわき市の西方向県外避難先として新潟県を計画に位置付けた。 また、緊急時連絡網や防災資機材を計画的に整備するとともに、広野町及び楡葉町を対象とした住民避難訓練を含む総合的な原子力防災訓練を実施し、防災体制の充実・強化を図った。	346,490 777,556
		原子力災害対策センターの整備	原子力発電所の緊急事態応急対策の拠点施設として、原子力災害対策センターの整備を行う。	南相馬原子力災害対策センターの外構工事をもって全ての工事が終了し、平成28年7月に供用を開始した。	64,031 (平成28年度で終了)
		《再掲》環境放射能等測定事業	原発事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,700地点で定点測定、延べ約10,000地点で随時測定を実施した。 放射性核種分析 大気浮遊じん、土壌、海水等の分析を実施した。	1,159,865 1,421,778
		《再掲》環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。 このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	【空間線量率の測定】 モニタリングポストによる通年測定(13地点)を実施した。 【放射能核種分析】 環境試料10種、計42試料の分析を実施した。	22,484 30,380
		《再掲》福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーベイによる測定結果をマップ上で公表した。	13,042 16,153

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現					
1 低炭素社会への転換					
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進					
		地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月17日 福島市 県庁ライトダウンキャンペーン 6月21日～7月7日	432 3,487
		地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	県北：勉強会 県中：街頭啓発活動、講演会、施設見学会 県南：講演会、施設見学会 会津：施設見学会 南会津：講演会 相双：講演会、イベント出展 いわき：講演会	419 1,595
		うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 1回 推進員委嘱人数 70人 推進員活動回数 527回	272 550
		地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった節電・節水・廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	福島議定書参加団体 学校版464校 事業所版1,426団体 表彰37団体 (学校20 事業所17) 基準年と比較して約4,494トンの二酸化炭素が削減された。	6,049 7,414
		《再掲》復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数438校 家庭版 参加世帯数3,111世帯 家庭版：前年8月と比較して約52トン/月の二酸化炭素削減	1,808 3,893
		《再掲》省エネ意識向上プロジェクト（企業版）	中小企業等における事務室等の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：16事業所 各事業所では、従業員や取引先等に対し省エネ意識の啓発等を行った。	14,128 20,405
		《再掲》省エネ意識向上プロジェクト（市町村立学校版）	市町村立学校における特別教室の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：19校 学校新聞や市町村の広報誌等を活用し省エネ効果の周知等が行われた。	16,664 40,076
		《再掲》エコ七夕	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考える七夕イベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加園数 76園 うち もりの案内人派遣園数 7園 うち 県庁エコ七夕園数 1園	1,133 3,000
		《再掲》すくすく育て！緑のカーテン	小学校を対象に、省エネ効果のある緑のカーテンを育てる取組を支援し、児童等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加校 51校	3,294 5,490
		《再掲》ふくしまエコライブ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	応募数2,016点（110校） 表彰数36点 優秀作品を用いたカレンダー等を作成するとともに、展示会により啓発を行った。	1,797 3,388
		《再掲》エコ活動実践プロジェクト	高校生を対象に、地域等において自らが行う省エネルギー活動等を支援し、その取組を通して、地域における環境意識の向上を図る。	支援団体数：3団体 成果報告会：平成29年1月22日	1,822 2,343

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)	
大	中	小				平成29年度予算額 (単位：千円)	
			《再掲》 環境創造資金 融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要資金の融資をあつせんする。	融資件数 継続5件 新規3件	19,543	
						100,000	
			ふくしまエコ オフィス推進 事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が事業者・消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 90.0%	5,292	
						5,659	
			《再掲》 再生可能エネ ルギー導入等 による防災拠 点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。(H28は公共施設のみ)	市町村公共施設 12施設	214,262	
						623,782	
			運輸部門にお ける温暖化対 策事業	本県の温室効果ガス排出量の2割を占める運輸部門について、地球温暖化対策を進めるため、公共交通機関への誘導やエコドライブの推進を図る。	エコドライブ講習会への講師派遣：4回 エコドライブアドバイザー 養成実技講習会：11月12日開催 エコドライブ実技講習会：7月9日開催	156	
						277	
			福島県気候変 動予測普及啓 発事業	平成27年度に実施した福島県の気候変動と影響の予測結果について普及啓発を行い、地球温暖化対策の推進を図る。	県民への普及啓発用にブックカバー、小冊子等を作成し、地球温暖化対策推進月間である12月に県内書店で配布した。	2,600	(平成28年度で終了)
			ふくしま森林 再生事業	放射性物質の影響により、森林所有者等による森林整備等が震災前の水準まで回復していないことから、間伐等の森林施策と放射性物質対策を一体的に行い、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の拡散防止を図る。	間伐等 1,468haの森林整備を実施	805,595	
						4,688,761	
			一般造林事業	県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の森林の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図るため森林整備を行う。	植栽、下刈り、間伐等 1,804haの森林整備を実施	644,232	
						722,597	
			森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される水源区域や公益的機能が高い森林について、間伐等の森林整備を実施する。	間伐等 1,038haの森林整備を実施	398,065	
						409,382	
			県営林の保育 管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、県行部分林、水源林)を整備し管理する。	保育間伐等 18haの森林整備を実施	57,579	
						113,203	
			ふくしま緑の 森づくり林業 公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等の森林整備を推進する。	保育間伐等 528haの森林整備を実施	750,971	
						757,866	
			緑化活動県民 参加推進事業	県民参加による森林整備活動を推進するため、地方植樹祭等の開催に対して補助を行う。	植樹祭等開催実績3件 地方植樹祭2件(白河市、南会津町) うつくしま育樹祭	1,545	
						1,900	
			みんなで支え よう森森(も りもり)元気 事業	環境貢献企業の森林整備活動参加を推進するため、フィールドの斡旋・設定及び「企業の森林づくり協定」締結等に対する支援を行う。	協定締結件数1件 (株)東邦銀行	2,802	
						3,202	

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)	
大	中				小	平成29年度予算額 (単位：千円)
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用						
		再生可能エネルギー普及拡大事業	本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。	主な実績 以下の7小事業を実施 ・再生可能エネルギー導入推進検討事業 ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業 3,488件の新築棟住宅に対して補助 ・再生可能エネルギー見える化推進事業 7件の普及啓発事業に対して補助 ・風力発電導入拡大事業 1件の風況調査に対して補助 ・バイオガス発電事業化モデル事業 1件の事業可能性調査に対して補助 ・地域参入型再エネ導入支援事業 事業可能性調査5件、設備導入補助12件 ・エネルギー地産地消モデル事業 1件の設備導入に対して補助	745,240	979,303
		再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。(H28は公共施設のみ)	市町村公共施設 12施設	214,262	623,782
		森林環境交付金事業(地域提案重点枠)	県民一人一人が参画する新たな森林(もり)づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らした、県産材や木質バイオマスの利活用の取組を行う。	県内22市町村に対して41件の交付金を交付し、県産材等の利活用を推進した。県産材利活用の施設整備：34件 ペレットストーブの導入：10台	102,657	117,575
		もっともっと木づかい推進事業	公共的施設の木質化等によって、県民の木材利用に対する意識を醸成し、一般住宅等民間建築物における県産材の利用拡大やバイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。	・民間施設への木材製品導入による景観形成：3件 ・公共施設への間伐材製品の設置：8件 ・小中学校での木工工作の実施：32カ所 ・ペレットストーブ・薪ストーブの導入補助：61台 ・木材製品需要拡大技術導入支援：2件	16,573	16,213
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化						
		ふくしまからはじめよう。産総研福島拠点連携技術開発推進事業	産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所と連携した技術開発支援を通じて、県内企業の技術高度化等を推進する。	1 産総研連携強化型技術開発事業 テーマ：太陽光発電用シリコンウエハの加工技術に関する研究 2 産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業 4件採択 3 福島県・産業技術総合研究所連携推進委員会 平成29年3月13日開催 4 未来を担う再生可能エネルギー人材育成事業 (1) 再生可能エネルギートップランナー講座 工業高校2校で実施(参加者185人) (2) 福島再生可能エネルギー研究所一日入所体験事業 工業高校生325人が見学会に参加	41,751	(平成28年度で終了)
		チャレンジふくしま 成長分野産業グローバル展開事業	医療福祉機器及び再生可能エネルギー関連事業について、県内企業等が有する技術・製品を広く国内外に発信し、販路拡大を支援するとともに、当該産業振興を通じて本県復興の姿を発信する。	○再生可能エネルギー関連産業海外展開事業 (1) 再生可能エネルギー専門家派遣事業 ア 再生可能エネルギー専門家派遣 派遣先：ドイツ 日程：平成28年7月18日～23日、平成29年1月14日～19日、2月3日～11日 イ 海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業 2件採択 (2) 再生可能エネルギー海外展示会出展事業 出展展示会：E-world energy & water 日程：平成29年2月7日～9日	91,288	(平成28年度で終了)

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		再生可能エネルギー関連産業育成・集積事業	平成27年度まで実施していた「ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー技術実用化事業」、「ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー関連産業基盤強化事業」、「ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー関連産業集積促進事業」の3事業を整理統合した事業。 産学官の連携によりネットワークの形成から県内企業の技術の高度化及び販路開拓まで、体系的・戦略的な施策を展開し、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を図る。	1 再生可能エネルギー関連産業推進研究会等事業 構成員：648団体 研究会全体会計2回開催 分科会開催回数 太陽光：2回 風力：3回 バイオマス：4回 エネルギーネットワーク：3回 2 地域イノベーション戦略支援プログラム運営事業 研究成果発表会及び推進協議会 各1回開催等 3 ふくしま発再生可能エネルギー技術実用化事業 1 件採択 4 浮体式洋上風力発電実証研究促進事業 漁業協働委員会等関係会議 13回 5 再生可能エネルギー産業フェア事業 展示会：ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア(フーフくしま)2016 開催日：平成28年10月19～20日 出展者：177団体291小間 来場者：6,809人 6 再生可能エネルギー関連産業販路開拓支援事業 展示会：第11回再生可能エネルギー世界展示会 日程：平成28年6月29日～7月1日	40,362
		【新】再エネ関連産業産学官連携・販路拡大促進事業	産学官の連携によりネットワークの形成から県内企業の技術の高度化及び販路開拓まで、一体的に体系的・戦略的な施策を展開し、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	-	89,920
		【新】福島新エネ社会構想等推進技術開発事業	福島新エネ社会構想の実現のため、産学官の連携により県内企業の技術高度化等を支援し、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	-	359,684
		【新】未来を担う再エネ人材交流・育成事業	欧州先進地との人材交流等を進めるため、専門家や若手企業人等を派遣するとともに、これからの本県を担う高校生等に対し、再生可能エネルギー関連技術を学ぶ講座等を開催し、興味や知見の取得を促すことで、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	-	27,414
2 循環型社会の形成					
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進					
		地球にやさしい「ふくしま」ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物(レジ袋削減等)普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月16日いわき市	1,986 2,103
		復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数438校 家庭版 参加世帯数3,111世帯 家庭版：前年8月と比較して約52トン/月の二酸化炭素削減	1,808 3,893
		省エネ意識向上プロジェクト(企業版)	中小企業等における事務室等の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：16事業所 各事業所では、従業員や取引先等に対し省エネ意識の啓発等を行った。	14,128 20,405
		省エネ意識向上プロジェクト(市町村立学校版)	市町村立学校における特別教室の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：19校 学校新聞や市町村の広報誌等を活用し省エネ効果の周知等が行われた。	16,664 40,076

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		エコ七夕	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考える七夕イベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加園数 76園 うち もりの案内人派遣園数 7園 うち 県庁エコ七夕園数 1園	1,133 3,000
		すくすく育て！緑のカーテン	小学校を対象に、省エネ効果のある緑のカーテンを育てる取組を支援し、児童等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加校 51校	3,294 5,490
		ふくしまエコライブ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	応募数2,016点 (110校) 表彰数36点 優秀作品を用いたカレンダー等を作成するとともに、展示会により啓発を行った。	1,797 3,388
		エコ活動実践プロジェクト	高校生を対象に、地域等において自らが行う省エネルギー活動等を支援し、その取組を通して、地域における環境意識の向上を図る。	支援団体数：3団体 成果報告会：平成29年1月22日	1,822 2,343
		《再掲》地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月17日 福島市 県庁ライトダウンキャンペーン 6月21日～7月7日	432 3,487
		《再掲》地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	県北：勉強会 県中：街頭啓発活動、講演会、施設見学会 県南：講演会、施設見学会 会津：施設見学会 南会津：講演会 相双：講演会、イベント出展 いわき：講演会	419 1,595
		《再掲》ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島認定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成25年度～平成32年度）を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 90.0%	5,292 5,659
		《再掲》環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要資金の融資をあっせんする。	融資件数 継続5件 新規3件	19,543 100,000
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進					
		エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発・市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成28年度認定件数 3件（新規）19件（更新） （平成28年度末認定製品数 計49製品） 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援 4市町	9,315 26,651
		《再掲》環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要資金の融資をあっせんする。	融資件数 継続5件 新規3件	19,543 100,000
		《再掲》地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月16日いわき市	1,986 2,103

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		3R総合推進事業	<p>【リデュース・リサイクル事業】 一般家庭を対象に、ごみ及び資源物の排出量を記録、報告してもらうことにより、ごみ減量化に取り組むきっかけ作りをしてもらう。</p> <p>【リユース推進事業】 イベント等において、使い捨て食器に代わり、リユース食器を使用した場合に食器貸借経費の半額を補助することにより、リユースに対する意識啓発を図る。</p> <p>【食品ロス削減事業】 県内における食品ロス削減の取組を促すため、県民を始めとして飲食業関連事業者等に対する普及・啓発活動等を行う。</p>	<p>[リデュース・リサイクル事業] 参加世帯数：113世帯 [リユース推進事業] ホームページや市町村広報等により広報を行った。</p>	264
					2,965
		リサイクル関連推進事業	<p>容器包装、家電リサイクル法に基づき、市町村・県民への普及啓発や、自動車、建設リサイクル法に基づき、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。</p>	<p>容器包装、家電リサイクル法の説明会の情報提供など、市町村の取組への支援を行った。 自動車リサイクル関連事業者、建設工事現場の立入検査を実施した。</p>	442
					422
		産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	<p>産業廃棄物の排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備及び高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。 また、産業廃棄物処理業者による施設整備や処理施設への理解促進の取組みに対する支援を行う。</p>	<p>・施設整備 1事業者2件(廃油1.3t/年、廃プラ1.6t/年の削減) ・調査研究 1事業者1件(クレー射撃用空薬莖の再利用促進) ・理解促進 3事業者3件(見学者受入施設の整備による地域住民等の理解促進)</p>	13,005
					73,289
(3) 廃棄物の適正な処理の推進					
		一般廃棄物処理施設指導監督事業	<p>市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。</p>	<p>法に基づき一般廃棄物処理施設の立入検査等を行った。</p>	201
					382
		一般廃棄物適正処理指導事業	<p>市町村等における一般廃棄物処理の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。</p>	<p>一般廃棄物処理の状況を調査した。</p>	310
					310
		廃棄物処理施設整備指導監督事業	<p>市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行う。</p>	<p>廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導監督を行った。</p>	198
					192
		産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	<p>産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。</p>	<p>産業廃棄物処理業者の許可情報の更新とデータベースの保守管理を行った。</p>	2,388
					8,237
		産業廃棄物適正処理指導等経費	<p>廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。</p>	<p>産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査等を実施した。</p>	8,235
					13,703
		処理業許可申請調査指導事業	<p>産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。</p>	<p>許可申請に伴う欠格要件照会：1,026件 弁護士への相談件数：6件</p>	1,559
					1,972
		PCB廃棄物適正処理事業	<p>PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。 さらに、PCB廃棄物適正処理促進員を各地方振興局に配置し、PCB廃棄物保管事業所等への適正処理指導の強化を図る。</p>	<p>P C B 廃棄物処理基金への拠出：11,731千円 P C B 廃棄物広域処理協議会への出席：3回 P C B 廃棄物保管事業所の立入検査</p>	23,702
					32,823
		産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	<p>県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握する。 また、産業廃棄物排出事業者へ管理票報告義務の周知を行うとともに、排出事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行う。</p>	<p>産業廃棄物処理業者、多量排出事業者のアンケートを取りまとめ、産業廃棄物の処理状況を確認した。 管理票報告書受付件数 4,941件</p>	21,600
					23,048

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		産業廃棄物処理業務研修会開催事業	排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての知見を広めるための研修会を開催する。 また、優良産廃処理業者の認定基準の一つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対して説明会を開催する。	産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に研修会を3回開催 受講者：412名 電子マニフェスト操作説明会を6回開催(4方部5日) 受講者：71名	3,404 5,291
		原状回復支援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	原状回復事業を実施するいわき市に対して補助を行った。	17,407 19,159
		代執行費用求償事業	不法投棄及び不適正保管事案に係る行政代執行の費用について、債務者に対する滞納処分による徴収を行うため、財産調査、訪問督促、差押え等を行う。	債務者に対し定期的に納付の履行をさせるとともに財産状況や生活実態等の調査を実施した。	80 255
		不法投棄防止総合対策事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動や不法投棄の調査、指導、啓発活動を行った。 また、地域住民の監視体制づくりのため、補助金を支給した。	74,128 85,225
(4) 環境と調和した事業活動の展開					
		《再掲》地球にやさしい「ふくしま」ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物(レジ袋削減等)普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月16日いわき市	1,986 2,103
		《再掲》ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島鑑定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 90.0%	5,292 5,659
		《再掲》エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発・市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成28年度認定件数 3件(新規)19件(更新) (平成28年度末認定製品数 計49製品) 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援 4市町	9,315 26,651
		環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	融資件数 継続5件 新規3件	19,543 100,000
		試験研究費	資源循環型農業技術、環境負荷低減と多面的機能を発揮させるための技術、気候変動の影響を受けにくい安定した生産技術を確立する。	有機農業などに関する技術、鳥獣害対策、天敵等利用による病害虫管理、温室効果ガス削減など環境負荷低減技術開発等に取り組んだ。	75,604 89,355
		環境と共生する農業再生事業	環境と共生する農業を推進するため、エコファーマーの育成を図る相談会や認定委員会を開催するとともに、エコファーマーマークの活用等の普及・啓発を行う。	相談会や認定委員会の開催。 環境と共生する農業推進マーク利用情報のHP掲載(18件)。	285 638
		【新】環境にやさしい農業拡大推進事業	本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進め、風評払拭を図る。	—	— 48,022

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		環境保全型農業直接支援対策	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践する農業者団体等の取組に対し、国・県・市町村が一体となり交付金を交付する。	環境保全型農業直接支払交付金 ・取組市町村数 25市町村 ・取組面積 247,246ha	119,483
					168,369
		有機農業再生支援事業	原発事故により生産量及び取引量の減少など甚大な影響を受けている本県の有機農業を再生させるため、本県及び県内各地の課題に対応した有機農業技術を確立・実証するとともに、有機農業者の経営安定に向け、新たな販路の確保や消費者等の本県有機農業に対する理解を促進する。	・現地実証における技術体系の検証と普及（県内全3カ所） ・情報誌「オーガニック通信」の発行（H28年度年3回発行） ・各種研修会の開催（3回開催）	440
					(平成28年度で終了)
3 自然共生社会の形成					
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進					
		《再掲》 せせらぎスクール推進事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行う。また、水生生物調査を実施する団体へ資材配布等の支援を行う。	郡山市（5月28日）、会津若松市（6月25日）、棚倉町（8月29日）の3会場で「水環境教育指導者育成講座」を開催し、水生生物調査に関する講義や研修を行い、35名が参加した。また、募集を再開したせせらぎスクールの参加団体へ教材を提供し、25団体（延べ1,285名参加）が水生生物調査・報告に取り組んだ。	1,091
					1,557
		自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	自然公園内にある県有施設の維持、管理	15,604
					16,528
		国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	・尾瀬歩道整備事業 ・五色沼案内標識整備	58,126
					95,841
		自然公園等施設整備補助事業	優れた自然の保護とその利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対して補助する。	・霞ヶ城整備事業 ・磐梯山登山道案内看板整備事業 ・幕川温泉園地整備事業	4,557
					38,612
		自然公園等事業	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。	・裏磐梯園地歩道（木道）整備 ・赤法華鳩待峠線歩道（木道）整備	209,112
					758,015
		自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	延べ1,933人が自然公園内の美化清掃を実施し、162トンのごみを排出	2,220
					2,200
		自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	県内の自然公園、自然環境保全地域等に自然保護指導員110名配置	9,584
					9,596
		温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	3回開催 掘削7件、増削1件、動力装置3件について許可適当	489
					798
		中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補正し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るため、中山間地域等において適切な農業生産活動を行う集落等に対して交付金を交付する。	取組市町村数：44市町村 取組協定数：1,162協定 取組面積：14,986ha	1,812,970
					1,974,918

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中	小				平成29年度予算額 (単位：千円)
			多面的機能支払事業、農地・水保全管理支払事業	農業の持続的発展と多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得て、地域の共同活動を基本とした農地、農業用施設等の地域資源及び農村環境の保全管理並びに施設の長寿命化対策に対して交付金を交付する。 また、東日本大震災により被災した水路等の小規模な復旧活動に対して交付金を交付する。	【農地維持支払】 実施市町村：53市町村 活動組織数：1,366組織 交付対象面積：61,172ha 農地維持支払交付金：1,727,520千円 【資源向上支払】 実施市町村：47市町村 活動組織数：994組織 交付対象面積：50,723ha 向上活動支援交付金：940,350千円 【復旧活動支援】 実施市町村：21市町村 活動組織数：107組織 交付対象面積：5,743ha 復旧活動支援交付金：184,206千円	2,866,146 3,066,683
			森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	森林GISの運用を行い、業務の効率化や地図上の森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まっぶ」を活用した県民への情報発信を実施した。 閲覧件数：470,869件	5,387 6,377
			森林環境交付金事業	県民一人一人が参画する新たな森林(もり)づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、森林環境基金の一部を交付する。	県内59市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進等に取り組んだ。 また、地域提案重点枠として22市町村に対して41件の交付金を交付し、県産材等の活用を推進した。	291,136 308,970
			森林ボランティア団体活動支援事業	県民参加による森林づくり運動のより一層の推進を図るため、県内各地域において積極的な森林整備活動を行うボランティア団体を支援する。	支援団体：7団体	1,522 2,100
			森林ボランティアサポートセンター事業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林整備機材の貸出などを行う「森林ボランティアサポートセンター」を設置し、県民のボランティア活動への参加を支援する。	委託先：(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 相談件数：55件 HPアクセス数：144,509件	4,968 6,101
			「緑の輪」推進事業	次世代を担う子供たちに、森林とのふれあいを通じて、森林・林業への関心を深めてもらうことを目的に、県内各地で結成されている「緑の少年団」の活動を支援する。	補助先：(公社)福島県森林・林業・緑化協会 福島県緑の少年団活動実績発表大会(5月開催) 福島県緑の少年団大会(7月開催)	2,560 2,180
			グリーン・アドバイザー・センター開設事業	県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るため、県民の緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイザー・センターを開設する。	委託先：(公財)福島県都市公園・緑化協会 相談件数：6,959件	5,940 6,010
			森林とのふれあい施設管理事業	自然とのふれあいの場を県民へ提供するため、県条例により設置されている「緑化センター」、「県民の森」、「昭和の森」の管理運営を行う。	指定管理者 「緑化センター」： ：(公財)福島県都市公園・緑化協会 「ふくしま県民の森」： ：(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 「昭和の森」： ：(公財)猪苗代町振興公社	97,223 97,132
			緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」について、樹勢回復と保全措置のための外科的治療や環境整備等の対策を支援する。	事業実施箇所：2カ所	289 279
			森林病害虫等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除や薬剤による予防措置等の防除対策を推進する。	松くい虫被害対策 薬剤散布：453ha 伐倒駆除：538㎡ 樹幹注入：43本 カナガキキムシ被害対策 伐倒駆除：274㎡ 樹幹注入：100本	47,261 64,095
			治山事業	保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を実施する。	治山事業：127地区	15,038,643 18,791,051
			森林保全管理事業	公益的機能の発揮が特に必要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	保安林面積 114,093ha(H29.3.31現在) 林地開発許可 63件(新規：22件、変更41件) 連絡調整 8件(新規：8件)	7,149 7,341

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		ふなっこふるさと川づくり事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	環境や生態系に配慮し、魚が遡上するための魚道を設置した。	22,000
					25,000
		都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備・老朽化施設の更新を行う。	防災公園の整備や老朽化した運動施設、園路の更新、防災緑地の整備等(あづま総合運動公園 外4公園、埴浜地区防災緑地外9緑地)	5,420,268
					3,720,434
		ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	東日本大震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信する交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図る。	自然体験や交流活動等の支援事業を実施し、小・中学校を対象とした事業で27,023名、幼稚園・保育所を対象とした事業で55,993名、社会教育団体対象事業で143名、市町村やPTA、子ども会等を対象とした事業で30,060名、自然の家日帰りの自然体験活動を対象とした事業で3,017名、延べ116,236名であった。	505,036
					416,860
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用					
		鳥獣保護区等整備事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定、管理を行う。	平成27年度期限満了となる区域の期間更新等を行った。 ・鳥獣保護区 ・特定猟具使用禁止区域	442
					476
		野生生物管理事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護管理員の設置等を行う。	・野鳥の森管理業務委託、愛鳥週間ポスターコンクール関係経費、鳥獣保護管理員配置経費ほか。	18,585
					19,153
		野生動物保護管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ニホンジカについて、特定鳥獣保護管理計画策定のため、検討会を実施した。ニホンザル、カワウについて、生息状況調査を実施した。	3,938
					3,600
		鳥獣被害対策強化事業	ツキノワグマやイノシシ等の野生生物による人的被害や農林業被害が深刻化しているため、適正な対策をとることで被害を減少させ、野生生物との共生の実現を目指す。	ツキノワグマの生息状況調査を実施し、新たな特定計画を策定した。イノシシについては、7,746頭の捕獲を実施した。	246,961
					224,950
		尾瀬のニホンジカ対策事業	ニホンジカについては、尾瀬の湿原植生の攪乱が大きな問題となっていることから、南会津尾瀬ニホンジカ対策推進協議会員による防鹿柵の巡視等や情報交換を実施する。	大江湿原におけるニッコウキスゲ食害防止対策事業(防鹿柵巡視)、情報交換会を行った。	167
					170
		《再掲》野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	野生鳥獣(イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ、カモ類等)の肉の放射性核種濃度を測定しました。測定検体数343(うち100Bq/kgを超えた検体122)	2,640
					3,032
		傷病鳥獣保護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、野生生物共生センターを管理運営する。	傷病救護件数173件(鳥獣143、獣類30)	23,625
					23,629
		ふくしまの生物多様性保全支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動物植物保護サポーター研修会の開催を実施する。	・レッドリスト(鳥類、哺乳類、両性・は虫類、淡水魚類)見直し調査の実施。 ・野生動物植物保護サポーター研修会開催(平成29年1月19日)	2,614
					120

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		環境創造センター附属施設管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	13,221 24,122
(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全					
		《再掲》 ふくしまの生物多様性保全支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動物保護サポーター研修会の開催を実施する。	・レッドリスト（鳥類、哺乳類、両性・は虫類、淡水魚類）見直し調査の実施。 ・野生動物保護サポーター研修会開催（平成29年1月19日）	2,614 120
(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全					
		(公財) 尾瀬保護財団への職員派遣事業	平成7年8月に設立された(公財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、本県職員を派遣し、当該財団の運営に積極的に貢献する。	(公財) 尾瀬保護財団（群馬県庁内）へ本県職員1名を派遣	0 0
		尾瀬地域保護適正化事業	本州最大の高層湿原である尾瀬の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	尾瀬の植生の保護・復元、環境等調査を実施	1,237 2,142
		《再掲》 ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	25校へ補助を実施し、840名の児童・生徒が尾瀬で環境学習を行った。	13,649 22,174
		《再掲》 自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	自然公園内にある県有施設の維持、管理	15,604 16,528
		《再掲》 国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	・尾瀬歩道整備事業 ・五色沼案内標識整備	58,126 95,841
		《再掲》 自然公園等事業	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。	・裏磐梯園地歩道（木道）整備 ・赤法華嶋待峠線歩道（木道）整備	209,112 758,015
		裏磐梯自然体験活動推進事業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセンター」は、観光客等に対し、自然保護思想の普及啓発を図る重要な拠点施設であることから、当該施設を管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対して負担金を支出し、裏磐梯の優れた自然の適正な保護と利用の増進を図る。	参加者数：1,559人 裏磐梯の自然に関する企画展や情報提供のほか、環境教育の出張授業を行った。	5,000 5,000
(5) 猪苗代湖等の水環境保全					
		猪苗代湖水質モニタリング調査事業	猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランスやマスバランスを調査するとともに、酸性河川の源流の水質変化を調査する。	猪苗代湖及び流入河川について年4回調査を実施し、それぞれの水質変化等を調査した。	230 (平成28年度で終了)
		窒素りん浄化槽普及拡大プロジェクト	平成25年4月からの条例による窒素りん除去型浄化槽の設置義務化を契機に同浄化槽のさらなる普及拡大を図るため講習会等を開催し、猪苗代湖の水質日本一への復活に寄与する。	窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会を2回開催した。	152 168
		紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	紺碧の猪苗代湖を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりを持つあらゆる主体の共通認識の下、水環境保全に向けた活動を積極的に推進していく。	平成26年度に試行的に導入した「刈り取り船によるヒシ回収事業」を本格的に導入し、10日間にわたり稼働させ、繁殖するヒシ植物への対策をさらに強化した。あらゆる団体が連携し猪苗代湖の水質悪化の要因となるヒシや水草の回収活動を実施。また、水質保全への啓発活動の一つとして環境学習会を10回開催した。農業用排水路から猪苗代湖に刈草が流入しないよう流域住民に対し「除じんスクリーン」を配布した。 高度処理浄化槽整備補助21基に対して、整備補助を行った。	30,454 35,665

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会が行う事業運営の負担及び各種事業への参加を行う。	ボランティアによる清掃活動や水環境保全推進員による定期的な湖岸巡回を行うなど水環境保全活動を行った。	1,007 1,007
4 良好な生活環境の確保					
(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進					
		《再掲》環境創造センター附属施設管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	13,221 24,122
		大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況（1時間値の測定値等）を常時発信した。	5,089 5,825
		大気監視機器維持管理事業	一般環境大気測定局、及び移動大気測定車に設置した測定機器について、保守点検、修繕等の維持管理を行う。	測定局舎等の修繕を行った。PM2.5の成分分析調査を実施した。	30,875 32,408
		大気環境監視施設整備事業	大気環境の常時監視に必要な測定機器類の計画的な整備、更新を行う。	大気常時監視測定局整備計画に基づき、測定機器などを整備した。	10,149 28,042
		有害大気汚染物質調査事業	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気汚染状況を把握する。	一般環境2地点、沿道1地点の測定調査を実施し結果を公表した。	2,092 2,031
		大気発生源監視事業	ばい煙発生施設等のばい煙排出状況を検査するなど、大気汚染に係る事業場の監視、指導を行う。	煙道排ガス測定を行うなど大気発生源の監視、指導を実施した。	841 1,007
		大気・水質届出管理システム整備事業	大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出情報を処理するシステムを更新整備する。	整備した大気汚染物質発生源管理システムによりばい煙発生施設の届出情報等の更新などを実施した。	486 486
		アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作業現場周辺及び県内の一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図る。	県内14ヶ所の解体等作業現場等周辺及び県内5地点の一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施した。	3,503 2,628
		石綿健康被害救済基金への拠出	石綿健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく基金に対して拠出する。	同法第32条第2項に基づき基金に拠出。 (平成28年度で終了)	15,730
		公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画に基づき、河川等の水質汚濁の状況を監視する。	河川68地点、湖沼23地点、海城14地点の合計105地点において常時監視を実施した。	33,787
		地下水の水質常時監視事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内をメッシュに区分した地区の井戸、有害物質を使用している工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認された井戸等を対象として水質調査を行う。	メッシュに区分した地区18地点、有害物質を使用している工場・事業場周辺219地点、汚染が確認された井戸等合計213地点の水質調査を実施した。	36,026
		水浴場水質調査事業	主要な水浴場の水質の状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表する。	7地点の水浴場で遊泳開始前及び遊泳中の水質を判定し、公表した。7地点全ての水浴場で遊泳に適した水質であった。	4,192 4,726
		産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業	特定事業場等の立入検査を実施し、排出基準が遵守されるよう監視・指導する。廃油や燃料油の漏洩、廃液の流出など水質事故時における原因調査及び環境への影響調査等を実施する。	延べ341箇所の特定事業場の立ち入り検査を行った。水質事故の現地調査を実施し、環境への影響調査、原因者への指導を行った。	4,192 4,726

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中	小				平成29年度予算額 (単位：千円)
			産業廃棄物排出事業場等土壌汚染対策推進事業	土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌の適正処理の推進及び土壌汚染区域の安全確保のため監視指導を実施する。 また、地下水汚染の未然防止を図る趣旨から水質汚濁防止法が改正され、有害物質を使用、貯蔵する施設に新たに構造基準や定期点検の義務等の規定が設けられたことから、地下水汚染の未然防止の確保のため監視指導を実施する。	土壌汚染対策法に基づき、2件の区域指定、2件の追加指定を行った。 また、指定区域の一部解除を1件、全部解除を5件行った。	671 (平成28年度で終了)
			騒音・悪臭防止対策事業	東北新幹線鉄道、高速自動車道の騒音・振動等の調査を行い、高速交通公害の防止対策を推進するとともに、市町村に対する悪臭防止に係る指導を行う。	福島県高速交通公害対策連絡会議（県と関係市町村で構成）が、騒音等の調査を基に関係事業者への要望活動を行った。	562 369
			騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	県内4路線の騒音測定を実施し、評価区間における環境基準の達成状況を面的評価により把握し公表した。	962 1,409
			フロン対策事業	フロン排出抑制法に基づく登録及びフロン類の適正回収等の指導を行う。	各種関係団体へ指導を通して、機器の適正管理、フロン類の回収等に関する普及啓発を推進した。	237 502
			休廃止鉱山坑廃水処理事業	休廃止鉱山から排出される坑廃水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	補助を受けた事業者（2者）が坑廃水処理事業を実施（南会津町）	3,733 3,719
			岩石採取場立入検査等事務	岩石採取場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	県内の岩石採取場の立入検査（199箇所）を実施し、災害発生の未然防止について指導を行った。	1,494 1,182
			浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。	浄化槽設置整備事業 41市町村：110,114千円 浄化槽市町村整備推進支援事業 6市町：15,134千円	125,248 156,009
			浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	新規登録 7件 更新登録 38件	177 177
			農業集落排水事業	農村社会の混住化等、農村を取りまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	実施地区数：6地区	92,160 135,151
			市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	県内27市町村に財政支援を行った。	76,569 65,571
			流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	4処理地区（県北、県中、二本松、田村）において事業実施した。	50,640 79,760
			流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市環境の向上を図るため、阿武隈川上流流域下水道の事業を実施する。	4処理地区（県北、県中、二本松、田村）において事業実施した。	1,143,897 2,056,500

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
(2) 化学物質の適正管理等の推進					
		化学物質環境汚染実態調査事業	環境中における有害化学物質の濃度を経年的に把握するモニタリング調査を実施し、化学物質による環境汚染防止対策の基礎資料とする。	県内の公共用水の有害化学物質の調査を行った（環境省委託事業）。	242 266
		化学物質発生源周辺環境調査事業	PRTR法対象化学物質の排出量が多い事業所周辺の大気・水質中の化学物質濃度を測定し、環境への影響を調査する。	事業場の放流水、公共用水域の化学物質濃度の調査を行い公表した。	943 1,090
		産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問により、リスクコミュニケーションの促進を図った。	317 514
		大気中微小粒子化学成分調査事業	産業廃棄物焼却炉等由来の大気中微小粒子の化学成分を調査し、県民の健康影響に資する知見の充実を図る。	大気中微小粒子を採取し、成分分析を実施した。	1,373 2,303
		ダイオキシン類発生源総合調査事業	産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施するとともに、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施する。	発生源施設の煙道排ガス、排水、発生源周辺大気及び土壌、一般環境大気及び土壌、公共用水域水質・底質、地下水質のダイオキシン類濃度調査を行った。	13,303 19,511
		ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てられる燃え殻等及び最終処分場の放流水中に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行う。	次の調査を実施した。 放流水：25施設24検体 燃え殻：8施設10検体 中間処理物：3施設3検体 いずれも基準超過なし。	6,718 7,892
		《再掲》 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物の排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備及び高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。 また、産業廃棄物処理業者による施設整備や処理施設への理解促進の取組みに対する支援を行う。	・施設整備 1事業者2件（廃油1.3t/年、廃プラ1.6t/年の削減） ・調査研究 1事業者1件（クレー射撃用空薬莢の再利用促進） ・理解促進 3事業者3件（見学者受入施設の整備による地域住民等の理解促進）	13,005 73,289
		《再掲》 PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。 さらに、PCB廃棄物適正処理促進員を各地方振興局に配置し、PCB廃棄物保管事業所等への適正処理指導の強化を図る。	PCB廃棄物処理基金への拠出： 11,731千円 PCB廃棄物広域処理協議会への出席： 3回 PCB廃棄物保管事業所の立入検査	23,702 32,823
(3) 公害紛争等の対応					
		公害審査会の運営事業	公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行った。	179 649
		公害苦情調査事業	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	適切な公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行った。	84 56
(4) 環境影響評価の推進					
		国土利用計画管理事業	福島県国土利用計画を適正に管理していくために、総合的に評価・分析を行う。	県土地利用基本計画の変更等、国土利用計画法に関する庁内調整を実施し、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導した。	0 0
		大規模土地利用事前指導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規模な開発を行う事業者に対して、事前協議を求め適切な助言を行う。	大規模土地利用事前指導件数 24件	45 45

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		環境影響評価 推進事業	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模の事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。	【審査会開催状況】 環境影響評価審査会 9回 【審査状況】 配慮書 受理3件 知事意見通知3件 方法書 受理11件 知事意見通知7件 準備書 受理5件 知事意見通知2件 評価書 受理2件 知事意見通知0件 適用除外件数 受理2件 認定通知1件	3,512 4,730
5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成					
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築					
		うつくしま 「水との共 生」プラン推 進事業	健全な水循環を未来に継承するために策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向け、「水との共生」出前講座等を実施するとともに、夏井川流域におけるモデル的な取り組みの成果を他流域への普及、推進を図る。	・全県的に県内外の水環境活動団体との交流を実施した。 ・「夏井川流域の会」では、「川ばた会議」や小学校連携活動等の各種イベントを実施した。 ・水環境ニュースの発行やHP「水に関する情報」の更新などにより情報発信した。	105 93
		「水との共 生」出前講座	県内の川や湖の環境保全活動などに取り組んでいる団体等を支援するため、学習したい内容などの要望に応じて集会や研修会に講師を派遣する。	各専門分野の講師を派遣。 延べ10回開催。延べ341人参加。	108 239
		環境教育副読 本作成事業	県内小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校等に配布し授業等での活用供することで、産業廃棄物をはじめとした環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成する。	環境教育副読本30,000部を作成。県内の小学5年生、教育機関等に配付した。	2,441 2,506
		子どもエコク ラブ	子どもたちが、地域の中で環境保全活動や環境学習を主体的に行うことができるよう環境省が支援する事業で、これに登録するクラブを支援する。	子どもエコクラブに9団体、延べ280名が登録した。	0 0
		くらしと環境 の県民講座	生活環境部で取り組んでいる施策や事業について、職員が集会や職場などへ出向き、講義や意見交換を行うことにより県民に県政への理解促進等を図る。	3回開催し、計116名が参加した。	0 0
		環境アドバイ ザー等派遣事 業	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	環境アドバイザーを21回派遣し、延べ1,776名が受講した。	286 420
		ふくしま環境 活動支援事業	①「ふくしま環境活動支援ネットワーク」のネットワークを活性化させるため、環境活動を推進し、構成団体が連携協働して環境保全活動に取り組むことができるよう活動交流会を開催する。 ②環境教育を行う企業や民間団体を「ふくしま環境教育支援認定・登録制度」に認定・登録し、その情報をHPへの掲載等の周知を行うことにより、地域の環境教育・学習の機会のための橋渡しを行う。 ※平成29年度からは②のみの事業。	①「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の交流会を平成28年12月2日に、環境創造センターで実施し、環境創造センター交流棟の見学や環境教育に関する講演を実施した。 ②環境教育サポート団体の登録を平成28年度から実施し、4団体がサポート団体として登録した。	22 0
		せせらぎス クール推進事 業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行う。また、水生生物調査を実施する団体へ資材配布等の支援を行う。	郡山市(5月28日)、会津若松市(6月25日)、棚倉町(8月29日)の3会場で「水環境教育指導者育成講座」を開催し、水生生物調査に関する講義や研修を行い、35名が参加した。また、募集を再開したせせらぎスクールの参加団体へ教材を提供し、25団体(延べ1,285名参加)が水生生物調査・報告に取り組んだ。	1,091 1,557

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		【新】 環境教育フェスティバル	環境教育普及・啓発のためのイベントを開催し、イベントを通して環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成する。 ふくしま環境活動支援ネットワーク構成団体による環境保全活動におけるパネル展示や体験ブースの展示、高校生による環境に関する研究発表や体験ブースの展示や物販を行う。	—	7,782
		“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業	環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰する。	被表彰者 4団体	141 275
		《再掲》 地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった節電・節水・廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	福島議定書参加団体 学校版464校 事業所版1,426団体 表彰37団体 (学校20 事業所17) 基準年と比較して約4,494トンの二酸化炭素が削減された。	6,049 7,414
		《再掲》 復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数438校 家庭版 参加世帯数3,111世帯 家庭版：前年8月と比較して約52トン/月の二酸化炭素削減	1,808 3,893
		《再掲》 地球にやさしい「ふくしま」ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月16日いわき市	1,986 2,103
		《再掲》 うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を登録し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 1回 推進員委嘱人数 70人 推進員活動回数 527回	272 550
		《再掲》 地球にやさしい「ふくしま」県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月17日 福島市 県庁ライトダウンキャンペーン 6月21日～7月7日	432 3,487
		ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	25校へ補助を実施し、840名の児童・生徒が尾瀬で環境学習を行った。	13,649 22,174
		《再掲》 産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問により、リスクコミュニケーションの促進を図った。	317 514
		森林環境交付金事業（森林環境基本枠）	県民一人一人が参画する新たな森林（もり）づくりを効果的に推進するため、市町村が森林の適正管理や森林環境学習などを行う。	県内59市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進等に取り組んだ。 森林環境学習実施校：457校 (小学校351校、中学校106校)	188,480 191,395

環境基本計画 実施体系		事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)
大	中				小
		若者の森林自己学習支援事業	若者のふくしまの森林に対する関心と理解の拡大を推進するため、県内の大学等におけるサークル等のグループが行う森林自己学習活動について支援を行う。	大学生グループが森林に関する活動に取り組んだ。 実施グループ数：3グループ	1,000 1,650
		森林づくり指導者育成事業	県民に対して森林環境学習及び県民自らが行う森林整備活動の指導ができる人材を育成する。	もりの案内人養成講座開催委託実施 委託先：(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 もりの案内人認定者数：18名 森林ボランティアリーダー育成講座委託 委託先：(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 グリーンフォレスター認定者：8名	2,886 3,088
		里山林整備事業	森林づくりへの意識の醸成や森林と人との絆の回復を図り、併せて野生動物との共生のための森林環境を整えることを目的に、地域住民が行う身近な里山林の整備を支援する。	環境整備(緩衝帯整備、景観整備) 実施件数(市町村数)34件(13市町村) 実施面積 55ha [緩衝帯整備：30ha、景観整備：25ha]	19,200 19,200
		県立学校における森林環境学習推進事業	県立学校が行う森林の環境に関する学習、森林の管理に関する学習、森林資源の利用に関する学習、地域における森林の役割に関する学習及び森林に関わる職業に関する学習に対する活動経費を支援する。(県立学校10校で実施予定)	森林組合林産加工場見学、講師の指導を受けながらブナ林等の観察を通じた森林体験学習、枝打ちや伐採体験、そして間伐材を利用したプランター制作体験などの活動を実施した。(県立学校10校で実施)	2,113 2,500
		先駆けの地における再生可能エネルギー教育推進事業	県内の小・中・高等学校それぞれ2校合計6校の推進校が、発達段階に応じたそれぞれの課題やテーマに取り組み、地域の特性を生かした再生可能エネルギーに関する学習を行う。推進校は地域や校外へ取組・成果の公開や情報発信を行い、県教育委員会は提供された指導事例や学習プログラムをデータベース化し、各学校での取組のさらなる推進を図る。	県教育委員会が小学校・中学校・高等学校それぞれ2校合計6校を推進校に指定し、各推進校が再生可能エネルギー教育に係るテーマを掲げ、地域の特性を生かしながら、児童・生徒の発達段階に応じた学習を行った。 その成果や取組を自校のHPや学校行事で発表・公開し、福島における再生可能エネルギー教育の普及・啓発を図った。	3,648 5,760
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成					
		福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	空き缶等散乱ごみ対策を推進するため、福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に要する経費に対して助成する。	春期・終期県下一斉清掃活動 参加人数 延278,219人 ごみ収集量 2,069.68 t	600 600
		景観形成推進事業	景観法及び福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	届出受理件数 重点地域 55件 重点地域以外 485件	100 495
		景観形成総合対策事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や意識啓発を行うとともに、技術的な支援を行う。	景観アドバイザー派遣 2件	106 201
		無電柱化事業	電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。	(一)河内郡山線(郡山市長者工区)外 4箇所事業実施	430,600 381,200
(3) 情報の収集・提供と発信					
		《再掲》 福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーベイによる測定結果をマップ上で公表した。	13,042 16,153
		環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、環境白書を作成する。	平成28年9月の福島県環境審議会で報告し、平成28年10月に福島県環境白書を作成した。さらに、ホームページ等で広く公表した。	112 150
		《再掲》 エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発・市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成28年度認定件数 3件(新規)19件(更新) (平成28年度末認定製品数 計49製品) 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援 4市町	9,315 26,651
		《再掲》 地球にやさしい「ふくしま」県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組を県民運動として展開する。	県民会議 5月17日 福島市 県庁ライトダウンキャンペーン 6月21日～7月7日	432 3,487

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	平成28年度実績	平成28年度決算見込額 (単位：千円)	
大	中	小				平成29年度予算額 (単位：千円)	
			《再掲》 環境創造センター(本館) 管理運営事業	環境創造センター本館の施設維持管理及び企画運営を行う。	環境創造センターグランドオープンイベント(平成28年7月21日～24日)を実施した。	123,249	
						137,751	
			環境創造センター(交流棟) 管理運営事業	環境創造センター交流棟の施設維持管理及び企画運営を行う。	コミュニティ福島については、平成28年7月のオープンから平成28年度末までに約5万2千人の方に来館いただいた。	247,806	
						281,336	
			《再掲》 環境創造センター附属施設 管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	13,221	
						24,122	
			《再掲》 大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況(1時間値の測定値等)を常時発信した。	5,089	
						5,825	
			《再掲》 産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	産業廃棄物処理業者の許可情報の更新とデータベースの保守管理を行った。	2,388	
						8,237	
			《再掲》 除染情報プラザ	県が国と共同で運営する「除染情報プラザ」において、専門家を地域のニーズに応じて派遣するほか、除染の状況、仮置場等の管理状況など除染等に関する様々な情報の収集・発信を行い、地域住民とのコミュニケーションを通じ、除染等の取組みについて、理解の醸成を図る。 なお、面的除染が平成28年度末で概ね終了したことから、平成29年7月14日に「環境再生プラザ」に改称し、環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報の発信を行っている。	除染情報プラザ活動状況(平成28年度) 専門家派遣：214件 (受講者数11,169人) 移動展示：79会場 (県内：73会場 県外：6会場 来場者数：5,327人)	0	
						0	
			ふくしまからはじめよう。 森林とのきずな事業(森林環境情報発信事業)	東日本大震災や原発事故発生以降の森林の現状に対する理解を深め、森林づくり意識の醸成に資するため、森林環境に関する情報を収集し発信する。	新聞広告、ラジオ放送、ポスター及びパンフレット等により、森林の整備と再生や県産材の活用、森林(もり)づくりの推進等について発信した。	12,444	
						13,104	
			《再掲》 森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	森林GISの運用を行い、業務の効率化や地図上の森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まっぶ」を活用した県民への情報発信を実施した。	5,387	
						6,377	

平成28年度 福島県環境日誌

年月日	事 項
H28. 4. 6	第1回 福島県環境影響評価審査会
H28. 4. 15	猪苗代水環境センター（猪苗代町）開所
H28. 4. 21	環境創造センター研究棟へのJAEA及び国環研の入居式
H28. 4. 25	福島県自然環境保全審議会自然保護部会
H28. 4. 26	第2回 福島県環境影響評価審査会
H28. 4. 27	野生生物共生センター（大玉村）開所
H28. 5. 17	地球にやさしい“ふくしま”県民会議
H28. 5. 26	第66回 福島県自然環境保全審議会温泉部会
H28. 6. 1	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰表彰式
H28. 6. 13	ふくしま地球温暖化対策推進本部会議
H28. 6. 16	マイバッグ推進デーキャンペーン
H28. 6. 20	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議
H28.6.21 ～H28.7.7	福島県庁ライトダウンキャンペーン
H28. 7. 13	国立科学博物館との連携・協力に関する包括協定を締結
H28. 7. 21	環境創造センター交流棟「コミュタン福島」開所（環境創造センターグランドオープン）
H28. 8. 8	第3回 福島県環境影響評価審査会
H28. 8. 19	福島県環境審議会 全体会 ・水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて
H28. 9. 1	第5回中間貯蔵施設環境安全委員会
H28. 9. 5	第4回 福島県環境影響評価審査会
H28. 9. 15	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会
H28. 9. 20	福島県環境審議会 全体会 ・福島県環境基本計画の進行管理（平成28年度版福島県環境白書）について ・福島県環境教育等行動計画の進行管理について
H28.10.14	第5回 福島県環境影響評価審査会
H28.10.16	マイバッグ推進デーキャンペーン
H28.10.21	第67回 福島県自然環境保全審議会温泉部会
H28.11. 1	第9回中間貯蔵施設に関する専門家会議

年月日	事 項
H28. 11. 7	第6回 福島県環境影響評価審査会
H28. 11. 25	福島県環境審議会 全体会 ・平成28年度版福島県環境白書について（報告） ・福島県環境基本計画の改訂について
H28. 11. 30	第6回中間貯蔵施設環境安全委員会
H28. 12. 23	第7回 福島県環境影響評価審査会
H29. 1. 22	エコ活動実践プロジェクト成果発表会
H29. 1. 23	第68回 福島県自然環境保全審議会温泉部会
H29. 1. 30	第8回 福島県環境影響評価審査会
H29. 2. 9	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業表彰式
H29. 2. 10	福島県環境審議会 全体会 ・福島県環境基本計画の改訂について ・平成29年度水質測定計画について ・福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める排水指定事業場排水基準等の見直しについて ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則で定める土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて
H29. 2. 16	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会
H29. 3. 14	環境創造センター県民委員会開催（第3回）
H29. 3. 21	第9回 福島県環境影響評価審査会
H29. 3. 21	第7回中間貯蔵施設環境安全委員会
H29. 3. 22	福島県自然環境保全審議会自然保護部会
H29. 3. 23	福島県自然環境保全審議会鳥獣保護部会

生活環境部所掌環境関連法令・条例等

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
生活環境総務課	環境基本法	平成 5年 法律第 91号	環境省
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年 法律第130号	財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省
	福島県環境審議会条例	平成 6年 条例第 59号	H14. 3. 26
	福島県環境基本条例	平成 8年 条例第 11号	H25. 3. 26
環境共生課	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年 法律第117号	環境省
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	昭和63年 法律第 53号	環境省
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	昭和54年 法律第 49号	経済産業省
	循環型社会形成推進基本法	平成12年 法律第110号	環境省
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年 法律第100号	環境省
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年 法律第 56号	環境省
	環境影響評価法	平成 9年 法律第 81号	環境省
	福島県環境保全基金条例	平成 2年 条例第 31号	H24. 3. 21
	福島県循環型社会形成に関する条例	平成17年 条例第 26号	H26. 3. 25
	福島県地球温暖化対策等推進基金条例	平成21年 条例第 84号	H28. 3. 11
	福島県環境影響評価条例	平成10年 条例第 64号	H24. 12. 28
	福島県環境影響評価条例施行規則	平成11年 規則第 69号	H27. 8. 7
	福島県環境影響評価審査会規則	平成10年 規則第101号	H24. 3. 23
福島県環境創造センター条例	平成27年 条例第115号		
自然保護課	自然公園法	昭和32年 法律第161号	環境省
	自然環境保全法	昭和47年 法律第 85号	環境省
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4年 法律第 75号	環境省
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成14年 法律第 88号	環境省
	自然再生推進法	平成14年 法律第148号	環境省
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年 法律第 78号	環境省
	生物多様性基本法	平成20年 法律第 58号	環境省
	景観法	平成16年 法律第110号	国土交通省
	エコツーリズム推進法	平成19年 法律第105号	環境省
	福島県自然環境保全条例	昭和47年 条例第 55号	H22. 10. 8
	福島県自然環境保全条例施行規則	昭和47年 規則第 73号	H27. 3. 24
	福島県立自然公園条例	昭和33年 条例第 23号	H22. 10. 8
	福島県立自然公園条例施行規則	昭和33年 条例第 41号	H27. 8. 28
	福島県野生動植物の保護に関する条例	平成16年 条例第 23号	
	福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則	平成17年 規則第 21号	H26. 2. 7

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
自然保護課	福島県野生動植物の保護に関する条例第2条第2項の特定希少野生動植物を定める規則	平成17年 規則第 22号	
	福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例	平成11年 条例第 59号	H29. 3. 24
	福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年 規則第 60号	H27. 3. 24
	福島県鳥獣保護管理員規程	昭和38年 訓令第 32号	H27. 3. 24
	福島県景観条例	平成10年 条例第 13号	H24. 3. 21
	福島県景観条例施行規則	平成10年 規則第 84号	H21. 8. 14
	福島県景観審議会規則	平成10年 規則第 22号	H24. 3. 23
水・大気環境課	大気汚染防止法	昭和43年 法律第 97号	環境省
	水質汚濁防止法	昭和45年 法律第138号	環境省
	土壌汚染対策法	平成14年 法律第 53号	環境省
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和45年 法律第139号	農林水産省・環境省
	騒音規制法	昭和43年 法律第 98号	環境省
	振動規制法	昭和51年 法律第 64号	環境省
	悪臭防止法	昭和46年 法律第 91号	環境省
	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	平成 2年 法律第 55号	環境省
	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	平成 6年 法律第 9号	農林水産省・環境省
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年 法律第105号	環境省
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年 法律第 86号	経済産業省・環境省
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成13年 法律第 64号	経済産業省・環境省
	公害紛争処理法	昭和45年 法律第108号	総務省
	石綿による健康被害の救済に関する法律	平成18年 法律第 4号	厚生労働省・環境省等
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年 法律第107号	経済産業省・環境省等
	特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律	平成17年 法律第 51号	環境省・経済産業省・国土交通省
	福島県生活環境の保全等に関する条例	平成 8年 条例第 32号	H22. 12. 12
	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則	平成 8年 規則第 75号	H29. 3. 17
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和50年 条例第 18号	H28. 10. 18
	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	平成14年 条例第 23号	H24. 3. 21
	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則	平成14年 規則第149号	H26. 3. 4
	福島県土壌汚染対策法関係手数料条例	平成21年 条例第 85号	H27. 3. 24
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H23. 3. 18
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則	平成16年 規則第 10号	H29. 3. 17
	福島県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例	平成13年 条例第 86号	H27. 3. 24
	福島県公害紛争処理条例	昭和45年 条例第 50号	H19. 10. 16
福島県公害紛争処理条例施行規則	昭和45年 規則第108号	H3. 3. 30	
福島県公害審査会規則	昭和46年 規則第 5号	H24. 3. 23	

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
一般廃棄物課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成23年 法律第 99号	環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	昭和50年 法律第 31号	環境省
	浄化槽法	昭和58年 法律第 43号	環境省
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3年 法律第 48号	経済産業省・環境省
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 7年 法律第112号	財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省
	特定家庭用機器再商品化法	平成10年 法律第 97号	経済産業省・環境省
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年 法律第 57号	経済産業省・環境省
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年 法律第116号	農林水産省・環境省
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成21年 法律第 82号	環境省
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H26. 3. 14
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H23. 3. 18
	福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例	平成24年 条例第 5号	H27. 3. 24
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	昭和60年 条例第 36号	H23. 12. 28
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則	昭和60年 規則第 50号	H27. 10. 2
福島県浄化槽法施行条例	平成11年 条例第 60号	H17. 12. 26	
福島県浄化槽法施行細則	昭和60年 規則第 59号	H20. 3. 31	
産業廃棄物課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	平成 4年 法律第 62号	環境省
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年 法律第 65号	環境省
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	平成15年 法律第 98号	環境省
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年 法律第104号	国土交通省・環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年 法律第 87号	経済産業省・環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H26. 3. 14
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H23. 3. 18
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H23. 3. 18
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則	平成16年 規則第 10号	H23. 3. 31
	福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例	平成16年 条例第 22号	
福島県産業廃棄物税基金条例	平成18年 条例第 15号	H27. 12. 28	

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
施設等 中間貯蔵 対策室	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法	平成15年 法律第 44号	環境省
除染 対策課	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県民健康管理基金条例	平成23年 条例第 83号	

用語解説

アルファベット・略語

BOD

（生物化学的酸素要求量）Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD

（化学的酸素要求量）Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

DO

（溶存酸素量）Dissolved Oxygen の略。水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいかほど良好な環境です。

ER ドクター

「福島県野生動物救命救急ドクター」参照。

IAEA（国際原子力機関）

原子力の平和的利用を促進するため、技術的協力を進める国際機関。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に「化学物質審査規制法」に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に「PCB 廃棄物処理特別措置法」が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 38 年度までに処理を終えること

としています。

PCB 特措法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律です。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は 7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

PRTR

（化学物質排出移動量届出制度）Pollutant Release and Transfer Register の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTR によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。

PRTR 法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としており、環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報（SDS）を提供する SDS 制度等が定められています。

SS

（浮遊物質）Suspended Solids の略。水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことです。

あ

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、
「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、
耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安
価であるため、様々な用途に広く使用されてきま
したが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入す
ると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺が
んや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、
現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物、主に家庭から排出さ
れるごみが一般廃棄物です。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全
活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事
業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設
立（平成 12 年 11 月）された協議会です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の
保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐
梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計
画です。

インタープリテーション

知識や情報を単に与えるというのではなく、
自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者
の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背
後にある自然の原則を理解してもらおうというも
ので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図
る教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル認定製品

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造
された優良な製品を県が認定し、その利用を促進
しています。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づ
き、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、
助言するため、知事が委嘱する運動員です。

うつくしま「水との共生」プラン

本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循
環の視点から示した計画です。

裏磐梯ビジターセンター

裏磐梯を訪れる方に磐梯朝日国立公園の自然を
分かりやすく展示し、自然に興味を持ってもらう
ために、北塩原村内に設置されたセンターです。
「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議
会」が管理運営を行っています。

裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

「裏磐梯ビジターセンター」参照。

え

エコドライブ

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の
排出量を減らす環境にやさしい自動車の運転方法
などのことです。

エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的
に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の
高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を
受けた方です。

お

汚染状況重点調査地域

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり0.23 μ Sv以上の地域を含む市町村を、地域内の原発事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が市町村単位で指定するものです。

汚染廃棄物

原発事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染廃棄物対策地域

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に原発事故由来放射性物質により汚染されているなどの事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害発生時に必要となる様々な緊急事態応急対策について、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設です。

温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

合併処理浄化槽

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付ける法律です。

家庭で不要になったエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、製造者に回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付ける法律です。

小売業者は消費者から廃家電を引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は引き取った廃家電を一定水準以上のリサイクルを実施します。

カバークローブ

土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培する作物のことです。

ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、レンゲなどのマメ科植物がそれぞれの生育・栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済生活において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資する

ことなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

環境アドバイザー等派遣事業

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

環境影響評価

環境の悪化を未然に防止するため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境再生プラザ

原発事故からの環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などに関する情報発信、環境回復に関する専門家派遣等を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で運営しています。

環境性能診断

施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、

環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を含みます。

環境保全・回復活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として行われる活動をいいます。

き

企業の森林づくり協定

植栽、間伐等が必要な森林を所有者から借り受け、企業等と県、森林所有者・地元市町村等の間で森林づくり協定を締結し、企業等が森林づくり活動を行う制度です。

く

クールアース・デー

毎年7月7日がクールアース・デーと定められており、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認するとともに、家庭や職場における取組を推進する日です。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称をいいます。

クリーンエネルギー自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）棟の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しな

い、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール車、ハイブリット車、プラグインハイブリット車、クリーンディーゼル車棟があります。

グリーン・アドバイス・センター

個人庭園の造成、庭木の育て方、病虫害の診断、樹木の管理など、緑化に関する相談を受ける、県で開設しているセンターです。

グリーン購入

品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育活動での森林整備活動を通して、林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、県が認定しています。

景観形成重点地域

景観形成重点地域

景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいい、福島県においては、「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」を設定しています。

景観法

良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

県行造林

県と森林所有者が契約を結んで造林を行い、樹木を伐採して収益を分け合うことです。

原災法（原子力災害対策特別措置法）

原子力災害についての原子力事業者、国等の責務や「原子力災害対策指針」の策定等について定めた法律です。

原子力災害対策指針

原子力事業者や行政機関等が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力規制委員会が「原子力災害対策特別措置法」に基づき定める指針です。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

減容化

廃棄物について、焼却等の処理により容積を減らすことをいいます。

広域避難計画（福島県原子力災害広域避難計画）

「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき県が策定する計画です。なお、関係市町村は、県の避難計画を踏まえた避難計画を策定することとしており、県は、広域避難計画の策定等を通じて、市町村の計画作成を支援することとしています。

光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、

目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域水質測定計画

「水質測定計画」参照。

高度処理浄化槽

窒素やリンの除去能力の高い浄化槽のことで、BOD10mg/L以下、総窒素(T-N)10mg/L以下、総リン(T-P)1mg/L以下の性能を有するものです。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の回収により資源の有効利用や廃棄物の適正処理確保を図るための法律です。

国定公園

「自然公園」参照。

国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、総合的な視点に立って国土の有効利用を図ることを目的として策定される計画で、国土利用に関する行政上の指針となります。全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つの計画で構成されます。

国立公園

「自然公園」参照。

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識のもと、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、平成

24年5月31日に立ち上げた会議です。

さ

災害対策基本法

防災に関する基本理念や国等の責務、防災計画の作成等災害対策の基本を定めた法律です。

災害廃棄物

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴って発生する廃棄物を指しますが、本白書においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指しています。

再生可能エネルギー

自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源で、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨をいいます。

し

自然環境保全地域

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点

からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

自然保護指導員

「福島県自然環境保全条例」に基づき県が配置しており、自然環境の保全状況の把握や自然環境の保全のための指導等を行います。

指定廃棄物

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣が指定した一定濃度（1 キログラム当たり 8,000 ベクレル）を超える放射性物質を含む廃棄物です。

指定猟法禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、その猟法により鳥獣の捕獲等をするを禁止する区域を知事又は環境大臣が指定するものです。

自動車リサイクル法

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

主灰

廃棄物を焼却炉で焼却する際、燃えがらとして炉の底の部分から排出された灰分をいいます。

循環型社会

焼却や埋立処分しているごみの量を極力減らし、限りある地球の資源として有効に繰り返し使う社会のことです。

浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度等を定めた法律です。

昭和の森

昭和天皇御在位 50 年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

除染情報プラザ

放射性物質に汚染された地域の除染に際して、

除染や放射線に関する最新情報の発信や除染専門家の派遣等を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で運営しています。

除染特別地域

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23 年 12 月に、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林 GIS

「GIS」とは、「地理情報システム（Geographic Information System）」の略称。森林の図面情報（森林計画図）とその台帳情報（森林簿）を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして、知りたい森林を抽出することができます。

森林施業

森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

森林ボランティア

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

森林ボランティアサポートセンター

「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」（大玉村）内に開設。森林ボランティアに関する情報の収集・提供や森林づくり活動に必要な機材の貸出など、森林づくり運動を支援しています。

す

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

水質測定計画

「水質汚濁防止法」に基づき毎年、県が定める計画で、「公共用水域水質測定計画」と「地下水の水質測定計画」があります。「公共用水域水質測定計画」は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、対象水域や測定項目など必要な事項を定める計画です。「地下水の水質測定計画」は、県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点や測定項目など必要な事項を定める計画です。

せ

生物多様性

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、

「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルがあるとしています。

生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について、様々な立場から意見をいただくために設置した協議会です。

石綿

「アスベスト」参照。

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした法律。救済給付の支給や、支給に充てるための基金等について定めています。

せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

そ

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

総合モニタリング計画

福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府が原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した計画。この計画に基づき、県、関係省庁及び事業者などが連携してモニタリングを実施します。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任に

ついて定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

対策地域内廃棄物処理計画

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第13条第1項に基づいて、汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の適正な処理を行うために国（環境大臣）が定めた計画です。

太陽光発電

太陽電池により太陽光を電力に変換する発電方式です。

多核種除去設備（ALPS）

汚染水に含まれる62種の放射性物質を除去する設備です。

多面的機能（農業・農村）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。

ち

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業

地域住民等による不法投棄の未然防止・早期発見を目的とした日常的な監視体制づくりに要する費用を助成する、県で実施している事業です。

地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

地下水の水質測定計画

「水質測定計画」参照。

地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る団体として、県が指定しています。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議

県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成20年5月に設立されました。

窒素・りん除去型浄化槽

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

中間処理

廃棄物の形態や特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないよう最終処分に至るまでに行われるさまざまな無害化や安定化・減容化処理のことです。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO 法）

平成26年11月に、「日本環境安全事業株式会社」の一部を改正し、成立した法律です。改正により、国が「中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定され、「日本環境安全事業株式会社」の名称も「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ変更されました。

なお、同法の附帯決議において、国は減容化技術の早期発見等、必要な措置の具体的内容等を明記した工程表を作成し、進捗状況を毎年国会に報告することとされています。

中山間地域

平野の外縁部から山間地を指します。

山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めています。

中長期ロードマップ

「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」参照。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

鳥獣保護管理員

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が配置しており、鳥獣保護区等の維持管理や鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者に対する指導等を行います。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事又は環境大臣が指定する区域です。また、知事又は環境大臣は、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができます。

鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護管理事業を実施するために定める計画です。

つ

通報連絡担当者会議

県、立地4町、周辺9市町村及び東京電力（株）の担当者が構成する、原子力発電所との円滑な通報連絡体制を維持するための会議です。

て

低炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間とが共存するための社会のことです。

と

特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する区域として知事が指定するものです。

特定廃棄物

対策地域内廃棄物（旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰

宅された際に発生する片付けごみ）又は指定廃棄物（同用語の解説を参照）を指します。「放射性物質汚染対処特別措置法」第20条に記載があります。

特別管理産業廃棄物

「特別管理廃棄物」参照。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB等、廃石綿等などが指定されています。

特別栽培農産物

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減して栽培された農産物のことです。

（自然公園）特別地域

「自然公園」参照。

（自然公園）特別保護地区

「自然公園」参照。

（鳥獣保護）特別保護地区

「鳥獣保護区」参照。

土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質によ

る汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壤の適正な処理の義務付けなどが規定されました。

土地利用基本計画

県が「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として、県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域と土地利用の調整等に関する事項について定めた計画です。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物処理施設課題検討会

廃棄物処理施設の設置等に係る課題について関係者間で情報を共有するとともに、抱えている課題等について検討し、廃棄物の処理の促進を図ることを目的とした検討会です。

廃棄物等

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする法律です。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ばいじん

ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質です。

廃炉安全監視協議会

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」参照。

バグフィルター

フィルターを用いてばいじん等をろ過する排ガス処理装置のことです。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されています。

飛灰

廃棄物を焼却する際、バグフィルター等でとれたばいじんの総称のことです。

ふ

風致地区

都市における風致（水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる「都市計画法」に規定される地域地区であり、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などが規制されます。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動によって発電するものです。

ふくしまエコオフィス実践計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）です。

フクシマエコテッククリーンセンター

（特定廃棄物埋立処分施設）

富岡町に位置する（搬入路は檜葉町に所在）既存の管理型処分場で、国が平成 28 年 4 月に国有化し、特定廃棄物埋立処分施設となりました。同施設を活用して福島県内で発生した特定廃棄物の埋立処分事業を行う計画です。処分場面積は約 9.4ha、埋立容量が約 96 万 m^3 、残余容量が約 74 万 m^3 となっています。

ふくしま環境活動支援ネットワーク

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成 21 年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境創造センター・福島県生活環境総務課）。

ひ

福島議定書事業

二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

福島県 PCB 廃棄物処理計画

「PCB 特措法」に基づき、県内の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な PCB 廃棄物の処理の推進を図るために定めた計画です。

福島県環境影響評価条例

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

福島県環境基本条例

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした条例です。

福島県環境共生建築計画・設計指針

「環境と共生する建築物」の計画・設計をする際の基本的事項を示し、世界的問題である二酸化炭素排出量の削減など、建築物のライフサイクルを通じたあらゆる環境負荷の低減に配慮し、自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成に取り組み、地球にやさしい「ふくしま」を目指すことを目的として、平成 18 年に策定しました。

福島県クリーンふくしま運動推進協議会

散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的として、昭和 58 年に設立されました。各行政機関や関係業界、各種団体等により構成されており、県下一斉清掃活動などの取組を行っています。

福島県景観条例

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

平成 24 年 12 月に設置。県、関係市町村、学識経験者で構成し、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況等について安全監視を行っています。

福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

県有建築物のエネルギー使用に関する目標値及び実現するための手順等を示し、建築物の整備の方向性を明確にすることを目的として、平成 29 年 5 月に策定しました。

福島県再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会

再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に関する各種事業の情報共有や方向性の検討等を行うために設置された協議会。業界団体や大学、県等により構成されています。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能

エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行うために設置された研究会。県内外の企業や大学、市町村等が会員となっています。

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会

本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくために設置された連絡会。再生可能エネルギーの推進に関し協議するほか、必要に応じて、県に対して助言、提案等を行います。

福島県自然環境保全条例

自然環境の保全に関する県等の責務や、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めた条例です。

福島県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等についての県等の責務や、大気・水環境の保全並びに騒音、振動及び悪臭に関する規制等について定めた条例です。

福島県分別収集促進計画

「容器包装リサイクル法」第9条第1項に基づいて、県内の容器包装廃棄物の分別収集を促進するために策定する計画です。

福島県防災会議

「災害対策基本法」に基づき設置される会議。県、国の各行政機関、自衛隊、市町村、消防機関、各公共機関等により構成され、地域防災計画の作成や実施の推進、災害が発生した場合の連絡調整等の業務を担っています。

福島県水環境保全基本計画

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第5条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

福島県野生動物救命救急ドクター（ER ドクター）

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

（自然公園）普通地域

「自然公園」参照。

不法投棄監視員

県が各市町村に配置しており、不法投棄の監視を行っています。また、このほか、市町村においても独自に監視員を配置しています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10 μ m以下のものをいいます。

フロン排出抑制法

オゾン層の破壊又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に

関する措置等を定めた法律です。フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされたことから、平成 25 年 6 月に改正、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。管理者については、点検の実施、一定量以上フロン類を漏えいさせた場合に国に報告する責務等が定められています。

フロン類

正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の 3 種類があります。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100 倍）、代替フロンである HFC はオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は二酸化炭素の 140～11,700 倍となっています。

ほ

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき、中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画です。県や市町村は、同計画に基づき、地域防災計画を作成します。

放射性核種

放射能をもつ原子核の種類のことです。

放射性物質汚染対処特措法

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会（PCB 廃棄物広域処理協議会）

室蘭市における、北海道並びに東北、北関東、甲信越及び北陸地域の 15 県の PCB 廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るため設置された協議会です。

ま

マイバッグ

スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

マスバランス

物質収支のことです。

み

水環境保全推進員（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員）

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保

全対策推進協議会長が委嘱しています。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

む

無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

も

もりの案内人

自然観察会や野外活動、森林づくりなどを通して、一緒に学びながら森林の役割や大切さを広く県民に伝えていくボランティアによる指導者で、県が認定を行っています。

や

野生生物共生センター

昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っていた「鳥獣保護センター」に、保護管理、環境学習等の新たな機能を追加し、平成 28 年に「野生生物共生センター」として再整備を行いました。

野生動植物保護アドバイザー

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有する方を県が選任し、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動植物の保

護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行います。

野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動植物保護地区

「自然環境保全地域」内で特に保全を図るべきとして指定される「特別地区」の中で、さらに特定の野生動植物を保護する必要があるとして指定される地区で、指定動物の捕獲・殺傷、指定植物の採取・損傷が禁止されます。

ゆ

有機農産物

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

優良景観形成住民協定

「福島県景観条例」に基づき、景観形成に関する住民協定のうち、県土の景観形成に資するものについて、知事が優良として認定するものです。

ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏(MAD: Man and the Biosphere)計画」の中心事業である「生物圏保存地域(Biophere Reserves: 略称 BR)」のこと。

よ

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るた

め、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定める法律です。

わ

ワンド

河川敷の池になっているような地形のこと。

り

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

流域別下水道整備総合計画

「環境基本法」第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、「下水道法」に基づき県が策定する、下水道整備に関する総合的な基本計画です。

緑化センター（福島県総合緑化センター）

県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図ることなどを目的として、郡山市逢瀬町内に設置。園内には、樹木を観察できる教材樹木園や、安積平野を借景とした築山山水式庭園などがあります。

緑地環境保全地域

良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。

緑地協定

地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する、「都市緑地法」に基づく制度です。

参考資料 東日本大震災～平成 28 年度までの主な動き

【原子力発電所について】

平成 23 年

- 3月11日・東日本大震災発生。
- 〃 ・東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一」）が地震と津波で被災。
 - 〃 ・国が福島第一について、原子力緊急事態宣言。
 - 〃 ・県が福島第一の半径 2 km 圏内に避難要請。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 3 km 圏内に避難指示。
- 12日・国が東京電力福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）について、原子力緊急事態宣言。
- 〃 ・国が福島第二の半径 3 km 圏内に避難指示、半径 10km 圏内に屋内退避指示。
 - 〃 ・福島第二 3 号機が冷温停止。
 - 〃 ・福島第一 1 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・国が福島第二の半径 10km 圏内に避難指示。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20km 圏内に避難指示。
- 14日・福島第一 3 号機原子炉建屋で水素爆発。
- 〃 ・福島第二 1 号機が冷温停止。
 - 〃 ・福島第二 2 号機が冷温停止。
- 15日・福島第一 2 号機圧力制御室付近で爆発音。
- 〃 ・福島第一 4 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・福島第二 4 号機が冷温停止。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20～30km 圏内に屋内退避指示。
- 16日・福島市内の水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出。
- 18日・国が原発事故の深刻度を「レベル 5」と暫定評価。
- 19日・川俣町の原乳、茨城県のほうれん草などから暫定基準を超過する放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出。
県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請。
- 20日・福島第一 5 号機が冷温停止。
- 〃 ・福島第一 6 号機が冷温停止。
-
- 4月 2日・福島第一 2 号機取水口付近のコンクリート亀裂から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
- 4日・東京電力が、高濃度汚染水保管場所確保のため、緊急の措置として、低濃度の汚染水約 11,500 トンを海に放出。
- 12日・原子力安全・保安院が原発事故の評価を「レベル 7」に訂正。
- 17日・東京電力が原発事故収束に向けた工程表「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表。
- 22日・国が福島第一の半径 20km 圏内を「警戒区域」に設定。
推定被ばく線量が年間 20mSv を超える区域を「計画的避難区域」に、福島第一の半径 20～30km の区域を「緊急時避難準備区域」に設定。
-

- 5月11日・福島第一3号機取水口付近から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
20日・東京電力が、福島第一7, 8号機増設中止と1～4号機の廃炉を正式決定。
-
- 6月18日・県、立地町が東日本大震災後はじめて、福島第一の原発事故収束作業を現地調査。
-
- 7月14日・福島第一において、循環注水冷却システムが稼働。
19日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ1の目標を達成し、ステップ2へ移行。
-
- 9月30日・国が緊急時避難準備区域を解除。
-
- 10月20日・県議会が県内原発の全基廃炉の請願を採択。
-
- 11月30日・県が県内原発の全基廃炉を要請する方針を表明。
-
- 12月16日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ2が完了。
21日・ステップ2以降の廃炉工程表として、
「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（以下「中長期ロードマップ」）」を決定。
26日・国が避難区域見直しの考え方を公表。
〃・国が福島第二の原子力緊急事態宣言を解除。
-

平成 24 年

-
- 1月28日・福島第一汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発。
31日・東京電力が、福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画を提出。
-
- 4月 1日・国が田村市と川内村の避難区域を再編。警戒区域を解除。
16日・国が南相馬市の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-
- 5月17日・福島第二4号機の復旧が完了。
-
- 6月20日・原子力規制委員会設置法が成立。
-
- 7月 5日・国会事故調査委員会が報告書を取りまとめ。
17日・国が飯舘村の避難区域を再編。
23日・政府事故調査委員会が最終報告書を取りまとめ。
-
- 8月10日・国が檜葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-
- 9月19日・原子力規制委員会が発足。
〃・県原子力センターが福島市に事務所を開設。
-
- 10月11日・福島第二3号機の復旧が完了。
31日・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を決定。
-
- 11月 7日・国が福島第一を原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定。
-
- 12月 3日・福島第一4号機の燃料取出し完了の1年前倒しを決定。
7日・県が廃炉安全監視協議会を設置。
10日・国が大熊町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-

平成 25 年

-
- 2月15日・福島第二2号機の復旧完了。
-
- 3月 7日・国が新たに廃炉対策推進会議を設置し、中長期ロードマップを

- 6月に改訂することを決定。
- 18日・福島第一において、停電により使用済燃料代替冷却システムが一時停止。
- 22日・国が葛尾村の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 25日・国が富岡町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 26日・県防災会議を開催し、福島第一の暫定的UPZ等、地域防災計画原子力災害対策編の修正を決定。
- 28日・東北電力が浪江・小高原発の建設計画中止を発表。
- 30日・福島第一において、「多核種除去設備（ALPS）」の試運転開始。
-
- 4月 1日・県原子力安全対策課に原子力専門員配置。
- 〃 〃 国が浪江町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 5日・福島第一において動力電源盤故障警報が発生し、3号機使用済燃料プール冷却設備が停止。
- 〃 〃 福島第一の地下貯水槽から汚染水漏えいが判明。
-
- 5月 28日・国が双葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 30日・福島第二1号機の復旧が完了。福島第二の復旧が全ての号機で完了。
-
- 6月 5日・国が緊急時モニタリング体制等にかかる原子力災害対策指針を改定。
- 15日・ALPSのバッチ処理タンクから漏えいを確認し、翌日A系を停止。
- 19日・福島第一タービン建屋東側取水口付近の観測孔から高濃度のトリチウムを検出。
- 27日・政府廃炉対策推進会議が、中長期ロードマップの改訂を決定。
-
- 7月 11日・県が廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を設置。
- 22日・東京電力が福島第一において放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を公表。
- 〃 〃 福島第一4号機原子炉建屋の燃料取出し用カバーの設置完了。
-
- 8月 4日・県が廃炉安全確保県民会議を設置。
- 8日・国が川俣町の避難区域を再編。
- 19日・福島第一構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい。
- 28日・原子力規制委員会がタンク漏えいを国際的な事故評価尺度の「レベル3」（重大な異常事態）と評価。
- 〃 〃 県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」）が9月以降の試験操業中断を決定。
-
- 9月 3日・国が汚染水問題に関する基本方針を決定。
- 19日・廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を設置。
- 20日・安倍首相が福島第一を視察し、東京電力に5、6号機の廃炉を要請。
- 25日・県漁連が試験操業を再開。
-
- 10月 1日・県原子力安全対策課に原子力対策監設置。
- 30日・福島第一4号機からの燃料取出し計画を原子力規制委員会が認可。
-
- 11月 18日・福島第一4号機の使用済核燃料プールから燃料取り出し開始。
-
- 12月 18日・東京電力は福島第一5、6号機の廃炉方針を決定。
- 20日・国は廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定。
- 汚染水問題に対する予防的重層的な対策が示される。
-

平成 26 年

-
- 2月13日・県防災会議を開催し、緊急時モニタリング体制等について
県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
 - 19日・福島第一2号機原子炉圧力容器底部の温度計損傷。
〃・福島第一構内H6エリアタンク上部から汚染水漏えい。
 - 25日・福島第一において、掘削工事中の電源ケーブル切断により、
4号機使用済燃料プールが一時冷却停止。
-
- 3月18日・福島第一ALPSにおいて、トラブルによりA系C系が停止。
 - 28日・福島第一における掘削作業中の協力作業員の死亡事故発生。
-
- 4月1日・楡葉町役場内に原子力安全対策課楡葉駐在員を配置。
〃・田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除。
 - 9日・東京電力が地下水バイパスのため、専用井戸で地下水の汲み上げ開始。
-
- 5月21日・東京電力が地下水バイパス計画による地下水の海への流出を実施。
-
- 6月2日・東京電力が凍土遮水壁の設置工事を開始。
〃・福島第一4000トンノッチタンク群からの漏えいが発生。
-
- 7月10日・福島第二・1号機で使用済燃料の取り出し完了。
 - 24日・福島第一のタービン建屋とトレンチの接続部に、
氷、ドライアイスの試験投入を開始。
-
- 8月12日・東京電力がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始。
-
- 9月3日・東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のため
セメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始。
 - 30日・福島第一の高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生。
-
- 10月1日・川内村東部の避難指示解除準備区域の避難を解除、
居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編。
 - 16日・福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のため止水剤の投入を開始。
 - 22日・福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始。
 - 31日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業実施。
-
- 11月5日・福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了。
 - 8日・福島第一において、ALPS処理水を溜める地上タンクの、
増設工事中に鋼材が落下、作業員3人が負傷。
 - 9日・福島第一・4号機の使用済燃料プールの冷却が自動停止。
 - 10日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業（2回目）実施。
 - 19日・福島第一・4号機の未使用燃料の移送を完了。
 - 20日・福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査開始。
 - 26日・福島第一・2号機の海側トレンチ内を埋め立てるセメントの投入開始。
-

平成 27 年

-
- 1月7日・県、双葉町、大熊町及び東京電力により、「福島第一原子力発電所の廃炉等
の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結。
 - 19日・福島第一において、雨水を貯蔵する地上タンク上部から、作業員が落下、翌
日死亡する事故発生。

- 20日・福島第二の廃棄物処理建屋において、濃縮器の点検用架台に、作業員が挟まれ、死亡する事故発生。
- 23日・東京電力が平成 26 年度中の汚染水全量処理を断念することを発表。
-
- 2月 6日・福島第一 1～4 号東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 11日・福島第一 2 号機タービン建屋から、3 号タービン建屋への移送ポンプ停止。
- 22日・福島第一において、構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報が作動。
- 24日・福島第一 2 号機海水配管トレンチ立坑部の閉塞充填開始。
-
- 3月 10日・福島第一において、H 4 タンクエリア外集堰の水位低下。
- 16日・福島第一 1～4 号東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 18日・福島第一において、H 6 エリア周辺の分析結果に有意な変動が生じる。
- 21日・福島第一 4 号機海水配管トレンチトンネル部の閉塞充填完了。
-
- 4月 16日・福島第一 1 号機にて変形型ロボットによる格納容器内の調査を開始。
- 21日・福島第一構内において、K 排水路に設置した仮設ポンプが停止し、K 排水路の排水が堰を溢水して港湾外へ流出、県は東京電力㈱に対し原因究明、再発防止、情報提供等を申し入れ。
- 30日・福島第一において陸側遮水壁（凍土方式）の建屋山側の一部において試験凍結を開始。
-
- 5月 27日・福島第一構内のタンクに貯留していた汚染水（RO 濃縮塩水）についてタンク底部の残水を除き、処理を完了。
-
- 6月 1日・福島第一 5 号機の使用済燃料の移送を完了
- 6月 12日・廃炉・汚染水対策関係関係等会議において「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂が決定。
-
- 7月 20日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備付近のクロウラークレーンから発火。
- 7月 28日・東京電力が福島第一 1 号機建屋カバー解体に向けた屋根パネル一枚目を取り外し。
-
- 8月 8日・福島第一において、作業車の装置に挟まれた作業員が死亡する事故が発生。県は東京電力に対し、原因究明、再発防止の徹底等を申し入れ。
-
- 9月 5日・政府は檜葉町の避難指示解除準備区域を解除。
- 14日・福島第一において、サブドレン処理済水を海へ排水開始。
- 30日・原子力規制庁が新たに特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会を設置。
-
- 10月 5日・福島第一 1 号機建屋カバー解体に向けた、屋根パネル 6 枚目を取り外し。（全ての屋根パネルの撤去が完了）
- 19日・日本原子力研究開発機構（JAEA）の檜葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）が開所。
- 20日・福島第一 3 号機の原子炉格納容器に計測器付きカメラを初めて投入し、内部調査を開始。
- 26日・福島第一において、海側遮水壁の閉合を完了。
-
- 12月 21日・福島第一において、海水配管トレンチの穴埋め作業を完了。（2～4 号機完了）
-

平成 28 年

-
- 2月 1日・県防災会議を開催し、原子力災害対策重点区域の設定及び防護措置等県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
- 24日・東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公表遅れ）について公表。
-
- 3月 18日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備による焼却開始。
- 28日・福島第一において、K排水路の港湾内への付替工事が完了。
- 31日・陸側遮水壁（凍土方式）の凍結開始。
-
- 4月 6日・福島第一・地下貯水槽No. 1南西側の漏えい検知孔において、全ベータ放射能の値が急上昇。
- 4月 8日・福島第一・雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が上昇し、運転上の制限値を超える事象発生。県は東京電力に対し原因究明、再発防止及び水位管理の徹底等を申し入れ。
-
- 5月 27日・第15回トリチウム水タスクフォースが開催され、今後のトリチウム水の取扱いの検討について、「経済合理性だけでなく社会的な影響等も含めて慎重に議論を進めるべき」と報告書に記載。
-
- 6月 6日・陸側遮水壁の凍結を促進させるため、補助工法を開始。
- 28日・福島第一の免震重要棟遠隔監視室にある6900V電源盤において警報が発生。セシウム吸着装置等の設備が一時停止したが、燃料冷却や汚染水処理への影響なし。
-
- 7月 11日・福島第一G1タンクエリア西側において、タンクから3号機タービン建屋への移送中に、移送ホースが外れて堰外に汚染水が漏洩したが、海への流出はなし。県は、開催中だった廃炉安全監視協議会において、早急に対策を施すこと、対応状況を速やかに報告するよう、東京電力に申し入れ。
- 7月 13日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構により、「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」が公表。その中で「石棺方式」について記載。
- 7月 14日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」について、検討しているとの報道があったが、検討している事実はないと公表。
- 7月 20日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」の文言を削除した「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」の修正内容を発表。
- 7月 28日・福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在していると推定されるとする解析結果を公表。
-
- 8月 10日・福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において、伸縮継手部等に割れを発見し、当該設備を停止。放射性物質による外部への影響なし。
- 8月 25日・福島第一・5,6号開閉所屋上に設置されている引留鉄構の鋼材の一部に損傷を確認。電源確保における影響なし。
-
- 9月 1日・福島第一H2タンクエリアにおいて、タンク溶接作業中にタンク近傍から発煙を確認、その場で消火。
- 9月 12日・福島第二において、一時的に警報表示装置を停止していたことについて、原子力規制庁から核物質防護規定の遵守に係る厳重注意文書を受領したと東

京電力より報告。

- 9月13日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外し作業を開始。
- 9月15日・福島第一・固体廃棄物貯蔵庫第9棟について、予定していた平成29年2月竣工が平成30年1月に遅延すると東京電力より報告。
- 9月20日・福島第一について、長雨の影響により護岸埋立エリアにおける地下水位が上昇し、地表面を超過。井戸及び地表面からの溢水は確認されず。
- 9月30日・福島第二において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
-
- 10月13日・福島第一・陸側遮水壁（凍土方式）の海側が凍結完了。
・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 3-2）において、全ベータの過去最大値を更新。
- 14日・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 1）において、全ベータの過去最大値を更新。
- 15日・既設多核種除去設備A系のL字型配管の溶接箇所付近からストロンチウム処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 17日・既設多核種除去設備A系のL字型配管部から処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 19日・福島第一において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
-
- 11月 1日・淡水化装置RO膜の洗浄水貯留タンク上部にある空気抜き配管から漏えい。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 10日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しが完了。
・福島第一について、停止中であった雑固体廃棄物焼却設備の運転再開。
- 15日・サブドレン他浄化設備建屋内において、漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 22日・福島県沖を震源とする最大震度5弱の地震が発生。福島第二3号機において、使用済燃料プール冷却浄化系ポンプが一時停止。
-
- 12月 3日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所7箇所のうち2箇所の凍結開始。
- 4日・福島第一・1～3号機使用済燃料プール二次冷却系循環ポンプが一時停止。
- 5日・福島第一において、作業員が誤ってスイッチに触れたことにより、3号機原子炉注水が停止。約1時間後に原子炉注水を再開。炉内温度や敷地境界のモニタリングポストの数値に変化なし。
・県は東京電力に対し、福島第一・使用済燃料プール冷却停止及び3号機原子炉注水停止に係る原因調査と再発防止を申し入れ。
- 6日・サブドレン等浄化設備から漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 7日・福島第一の使用済燃料プールの冷却ポンプの停止及び3号機原子炉注水の停止について、原子力規制庁から行政指導。
- 14日・福島第一1号機について、原子炉冷却に必要な計算上の注水量をもとに、原子炉注水量の低減操作を開始。
・建屋内淡水化装置B系の出口ラインから漏洩。堰内で留まり、外部への流出なし。

- ・福島第一において、陸側遮水壁の凍結に使用している冷凍機（全 30 台）1 台が、代替フロンガスの漏えいにより停止。
- ・福島第一において、設備点検に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていない不備として是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
- 2 2 日・資源エネルギー庁が、福島第一 3 号機使用済燃料プールからの燃料取り出し時期に関して、中長期ロードマップに示されている平成 29 年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す。
- 2 4 日・福島第一 2 号機原子炉格納容器の内部調査に向けた格納容器貫通孔の穴開け作業完了。

平成 29 年

1 月 30 日・福島第一 2 号機において、先端にカメラを装着したガイドパイプを格納容器内に挿入し、圧力容器下部（ペDESTAL 内）の撮影に成功。

2 月 16 日・福島第一 2 号機において、自走式調査装置を原子炉格納容器内に投入し調査。ペDESTAL 入口の手前まで走行したところで動作不良になり、装置を格納容器内に残置。

- ・福島第一港湾内に係留しているメガフロートのバラスト水の水位が海水面と同じ高さまで上昇。

3 月 3 日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所 5 箇所のうち 4 箇所の凍結開始。

3 月 8 日・福島第二において、免震重要棟の電源設備の点検作業を行っていた作業員が誤って左手に感電し、指を負傷。

- 1 8 日・福島第一 1 号機の原子炉格納容器内における変形型ロボットによる調査開始。
- ・福島第二の法面において、枯れ草が燃えているのを発見、その場で消火。

【除染について】

平成 23 年

7 月 ・除染アドバイザーを委嘱。

8 月 ・町内会等による自主的除染への助成開始。

2 6 日・国が除染の基本的な考え方を決定。

3 0 日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。

9 月 ・除染アドバイザー派遣開始。

1 0 月 4 日・除染業務講習会開催。（10 月～）

1 3 日・県生活環境部に環境回復推進監を設置。

〃 ・県除染対策課が発足。

〃 ・県が除染・廃棄物対策推進会議設置。

1 1 月 ・県が除染技術実証事業、面的モデル除染事業を開始。

1 1 日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により
土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等決定。

2 7 日・除染の推進に向けての「安心・安全フォーラム」の開始。（11 月～）

- 1 2 月 9 日・「除染計画策定マニュアル」作成。
〃 ・除染対策事業交付金受付開始。
2 8 日・除染特別地域に 11 市町村、汚染状況重点調査地域に 40 市町村が指定される。
-

平成 24 年

- 1 月
・放射線・除染講習会開催。
・除染情報プラザが開所。（除染専門家派遣、除染情報発信等）
1 日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
2 6 日・国が原発周辺の除染工程表を発表。
3 1 日・除染業務に係る技術指針公表。
-
- 2 月 2 8 日・汚染状況重点調査地域に追加指定（柳津町）。県内指定 41 市町村。
-
- 3 月 2 9 日・「福島県面的除染の手引き」作成。
-
- 4 月 1 3 日・田村市、檜葉町、川内村の特別地域内除染実施計画策定。
1 8 日・南相馬市の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 5 月 1 3 日・除染対話フォーラム開催。（5 月～）
2 4 日・飯館村の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 6 月 5 日・放射線・除染講習会開催。（6 月～）
-
- 7 月 1 8 日・仮置場現地視察会。（7 月～）
2 5 日・田村市の本格除染着手。
-
- 8 月 1 0 日・川俣町の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 9 月 4 日・川内村の本格除染着手。
6 日・檜葉町の本格除染着手。
2 5 日・飯館村の本格除染着手。
2 8 日・葛尾村の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 1 1 月 2 1 日・浪江町の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 1 2 月 2 7 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（昭和村）。県内指定 40 市町村。
2 8 日・大熊町の特別地域内除染実施計画策定。
-

平成 25 年

- 4 月 2 5 日・葛尾村、川俣町の本格除染着手。
-
- 5 月 1 7 日・除染管理目標の設定の考え方（暫定版）提示。
-
- 6 月 2 4 日・大熊町の本格除染着手。
2 6 日・富岡町の特別地域内除染実施計画策定。
2 8 日・田村市において計画に基づく除染終了。
-
- 8 月 2 6 日・南相馬市の本格除染着手。
2 8 日・仮置場現地視察会。
〃 ・仮置場等技術指針（第 1 版）公表。
2 9 日・仮置場設置事例集策定。
-
- 9 月 1 0 日・除染の進捗状況についての総点検。
-

1 1 月 2 7 日・浪江町の本格除染着手。

1 2 月 2 6 日・特別地域内除染実施計画の変更。

（6 市町村：南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町）

平成 26 年

1 月 8 日・富岡町の本格除染着手。

2 月 2 8 日・除染業務に係る技術指針（第 2 版）公表。

3 月 3 1 日・計画に基づく除染が終了（川内村、楢葉町、大熊町）。

6 月 6 日・仮置場等技術指針（第 2 版）公表。

7 月 1 5 日・双葉町の特別地域内除染実施計画策定。

1 1 月 1 7 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（三島町）。県内指定 39 市町村。

1 2 月 帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（大熊町）。

平成 27 年

1 月 3 0 日・放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正。

2 月 帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（双葉町、富岡町）。

3 月 2 日・双葉町の本格除染着手。

3 月 1 3 日・中間貯蔵施設保管場への除去土壌等のパイロット輸送開始。

3 月 2 6 日・仮置場等技術指針（第 3 版）公表。

1 2 月 3 1 日・葛尾村、川俣町において、計画に基づく除染終了。

平成 28 年

3 月 3 1 日・仮置場等技術指針（第 4 版）公表。

〃 双葉町において、計画に基づく除染終了。

9 月 8 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（矢祭町）。

1 1 月 2 9 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（埴町、柳津町）。

1 2 月 3 1 日・飯舘村において、計画に基づく除染終了。

平成 29 年

1 月 3 1 日・富岡町において、計画に基づく除染終了。

3 月 3 1 日・南相馬市、浪江町において、計画に基づく除染終了。除染特別地域の 11 市町村の面的除染が終了。

・汚染状況重点調査地域の 36 市町村の面的除染が概ね終了。

【廃棄物について】

平成 23 年

3 月 3 1 日・県災害廃棄物処理対策協議会設置。

-
- 5月16日・国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針を策定。
-
- 8月18日・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行。
- 8月30日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
-
- 10月13日・県が除染・廃棄物対策推進会議を設置。
-
- 11月11日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により
汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項を決定。
-
- 12月28日・汚染廃棄物対策地域に11市町村が指定される。
-

平成 24 年

-
- 1月 1日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
-
- 3月 ・福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金設置。
-
- 6月11日・国が対策地域内廃棄物処理計画を策定。
-

平成 25 年

-
- 8月 ・県が福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針を策定。
-
- 9月10日・国が福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検を発表。
-
- 12月14日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・楡葉町長へ既存管理型処分場の活用の要請（中間貯蔵施設設置についても要請）。
- 26日・国が対策地域内廃棄物処理計画を見直し。
-

平成 26 年

-
- 2月12日・既存管理型処分場の活用計画案の見直しについて、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。
-
- 3月27日・既存管理型処分場の活用計画案に関する県からの申入れに対し国から回答。
-
- 4月19日・既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（県同席）。
（4月20日まで延べ2日間、286名参加。）
-
- 6月 8日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
（6月14、15日の延べ3日間、496名参加。）
-

平成 27 年

-
- 3月30日・東日本大震災で増加した廃棄物の発生状況を踏まえ、県が福島県廃棄物処理計画を1年前倒しして改定。
-
- 6月 5日・環境大臣が、知事及び富岡・楡葉両町長に対して、既存管理型処分場の更なる安全対策や国有化の考え方を提示。
-
- 6月27日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
（6月28日まで延べ2日間、231名参加。）
-
- 7月19日・既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（県同席）。
（7月20日まで延べ2日間、97名参加。）
-
- 8月25日・知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣及び環境・復興両副大臣へ安全対策等に関して申入れ。
-

-
- 1 1 月 1 6 日・8 月 25 日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示。
- 1 1 月 2 4 日・知事が、国が行う既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に関して、県から富岡・檜葉両町へ 100 億円を交付することを表明。
-
- 1 2 月 4 日・知事、富岡・檜葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の 4 項目に責任を持って対応するよう申入れ。
- ※ 4 項目の申入れ内容
- ① 地元への丁寧な対応
 - ② 処分場の国有化と県・両町との安全協定の締結
 - ③ 県・両町との協議の上での輸送計画策定
 - ④ 両町の地域振興策の具体化
-

平成 28 年

-
- 4 月 1 8 日・国が既存管理型処分場を国有化。
-
- 6 月 2 7 日・国、県、富岡・檜葉両町による安全協定を締結。
-

【中間貯蔵施設について】

平成 23 年

-
- 1 2 月 2 8 日・環境大臣兼原発事故担当大臣から知事及び双葉郡 8 町村長へ「中間貯蔵施設の設置を双葉郡内にお願ひする」旨の要請。
-

平成 24 年

-
- 3 月 1 0 日・環境・復興両大臣から大熊、双葉、檜葉 3 町長へ中間貯蔵施設の設置要請。
-
- 8 月 1 9 日・環境・復興両大臣から知事・双葉郡 8 町村長へ中間貯蔵施設に関する調査を実施したい旨の要請。
-
- 1 1 月 2 8 日・知事が調査受入れを判断し、環境大臣へ伝達。
- 条件
- ① 調査受入れが建設受入れではないこと。
 - ② 地元にて丁寧な説明を尽くすなど、国としての責任を果たすこと。
 - ③ 調査の取組状況を適時に報告すること。
-

平成 25 年

-
- 4 月 9 日・国が檜葉町の現地調査に着手。
- 2 3 日・国が大熊町の現地調査に着手。
- 2 8 日・県が中間貯蔵施設に関する専門家会議を設置。
-
- 1 0 月 1 1 日・国が双葉町の現地調査に着手。
-
- 1 2 月 1 4 日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・檜葉町長へ中間貯蔵施設の設置の要請（既存管理型処分場の活用受入れについても要請）。
-

平成 26 年

2月12日・中間貯蔵施設の配置計画案の見直し等について、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。

3月27日・2月12日の県からの申入れに対する国からの回答があり、3項目（県外最終処分の法制化、用地の取扱い、生活再建策・地域振興策）について具体的に提示するよう申入れ。

4月25日・環境副大臣が大熊・双葉両町長に面会し（県同席）、3月27日に申入れた3項目の考え方について説明。

5月27日・環境大臣が大熊・双葉両町長に面会（県同席）。住民説明会開催及び3項目の申入れ事項の対応状況について説明。

① 県外最終処分の法制化については、「日本環境安全事業株式会社法」に規定する。

② 用地の取扱いについては、住民票に関し総務省をはじめ政府内で検討している。

③ 地域の文化遺産・墓地等についてはきめ細やかに対応する。

5月31日・国が大熊町・双葉町住民説明会を開始（県同席）。

（6月15日まで延べ9日間、県内外において16回開催、参加者2,605名）

7月28日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。

（法制化、用地の取扱いなどの具体的な考え方を提示）

8月9日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。

（中間貯蔵施設等に係る交付金等の財政措置についての対応方針を提示）

25日・知事が大熊・双葉両町長と面談。

（地権者の生活再建支援、その他地域振興策等の課題へ対応するため、両町合わせて150億円の財政措置（交付金）を行う考えを提示）

28日・復興大臣が大熊・双葉両町長（県同席）へ、「大熊・双葉ふるさと復興構想」を提示。

9月1日・知事から環境・復興両大臣へ建設受入れ容認及び搬入受入れに当たっての確認事項を申入れ。

※ 搬入受入れに当たっての申入れ事項

1 避難地域の将来像について

2 財政措置について

3 確認事項

・地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。

・建設受入れの判断と搬入受入れの判断は別であり、搬入受入れの判断に当たっては、次の事項を確認すること。

① 県外最終処分の法案の成立

② 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度

③ 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化

④ 施設及び輸送に関する安全性

⑤ 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意

// ・知事から総理大臣へ建設受入れ容認の伝達。

9月29日・国が大熊町・双葉町地権者説明会を開始（県同席）。

（10月12日まで延べ10日間、県内外において12回開催、参加者901名
地権者数：2,365名、発送者数：1,269名）

10月23日・大熊・双葉両町長が国へ申入れ（県同席）。

1 地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。

2 説明会に出席されなかった地権者に対して、早急に説明を行うこと。

11月19日・日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が成立。（12月24日
施行）

12月16日・大熊町長が、建設受入れ容認を表明。

平成 27 年

1月 9日・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500億円）、原子力災害からの福島復興交
付金（1,000億円）が計上された平成26年度補正予算案が閣議決定。

13日・双葉町長が、建設受入れ容認を表明。

14日・福島特定原子力施設地域復興交付金（93億円）が計上された平成27年度当
初予算案が閣議決定。

2月 3日・平成26年度補正予算が成立。

8日・環境・復興両大臣から知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する
回答。

25日・知事、大熊・双葉両町長から環境・復興両大臣へ搬入受入れ容認を伝達。

3月13日・パイロット輸送の開始。

7月15日・地権者説明の円滑化のため、大熊・双葉両町に新たに1名ずつ駐在員を配置。

平成 28 年

2月19日・環境省が、大熊・双葉両町に対し、貯蔵施設などの本格施設の整備に着手
し、平成28年度の輸送量を15万 m^3 程度とする「平成28年度を中心とし
た中間貯蔵施設事業の方針」を説明。

3月27日・福島復興再生協議会において、環境大臣が、「当面5年間の見通し」を公表。

28日・パイロット輸送が終了し、県内43市町村から45,382 m^3 の除去土壌等が搬
入された。

4月 1日・更なる地権者説明の促進のため、10名の県職員を国へ派遣。

5月19日・国が「減容・再生利用技術開発戦略・工程表」を公表。

6月17日・大熊町議会全員協議会において、町有地ふれあいパークおおくまの活用が
容認され、7月2日にいわき市立赤井中学校からの除去土壌等を搬出。

10月19日・双葉町議会全員協議会において、町有地双葉総合公園の活用が容認され、1
2月1日に二本松市から学校等の除去土壌等を搬出。

11月15日・受入・分別施設及び土壌貯蔵施設整備の工事着工

12月 9日・国が平成29年度の輸送量を50万 m^3 程度とし、平成30年度の輸送量に対応
できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施
設事業の方針」を公表。

平成 29 年

3 月 31 日・平成 28 年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 46 市町村から 183,734m³、累計で 229,166m³となり、19 市町村の輸送が完了。

【環境創造センターについて】

平成 24 年

10 月 29 日・環境創造センター基本構想公表。

平成 25 年

10 月 18 日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）概要公表。

平成 26 年

1 月 31 日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）概要公表。

3 月 26 日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）建設工事着工。

10 月 3 日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）建設工事着工。

平成 27 年

3 月 31 日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）建設工事着工。

5 月 29 日・野生生物共生センター（大玉村）建設工事着工。

8 月 26 日・環境創造センター本館（三春町）竣工。

9 月 30 日・環境放射線センター（南相馬市）竣工。
環境放射線センター及び猪苗代水環境センター竣工。

10 月 27 日・環境創造センター本館（三春町）開所。

11 月 16 日・環境放射線センター（南相馬市）開所

12 月 21 日・野生生物共生センター（大玉村）竣工。

12 月 28 日・福島県環境創造センター条例の施行。

平成 28 年

3 月 31 日・環境創造センター研究棟及び交流棟竣工。

4 月 15 日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）開所。

4 月 21 日・環境創造センター研究棟への J A E A 及び国環研の入居式。

4 月 27 日・野生生物共生センター（大玉村）開所。

7 月 21 日・環境創造センター交流棟開所（環境創造センターグランドオープン）。

【 I A E A との協力について】

平成 24 年

1 2 月 1 5 日・県と I A E A との間の協力に関する覚書締結。
 〃 ・実施取決め締結（ I A E A 提案プロジェクト 5 件）。

平成 25 年

4 月 1 0 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 3 件）。

5 月 2 7 日・ I A E A 緊急時対応能力研修センターオープン。

7 月 2 2 日・ I A E A 専門家来県し、除染、廃棄物、放射線モニタリングの分野に関する
～ 2 6 日 意見交換を実施。

1 0 月 3 0 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 2 件）。
 〃 ・県が I A E A 本部を訪問・協議。

～ 1 1 月 1 日

1 2 月 1 1 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 1 9 日

平成 26 年

7 月 1 4 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 1 8 日

1 0 月 2 0 日・県が I A E A 本部を訪問・協議。
 ～ 2 2 日

1 2 月 1 5 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 1 8 日

平成 27 年

7 月 6 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 1 0 日

1 0 月 1 3 日・県が I A E A 本部を訪問・協議。
 ～ 1 5 日

1 0 月 2 7 日・ I A E A 緊急時対応能力研修センターが環境創造センター本館に移転。

1 2 月 1 4 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 1 8 日

平成 28 年

6 月 2 7 日・ I A E A 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
 ～ 7 月 1 日

1 0 月 1 7 日・県が I A E A 本部を訪問・協議。
 ～ 2 1 日

1 0 月 2 5 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 1 件）。

1 1 月 2 6 日・ I A E A 協力プロジェクト中間報告書公表。

12月 5日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。
～9日

福島県における環境関連計画等

No.	計画名称	計画期間(年度)	担当部局
1	福島県国土利用計画(第5次)	H22～	企画調整部
2	うつくしま「水との共生」プラン	H18～	企画調整部
3	福島県再生可能エネルギー推進ビジョン	H23～H32	企画調整部
4	福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	H12～	危機管理部
5	福島県原子力災害広域避難計画	H26～	危機管理部
6	福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画	S48～	危機管理部
7	福島県環境基本計画【第4次(改定)】	H25～H32	生活環境部
8	福島県環境教育等行動計画	H26～H32	生活環境部
9	福島県地球温暖化対策推進計画	H25～H32	生活環境部
10	福島県循環型社会形成推進計画	H27～H32	生活環境部
11	ふくしまエコオフィス実践計画	H25～H32	生活環境部
12	ふくしま生物多様性推進計画	H23～H32	生活環境部
13	福島県景観計画	H21～	生活環境部
14	第12次鳥獣保護管理事業計画	H29～H33	生活環境部
15	福島県水環境保全基本計画	H25～H32	生活環境部
16	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画	H25～H32	生活環境部
17	福島県廃棄物処理計画	H27～H32	生活環境部
18	福島県分別収集促進計画(第8期)	H29～H33	生活環境部
19	福島県ごみ処理広域化計画	H22～H29	生活環境部
20	福島県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画	H18～H38	生活環境部
21	歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン	H20～	商工労働部

※各計画についての詳細は県HPをご覧ください。

○福島県環境基本条例

平成八年三月二十六日

福島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条—第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

る。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平一条例五八・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全)

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十九条 県は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(放射性物質による環境の汚染への対処)

第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平二五条例一八・改正)

(地球環境保全の推進)

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する行動計画の策定等)

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力等)

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であつて広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福島県立自然公園条例の一部改正)

2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

3 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一一年条例第五八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成25年3月26日公布)

福島県環境白書一本編一（平成29年度版）


平成29年10月発行

非売品、複写・転写可（出典を明記のこと）

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7156

 福島県